

令和 7 年版

龍ヶ崎市環境白書



龍ヶ崎市

環境白書発行にあたって



本書は、龍ヶ崎市環境基本条例第11条に基づく年次報告書として、同条例第9条に基づき平成29年3月に策定した「龍ヶ崎市第2次環境基本計画」の進捗状況等を含め、本市における環境の状況及び良好な環境の保全並びに創造に関する施策の主な実施状況等について、令和6年度の実績を取りまとめ、公表するものです。

近年、環境をめぐる問題は、地球温暖化等を要因とする気候変動に加え、プラスチックごみによる海洋汚染、開発行為等による自然環境や生物多様性の喪失など、多種多様な課題が複雑に絡み合っている状況にあります。

これらの課題は世界や国家規模で取り組むべき問題であり、私たち一人ひとりの取組は小さく見えるかもしれませんが、その一つ一つの積み重ねが、やがて大きな成果へとつながるものと考えております。

そのような中、本市では令和7年2月、地球温暖化に伴う気候変動に対し、市民・地域・事業者の皆様と危機感を共有し、龍ヶ崎市の豊かな環境を将来世代へ引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指す「龍ヶ崎市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

また、令和8年度をもって現行の「龍ヶ崎市第2次環境基本計画」が計画期間満了を迎えることから、新たな計画として「龍ヶ崎市第3次環境基本計画」を策定することとしております。本市の良好な生活環境や豊かな自然環境等を次世代、さらにはその先の世代へと引き継いでいけるよう、全力で取り組んでまいります。

結びに、本書の発刊に当たり、貴重な御意見・御提案を賜りました環境審議会委員の皆様に、心より感謝申し上げます。本書が市民の皆様に広く活用され、環境に関する理解が深まるとともに、今後の環境保全に向けた行動を進める一助となることを願い、令和7年版龍ヶ崎市環境白書をここに発刊・公表いたします。

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和 7 年版 龍ヶ崎市環境白書

本書は、龍ヶ崎市環境基本条例第 11 条に基づく年次報告書として、同条例第 9 条に基づき平成 29 年 3 月に策定した龍ヶ崎市第 2 次環境基本計画の進捗状況等を含め、本市における環境の現況、良好な環境保全等及び創造に関する施策の主な実施状況等について、令和 6 年度の実績を公表するものです。

市環境基本計画では、5 分野「生活環境」「自然環境」「文化環境」「地球環境」「環境学習」について、38 の施策を掲げ、この施策を分類し総合的かつ計画的に推進するため、22 の指標ごとに目標値を設定しています。

令和 6 年度は、令和 5 年度においても目標値を達成していた「公共下水道認可区域外の合併処理浄化槽設置人口率」、「ごみ質分析分類調査における厨芥類及び紙類の割合」、「ごみの総資源化率(民間分含む)」、「適正管理を促した空家等のうち、改善された空家等の割合」、「市民遺産の認定数(合計)」、「LED 照明を導入した主な公共施設数」の他、「パンフレットや冊子等の作成(点)」を加えた 8 つの指標について目標値を達成しました(第 2 章 P23 参照)。

また、令和 6 年度における新たな環境に関する取組は以下のとおりです。

令和 6 年度の新たな環境に関する取組

- ・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の改正(P44)
- ・龍ヶ崎市ゼロカーボンシティ宣言(P58)
- ・民間企業との環境に関する協定(P62)
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)導入促進事業の開始(P65)

目 次

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第1節 環境基本条例・計画	2
1 龍ヶ崎市環境基本条例	2
2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画	2
第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等	4
第3節 龍ヶ崎市の概況	6
1 位置と地勢	6
2 気候	6
3 人口	6

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野	8
2 自然環境分野	16
3 文化環境分野	18
4 地球環境分野	20
5 環境学習分野	22
6 各分野の指標	25

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野	27
目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち	27
目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺	31
目標3 土壌・地下水汚染と地盤沈下のない、安全な地下水と地盤	37
目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち	38
目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境	44
2 自然環境分野	47
目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち	47
目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち	50
目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共存するまち	52
3 文化環境分野	54
目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち	54
目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち	55
4 地球環境分野（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	59
目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル	60

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、カーボンニュートラルになるまち・	66
目標13 気候変動に適應できる、安全な暮らし・	72
5 環境学習分野	76
目標14 環境情報が充実し、環境の課題や取組が共有されるまち・	76
目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち・	77
目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち・	83

資料編

第1節 騒音・振動	87
1 交通騒音・振動	87
2 環境騒音	105
3 航空機騒音	115
第2節 水質汚濁	116
第3節 土壌汚染	139
第4節 地下水汚染	140
第5節 大気汚染	141
第6節 地盤沈下	146
第7節 SDGs	148

環境用語集

環境用語集	158
-------	-----

【用語解説】

語句の右上に＊のマークがあるものについては、下欄（フッター）に説明を記載しております。

（例） 龍ヶ崎市民環境会議^{＊1}

また、語句の右上に☆があるものについては、末尾の環境用語集に用語解説を記載しております。

（例） 硫黄酸化物（SO_x）☆

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

[概説]

この章は、本市の環境に関する最上位の条例・計画である、龍ヶ崎市環境基本条例・龍ヶ崎市第2次環境基本計画の概要及び概況について記載しています。さらに、環境に関する主な法律・条例について、国・県・市ごとに体系的に区分し記載しています。

[構成]

第1節 環境基本条例・計画	2
1 龍ヶ崎市環境基本条例	2
2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画	2
第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等	4
第3節 龍ヶ崎市の概況	6
1 位置と地勢	6
2 気候	6
3 人口	6

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第1節 環境基本条例・計画

1 龍ヶ崎市環境基本条例 / 2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画

第1節 環境基本条例・計画

1 龍ヶ崎市環境基本条例

龍ヶ崎市環境基本条例（以下「環境基本条例」）は、恵み豊かな自然環境の保護、文化の所産である歴史・風土等の文化環境の保存、潤いのある生活環境の保全及びそれらの創造について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民団体が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年4月に施行しました。

2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画

平成23年3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む形で龍ヶ崎市環境基本計画（改定版）を策定しましたが、計画期間が平成28年度で終了したことから、新たな計画である龍ヶ崎市第2次環境基本計画を平成29年3月に策定し、令和6年10月にはその一部を改訂しました。策定にあたっては、現在の環境政策の現状把握を行うとともに課題を抽出し、新たな課題への対応及び環境問題に係る国内外の動向等を反映させた、時代に則した計画策定を図っています。

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間としています。

(2) 計画の対象

計画の対象とする分野は、生活環境・自然環境・文化環境・地球環境・環境学習の5つとします。地球環境分野については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当するものとします。

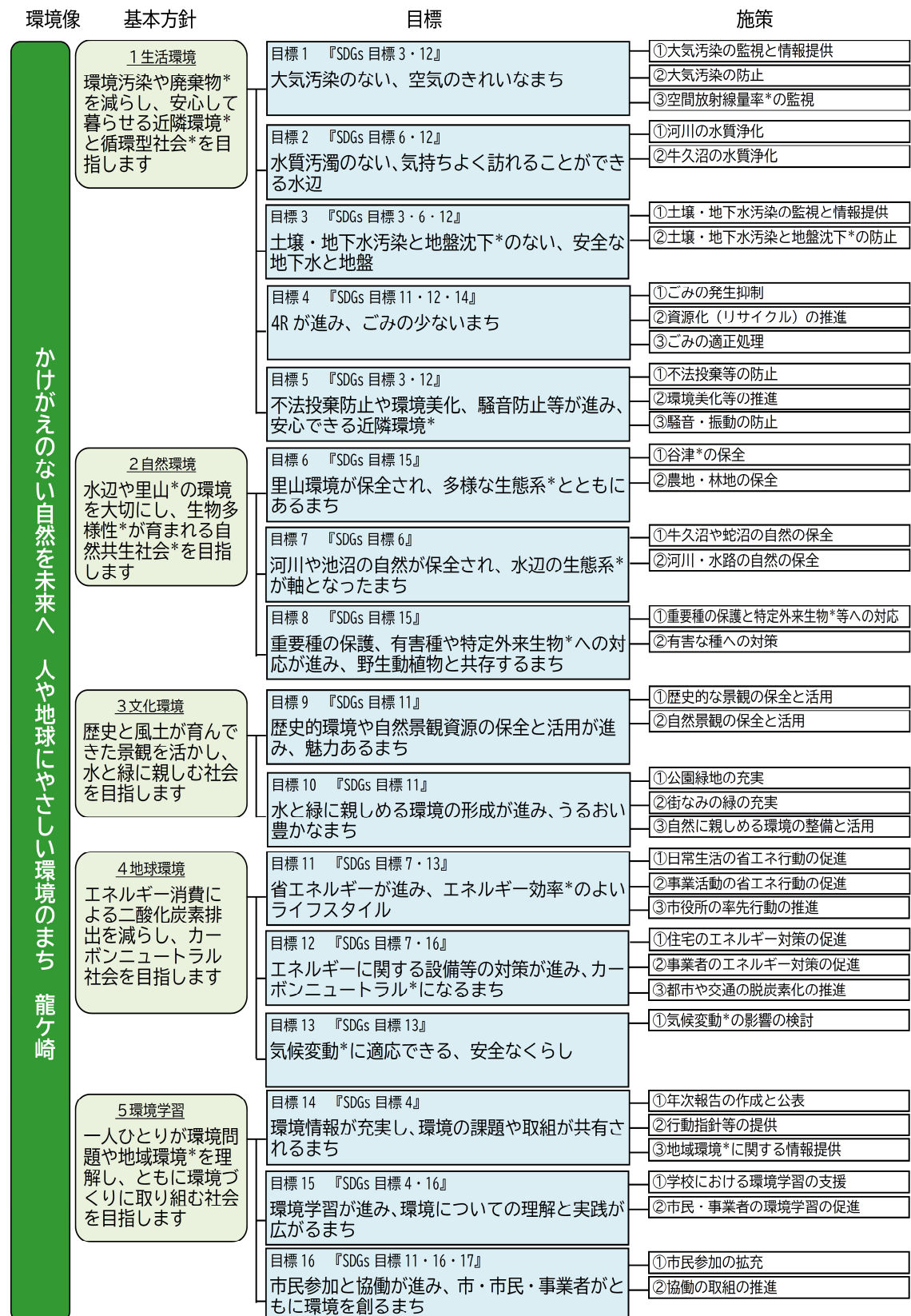
(3) 計画の目指す姿

「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち 龍ヶ崎」

龍ヶ崎市の目指す姿を実現するために、5つの分野別の基本方針を定めました。

- ①生活環境分野 環境汚染や廃棄物を減らし、安心して暮らせる近隣環境と循環型社会を目指します
- ②自然環境分野 水辺や里山の環境を大切にし、生物多様性が育まれる自然共生社会を目指します
- ③文化環境分野 歴史と風土が育んできた景観を活かし、水と緑に親しむ社会を目指します
- ④地球環境分野 エネルギー消費による二酸化炭素排出を減らし、カーボンニュートラル社会を目指します
- ⑤環境学習分野 一人ひとりが環境問題や地域環境を理解し、ともに環境づくりに取り組む社会を目指します

(4) 第2次環境基本計画の体系図



第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等

第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等

事項		国
環境一般		・環境基本法
典型七公害	大気汚染	・大気汚染防止法（大防法）
	水質汚濁	・水質汚濁防止法（水濁法） ・湖沼水質保全特別措置法（湖沼法） ・下水道法 ・浄化槽法
	土壌汚染	・土壌汚染対策法（土対法） ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（農用地土壌汚染防止法）
	騒音	・騒音規制法 ・道路交通法（道交法）
	振動	・振動規制法 ・道路交通法（道交法）
	地盤沈下	・工業用水法 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）
	悪臭	・悪臭防止法
	リサイクルの促進 廃棄物等の規制	・循環型社会形成推進基本法（循環基本法） ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法） ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ・食品ロス削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）
地球環境		・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法） ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法） ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法） ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（パーセル法） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
土地利用		・国土利用計画法（国土法） ・都市計画法（都計法） ・首都圏近郊緑地保全法 ・都市緑地法 ・生産緑地法 ・農業振興地域の整備に関する法律（農振法） ・農地法 ・河川法 ・森林法 ・工場立地法
自然保護		・自然環境保全法 ・自然公園法 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法） ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法） ・自然再生推進法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
環境影響評価		・環境影響評価法（環境アセス法）
化学物質		・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） ・ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン類特措法）
美観風致		・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（樹木保存法） ・屋外広告物法（広告法） ・景観法 ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ・都市緑地保全法等の一部を改正する法律 } 景観緑三法
史跡・文化財		・文化財保護法
環境教育・学習		・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等推進法） ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等

※ 令和6年3月31日現在（環境関係の全ての法律や条例等を網羅しているものではありません）

茨城県	龍ヶ崎市
・環境基本条例 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例 ・霞ヶ浦水質保全条例 ・霞ヶ浦水質保全条例施行規則 ・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 ・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・地下水の採取の適正化に関する条例 ・地下水の採取の適正化に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・廃棄物の処理の適正化に関する条例 ・廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ・廃棄物処理要領 ・廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領 ・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則 ・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則 ・太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン ・自然環境保全条例 ・自然環境保全条例施行規則 ・県立自然公園条例 ・県立自然公園条例施行規則 ・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則 ・動物の愛護及び管理に関する条例 ・動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 ・環境影響評価条例 ・環境影響評価条例施行規則 ・生活環境の保全等に関する条例 ・生活環境の保全等に関する条例施行規則 ・化学物質適正管理指針 ・地球環境保全行動条例 ・地球環境保全行動条例施行規則 ・景観形成条例 ・景観形成条例施行規則 ・屋外広告物条例 ・屋外広告物条例施行規則 ・文化財保護条例 ・文化財保護条例施行規則	・環境基本条例 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・浄化槽等設置事業費補助金交付要綱 ・水質監視員設置要綱 ・下水道条例 ・下水道条例施行規則 ・土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例 ・土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例施行規則 ・土砂等埋立て事案審査会設置要綱 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・公害防止条例 ・公害防止条例施行規則 ・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例 ・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則 ・歩きタバコ・ポイ捨て等禁止条例 ・歩きタバコ・ポイ捨て等禁止条例施行規則 ・生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱 ・資源回収助成金交付要綱 ・エコショップ・エコオフィス認定制度実施要綱 ・地球温暖化防止実行計画要領 ・自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱 ・地区計画等の案の作成手続きに関する条例 ・土採取事業規制条例 ・土採取事業規制条例施行規則 ・火入れに関する条例 ・太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例 ・太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例施行規則 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 ・鳥獣飼養登録事務実施要領 ・有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領 ・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 ・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則 ・文化財保護条例 ・文化財保護条例施行規則 ・龍ヶ崎市民遺産条例

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第3節 龍ヶ崎市の概況

1 位置と地勢 / 2 気候 / 3 人口

第3節 龍ヶ崎市の概況

1 位置と地勢

本市は、東京都心から約 45km の茨城県南部、成田国際空港と筑波研究学園都市のほぼ中間（それぞれ約 20 km）に位置しており、78.59km²の面積を有しています。

利根川下流左岸低地と筑波稲敷台地南縁からなり、北西部に牛久沼、南部に猿島北相馬台地の断片を有します。

JR常磐線龍ヶ崎市駅が市の玄関口となり、龍ヶ崎市街までを関東鉄道竜ヶ崎線が結んでいます。道路交通は牛久沼に沿って国道 6 号が縦断し、市外の北側に国道 408 号と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が走っています。



2 気候

本市の年平均気温（過去5年間）は、約 15.4℃と比較的温暖で、年間 1,100～1,700mm 程度の適度な降水量もあり、気象条件に恵まれています。

令和 6 年の平均気温は、16.1℃、降水量は 1,159.5mm でした。令和 5 年と比較すると平均気温は 0.1℃高くなり、降水量は 3.5mm 少なくなりました。

【年平均気温及び年降水量の推移】

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年平均気温（℃）	15.1	15.0	14.8	16.0	16.1
年降水量（mm）	1,108	1,720	1,125	1,163	1,159.5

＜資料：令和 6 年版統計りゅうがさき（気象庁）＞

3 人口

令和 6 年 10 月 1 日時点の人口（住民基本台帳による人口）は 75,183 人、世帯数は 36,130 世帯、1 世帯当りの人員は 2.08 人となっています。

人口は減少していますが、世帯数が増加したことにより、1 世帯あたりの人員が少なくなっているのが分かります。

【人口等の推移】

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口（人）	76,717	76,311	75,902	75,635	75,183
世帯数（世帯）	34,333	34,755	35,131	35,611	36,130
1 世帯当りの人員（人）	2.23	2.20	2.16	2.12	2.08

※平成 24 年より住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の数が含まれています。

＜資料：龍ヶ崎市の人口・世帯数／デジタル都市推進課＞

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

〔概説〕

この章は、環境基本計画に基づく施策の総括として、令和6年度の龍ヶ崎市の環境の状況を数値等で表記できるものを、描く環境項目から抜粋して記載しています。

なお、詳細については、「第3章 環境基本計画に基づく施策の展開」及び「資料編」をご覧ください。

〔構成〕

1	生活環境分野	8
2	自然環境分野	16
3	文化環境分野	18
4	地球環境分野	20
5	環境学習分野	22
6	各分野の指標	24

1 生活環境分野

[大気汚染の防止]

大気汚染防止のため、環境基本法などで環境基準等が定められています。竜ヶ崎保健所において、茨城県による大気環境測定調査を実施しており、浮遊粒子状物質（SPM）☆は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント（Ox）☆は環境基準を達成していませんでした。

また、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（クリーンプラザ・龍）などの事業所では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年、施設における排ガス等のダイオキシン類濃度の測定及び県への報告を行っており、県ホームページ等※でその結果を公表しています。

※龍ヶ崎地方塵芥処理組合では、当事業所ホームページにて測定結果を公表しています。

[関連頁：27，140～145]

【大気汚染物質に係る測定結果の一覧】（○：達成、空欄：未達成）

区 分		単位	環境基準	測定結果	達成状況
大気汚染物質	浮遊粒子状物質（SPM）	mg/m ³	0.10 以下 (日平均値の年間2%除外値)	0.031	○
	光化学オキシダント（Ox）	ppm☆	0.06 以下 (1時間値の最大値)	0.119	

令和6年版以前の環境白書において、光化学オキシダントの測定結果の記載に誤りがあり、環境基準の達成状況を含め、見直しを行っています。

なお、過去5年間の測定結果は以下のとおりです。

測定項目	単位	環境基準	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			測定結果	達成状況	測定結果	達成状況	測定結果	達成状況	測定結果	達成状況	測定結果	達成状況
光化学オキシダント(Ox)	ppm	0.06以下	0.145		0.094		0.092		0.123		0.119	

[放射線☆量]

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質☆に係る空間放射線量率☆のモニタリングを継続して行っています。

市内65箇所の定点（保育所・幼稚園・小中学校・公園等）におけるモニタリング結果では、測定を開始した平成23年5月時点と平成31年1月時点で比較してみると自然減衰やウェザリング効果*1及び除染の効果などにより、約77%減衰*2していることが確認できました。

現在、公共施設等40施設において、多点測定を実施しておりますが、基準値である0.23μSv/hを超える数値は検出されていません。

[関連頁：28～30]

8 *1 放射性物質の風雨などの自然要因による減衰効果をいいます。

*2 P27【空間線量率の推移】より算出

〔水質汚濁の防止〕

本市では、水質の状況把握のため、湖沼3地点及び河川18地点の計21地点（茨城県測定の2地点を含む。）において水質測定調査を行っているほか、各種団体と連携を図りながら水質浄化に関する事業を展開しています。

水質の測定結果を見ると大腸菌数*ほか、有機汚濁など被酸化物質の指標であるBOD*やCOD*などが基準値を超過している測定箇所も認められます。水質の過去10年の年平均変動を見ると、減少している項目もありますが、大部分の測定箇所では年平均変動の範囲内でした。

また、本市の下水道普及率は令和6年度末で85.1%という状況であり、公共下水道未整備地区の合併浄化槽の設置と併せてさらに普及率を向上させ、直接、生活雑排水*を河川等に排水させないことが重要です。今後も、普及啓発活動と併せて監視及び測定を実施していく必要があります。〔関連頁：31～36、116～138〕

【水質測定に係る環境基準の未達成地点の推移】

(単位：箇所)

測定箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牛久沼（注1）	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
牛久沼流入河川(注2)	3(3)	1(3)	3(3)	3(3)	3(3)
牛久沼流出河川(注3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
小野川（注4）	0(2)	0(2)	0(2)	0(2)	0(2)

※注1は、下表【水質汚濁に係る調査地点別測定結果】中、環境基準が定められている「①牛久沼 湖心」、同様に注2は「②稻荷川 三日月橋・③谷田川 荃崎橋・④西谷田川 細見橋」、注3は「⑤牛久沼 八間堰」、注4は「⑭小野川 正直橋・⑮小野川 新弁天橋」です。

※（ ）内は、測定箇所数です。

【水質汚濁に係る調査地点別測定結果】（1年間の平均値）

(単位：mg/L)

調査地点		調査数値	項目	環境基準	令和5年度		令和6年度	
					測定結果	達成状況	測定結果	達成状況
①	牛久沼 湖心		COD	5以下	9.0		8.6	
②	稻荷川 三日月橋		BOD	3以下	4.2		3.6	
③	谷田川 荃崎橋		BOD	3以下	5.3		3.4	
④	西谷田川 細見橋		BOD	3以下	4.1		3.7	
⑤	牛久沼 八間堰		BOD	2以下	3.9		4.2	
⑥	根古屋川 根古屋橋		BOD	(3以下)	0.8	○	2.1	○
⑦	大正堀川	馴馬橋	BOD	(3以下)	2.7	○	2.7	○
⑧		大徳橋	BOD	(3以下)	5.8		8.4	
⑨		新利根境	BOD	(3以下)	4.6		4.7	
⑩	江川	入地町	BOD	(3以下)	3.0		3.5	
⑪		川原代町字姫宮	BOD	(3以下)	2.9		4.8	
⑫		高砂橋	BOD	(3以下)	2.7	○	4.2	
⑬		小山丁江川橋	BOD	(3以下)	2.8		3.8	
⑭	小野川	正直橋	BOD	2以下	1.7	○	1.7	○

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野

調査地点	調査数値	項目	環境基準	令和5年度		令和6年度	
				測定結果	達成状況	測定結果	達成状況
⑮	新弁天橋	BOD	2以下	2.0	○	2.0	○
⑯	旧小貝川 沖須橋	BOD	(3以下)	3.1		3.1	
⑰	薄倉川 貝原塚町字貝原塚	BOD	(3以下)	0.7	○	1.4	○
⑱	羽原川 羽原町字城ノ下	BOD	(3以下)	1.2	○	0.9	○
⑲	破竹川 下八代交差点 (旧稲敷橋)	BOD	(3以下)	2.7	○	0.7	○
⑳	中沼	COD	(5以下)	8.2		6.5	
㉑	蛇沼	COD	(5以下)	10		14	

※測定結果は、①・⑤については、年12回測定の平均値、⑰～⑲については、9月測定値、それ以外の地点については、6～12月の6回測定の平均値です。

※達成状況欄は、測定結果が環境基準を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

※環境基準の水域類型指定*を受けていない河川については、参考として、B類型の環境基準を（ ）内に表示し、その数値を基に達成状況を判定しています。

[土壌・地下水汚染の防止]

土壌の汚染は、ほとんどが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水等を介してもたらされており、土壌汚染及び地下水汚染防止のため、土壌汚染対策法、環境基本法などで環境基準等が定められています。

茨城県では、県内市町村の土壌及び地下水のダイオキシン類調査を実施しておりますが、令和6年度においては本市での調査は実施されませんでした。

また、茨城県では、県内市町村の地下水の汚濁状況を監視するための水質測定を実施しており、令和6年度は市内1地点で測定しています。[関連頁：37，139～140]

[地盤沈下の防止]

茨城県では、茨城県生活環境の保全等に関する条例や茨城県地下水の採取の規制に関する条例により地下水の汲み上げを規制し、地盤沈下対策を進めています。

また、本市においては、龍ヶ崎市公害防止条例を定め、主に事業者の事業活動に伴って生ずる地盤沈下の防止に努めています。

なお、茨城県により毎年、精密水準測量が実施されており、令和6年度における本市の測定地点では、5.3mmの隆起が観測されました。長期的には沈下量は減少傾向にあるものの、今後も継続的な監視が必要です。[関連頁：37，146～147]

[測定結果の推移]

測定地点	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小通幸谷町	-6.2mm	-0.1mm	-1.3mm	-17.8mm	+5.3mm

※数値は、対前年度比です

[廃棄物の削減・リサイクルの推進]

廃棄物の削減及びリサイクルの推進に関して、循環型社会形成推進基本法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）及び特定家庭用機

器再商品化法（家電リサイクル法）などで、個別物品の特性に応じた規制やリサイクルを行うための基盤の整備を定め、これらの法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けた取組が推進されています。平成25年4月には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、これまで捨ててしまっていた有用な金属をリサイクルする仕組みが整えられました。

本市においても、これらの法令や龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例に基づき、家庭ごみの適切な分別や減量の促進、またそれらに対する市民・事業者の意識の醸成を図っています。

[関連頁：39～43]

【一般ごみの排出量等の推移】 ※資源物は民間事業所による回収分を含んでいません。（単位：t）

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人口*1（人）			76,505	76,009	75,690	75,453	74,441
一般ごみ	家庭系	燃やすごみ	18,165	17,606	17,316	16,483	16,315
		燃やさないごみ	1,044	884	783	679	678
		粗大ごみ	66	51	48	45	42
		計（A）	19,275	18,541	18,147	17,207	17,035
	事業系	燃やすごみ	4,812	4,916	4,882	4,897	4,946
		燃やさないごみ	37	31	26	54	53
		粗大ごみ	3	4	4	25	13
		計（B）	4,852	4,951	4,912	4,976	5,012
	小計（C=A+B）		24,127	23,492	23,059	22,182	22,047
資源物（※）	ビン	430	416	415	393	371	
	カン	200	191	189	173	167	
	紙類	1,556	1,464	1,481	1,321	1,244	
	布類	125	115	112	98	96	
	ペットボトル	144	153	156	159	159	
	白トレー	3	4	3	4	3	
	木くず類※	1,037	903	1,031	1,045	1,112	
	廃食用油	6	6	4	4	8	
	ハットボトルキャップ*	3	3	4	3	3	
	小型家電（パソコン含む）	6	6	6	5	4	
	小計（D）		3,511	3,261	3,401	3,205	3,169
	合計（E=C+D）		27,639	26,753	26,460	25,388	25,216

※端数処理の関係で、数値の和が小計欄・合計欄と一致しない場合があります。

※小型充電式電池やインクカートリッジについては、回収実績が1t未満のため記載していません。

※木くず類について、令和6年版龍ヶ崎市環境白書までは個人及び事業者が資源化施設に直接搬入した数量が含まれていませんでしたが、本書より実績数量に含むものに変更しています。

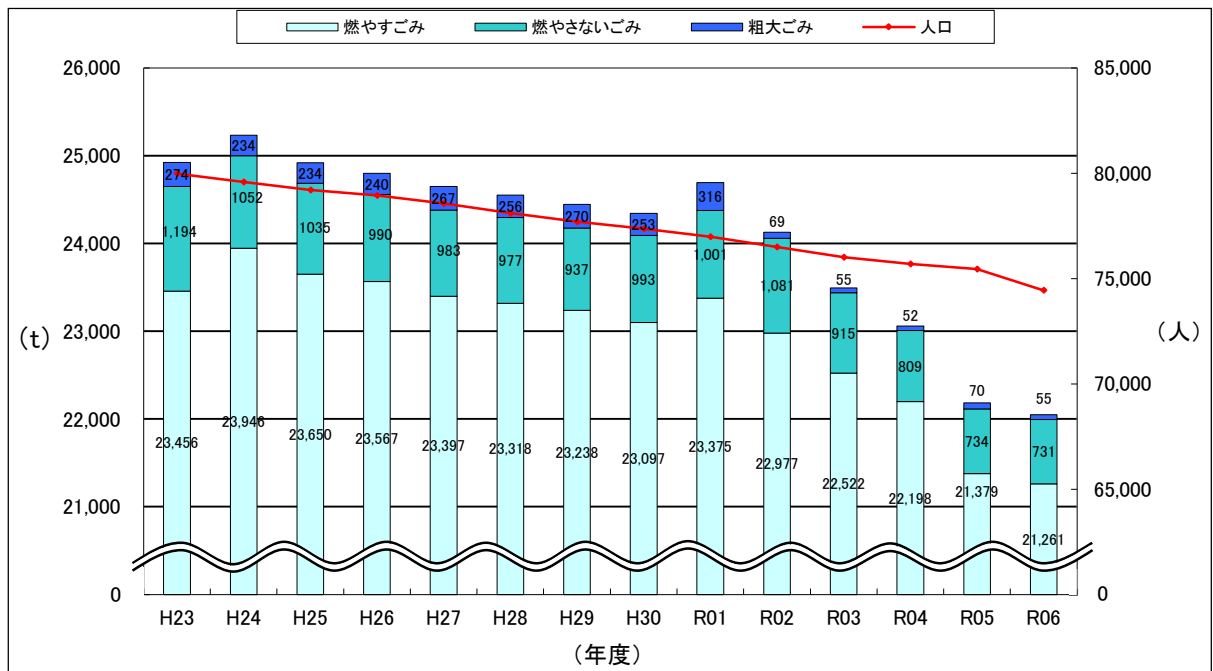
＜資料：令和6年度龍ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画実績報告＞

*1 P6中【人口等の推移】と相違がありますが、P6は10月1日現在の住民基本台帳による人口で、【一般ごみの排出量等の推移】で使用している人口は3月31日現在の人口を採用し平成23年度は住民基本台帳登録人口+外国人登録人口です。なお、平成24年度以降は住民基本台帳法改正に伴い、外国人の数が含まれています。[参照 P6]

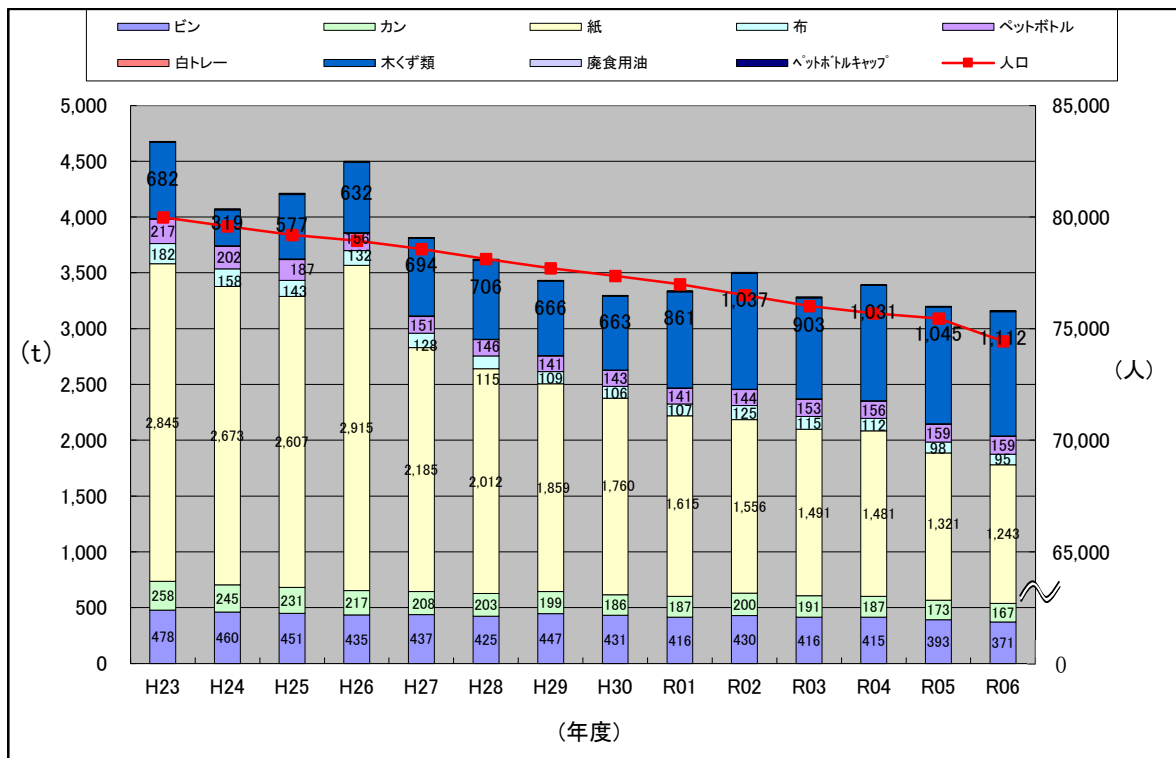
第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野

【一般ごみの排出量の推移】



【資源物の排出量の推移】

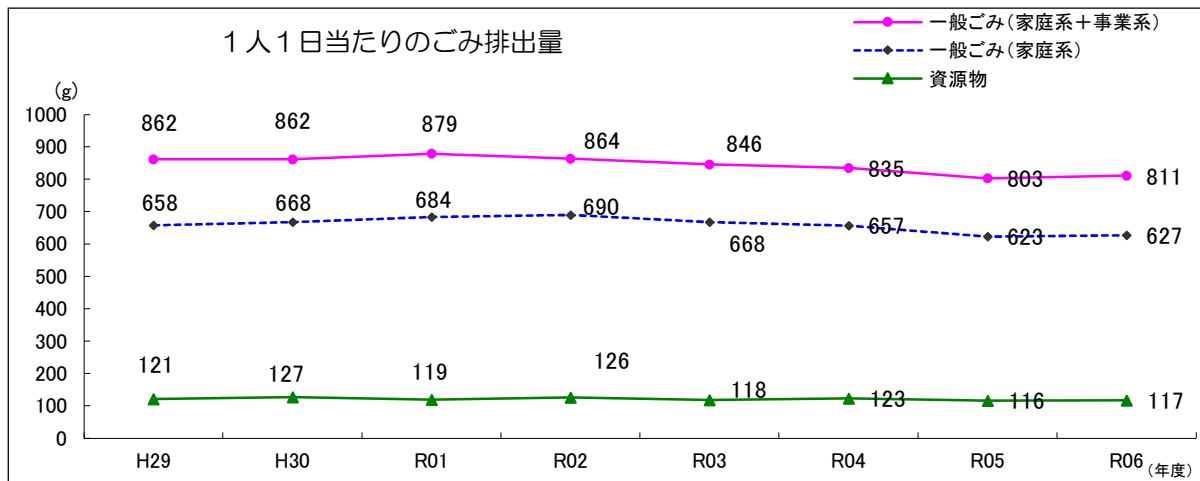


※木くず類の数値については、P11【一般ごみの排出量等の推移】の注釈のとおり、実績数量の変更をしたことを受け、本書より各年度の数値を修正しています。

【1人1日当たりのごみ排出量】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般ごみ	家庭系	690 g	668 g	657 g	623 g	627 g
	事業系	174 g	178 g	178 g	180 g	184 g
資源物		126 g	118 g	123 g	116 g	117 g
合 計		990 g	964 g	958 g	919 g	928 g

※端数処理の関係で、数値の和が小計欄・合計欄と一致しない場合があります。



[不法投棄の防止]

不法投棄防止のため、警察OBを不法投棄等対策管理官として委嘱し、市内全域の巡回や不適切な事案に対する助言及び指導を行うほか、32人の市の不法投棄監視員を中心に監視活動等を行っています。

また、茨城県で所管している産業廃棄物の指導・監督等についても、市で初動対応を行う等、茨城県及び竜ヶ崎警察署と連携して指導を行い、早期解決に努めています。

[関連頁：44]

[騒音・振動の防止]

騒音・振動防止のため、騒音規制法・振動規制法・環境基本法に基づき用途地域、時間帯ごとに要請限度・環境基準が定められています。

本市では、幹線道路7地点における交通騒音及び振動の測定調査、また市内8地点における環境騒音調査を行い、市内の実態把握に努めています。

[関連頁：46, 87～115]

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野

【交通騒音等の騒音要請限度等の未達成地点の推移】

(単位：箇所)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
交通騒音	0(7)	0(7)			0(7)	0(7)			0(7)	0(7)
交通振動	0(7)	0(7)			0(7)	0(7)			0(7)	0(7)
環境騒音	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)

※ () 内は、測定箇所数。

※ 昼間：交通騒音及び環境騒音は6時～22時、交通振動は6時～21時。

※ 夜間：交通騒音及び環境騒音は22時～6時、交通振動は21時～6時。

【交通騒音要請限度に係る調査地点別測定結果】(令和6年度測定結果)

(単位：dB(A))

地点 番号	調査地点名	昼間(6時～22時)				夜間(22時～6時)			
		基準測定点		背後地測定点		基準測定点		背後地測定点	
		要請 限度	75	要請 限度	75	要請 限度	70	要請 限度	70
		測定結果		測定結果		測定結果		測定結果	
①	長山1丁目2番地 (若柴公園付近交差点)	67	○	62	○	60	○	55	○
②	川原代町3695番地 (佐藤建設(株)付近)	70	○	58	○	66	○	53	○
③	庄兵衛新田町282番地155 (株諸岡本社工場付近)	71	○	59	○	69	○	59	○
④	馴馬町2612番地 (文化会館駐車場)	71	○			65	○		
⑤	松葉1丁目・小柴5丁目境 (竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前)	64	○	52	○	56	○	45	○
⑥	野原町79番地 (茨城トヨペット(株)竜ヶ崎出し山店前)	64	○	57	○	56	○	50	○
⑦	中里3丁目1番地 (龍ヶ岡公園)	62	○	50	○	55	○	42	○

※ 測定結果が要請限度を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

【交通振動要請限度に係る調査地点別測定結果】(令和6年度測定結果)

(単位：dB)

地点 番号	調査地点名	昼間(6時～21時)			夜間(21時～6時)		
		要請 限度	測定結果		要請 限度	測定結果	
①	長山1丁目2番地 (若柴公園付近交差点)	65	44	○	60	33	○
②	川原代町3695番地 (佐藤建設(株)付近)	70	45	○	65	37	○
③	庄兵衛新田町282番地155 (株諸岡本社工場付近)	70	45	○	65	42	○
④	馴馬町2612番地 (文化会館駐車場)	70	40	○	65	33	○
⑤	松葉1丁目・小柴5丁目境 (竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前)	70	39	○	65	31	○
⑥	野原町79番地 (茨城トヨペット(株)竜ヶ崎出し山店前)	65	39	○	60	<30	○
⑦	中里3丁目1番地 (龍ヶ岡公園)	65	46	○	60	35	○

※測定結果が要請限度を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

※測定結果欄の「<30」は、「30dB未満」を表しています。

【環境騒音の環境基準に係る調査地点別測定結果】（令和6年度測定結果）（単位：dB(A)）

地点 番号	調査地点名	昼 間 (6時～22時)			夜 間 (22時～6時)		
		環境 基準	測定結果		環境 基準	測定結果	
⑧	上町4274番地1(中央公園 元青年研修所駐車場)	55	44	○	45	36	○
⑨	出し山町71番地(出し山第2児童公園)	55	51	○	45	41	○
⑩	緑町104番地(緑町第1児童公園)	55	44	○	45	38	○
⑪	松葉4丁目7番地(松葉第2児童公園)	55	51	○	45	43	○
⑫	長山4丁目1番地(蛇沼公園付近)	55	44	○	45	36	○
⑬	小柴4丁目5番地(小柴第2児童公園)	55	45	○	45	35	○
⑭	立野4942番地(松並児童遊園地)	55	47	○	45	40	○
⑮	佐貫2丁目16番地8(佐貫第5児童公園)	55	45	○	45	41	○

※測定結果が環境基準を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

【航空機騒音に係る測定結果】

（単位：Lden[☆]）

測定場所	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	—	42	46	45	44	45

※令和2年度以前は旧長戸小学校で測定し、令和3年度以降は長戸コミュニティセンターで実施しています。

＜資料：茨城県環境対策課＞

2 自然環境分野

〔農地・林地の保全〕

首都圏では、水辺と水田が一体となった農村環境が著しく減少傾向にあります。本市においては、現在も多くの豊かな自然が残されており、特に田園の四季折々の風景は、市民に憩いとやすらぎを与えています。

本市における地目別の面積は、以下のとおりです。

【地目別面積の推移】

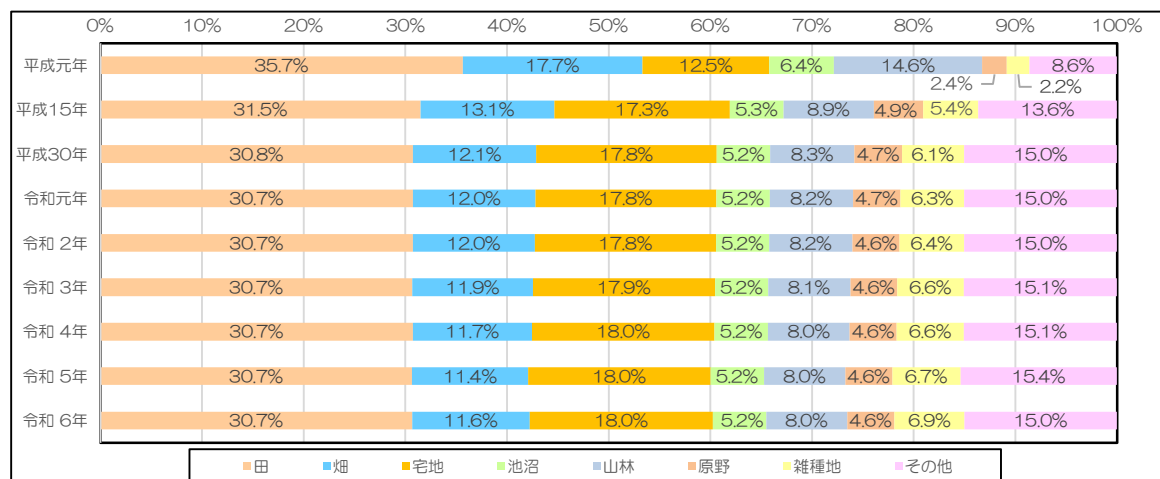
(単位：ha)

年度	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
平成 元 年	2,655	1,315	930	473	1,086	180	167	641	7,447
平成 15 年	2,464	1,027	1,351	412	695	380	424	1,066	7,819
平成 30 年	2,416	951	1,396	412	651	368	479	1,182	7,855
令和 元 年	2,415	946	1,399	412	643	368	491	1,181	7,855
令和 2 年	2,414	942	1,400	412	643	364	500	1,180	7,855
令和 3 年	2,412	932	1,407	412	635	363	515	1,183	7,859
令和 4 年	2,415	922	1,411	412	632	363	521	1,183	7,859
令和 5 年	2,409	898	1,411	412	629	363	529	1,208	7,859
令和 6 年	2,410	910	1,416	412	626	364	543	1,178	7,859

※毎年 1 月 1 日現在

＜資料：令和 6 年版統計りゅうがさき＞

【地目別面積割合の推移】



〔牛久沼等の自然の保全〕

本市は、小貝川、大正堀川などの一級河川をはじめとする大小様々な河川や西部に広がる牛久沼、北竜台市街地中心部に自然の景観を残す蛇沼など、豊かな水辺空間に恵まれています。

牛久沼は、茨城県内でも霞ヶ浦、涸沼に次ぐ大きさの湖沼であり、谷田川の一部として市西部に広がり、水抜きのために人工的に掘削された八間堰を経て小貝川に流入しています。

小貝川は、取手市との境界を流れる一級河川であり、周辺には昔の流路が三日月状に残っ

た旧小貝川や氾濫湖である中沼など、かつての洪水の影響でできた特徴的な地形が多く見られます。

また、大正堀川は北竜台市街地付近の水源から水田地域と市街地を交互に抜けて流れ、途中から都市排水路が併設されており、江川は中心市街地や田畑地を縫うように流れ、主に農業用排水路として利用されていて、ほとんどの水域がコンクリートの三面張りで整備されています。その一方で、小野川のように北側の市境の水田地帯に囲まれた比較的自然が残る河川もあります。これらの河川や湖沼により、多様な水辺環境を創出しています。

[関連頁：51～52]

3 文化環境分野

3 文化環境分野

〔文化財の保存〕

国、県及び市では、歴史的に重要なものや美術的に貴重なものの保存を目的とした法律や条例を施行し、文化財の保護に努めています。

本市では「絹本著色十六羅漢像」及び「多宝塔」が国指定、「龍ヶ崎の撞舞」が国選択文化財及び県指定文化財として指定されています。その他の貴重な文化財については、県又は市が下記のとおり指定しており、新たに1件の龍ヶ崎市指定文化財を指定しました。

【指定文化財一覧】

No	指定	名称〔場所等〕	種別	指定年月日
1	国	絹本著色十六羅漢像〔金龍寺〕	絵画	大正6年4月5日
2		多宝塔〔来迎院〕	建造物	平成18年12月19日
3	国選択	龍ヶ崎の撞舞〔根町〕	無形民俗	平成11年12月3日
4	茨城県	馴馬城跡〔馴馬町〕	史跡	昭和15年4月5日
5		龍ヶ崎のシダレザクラ〔般若院〕	天然記念物	昭和28年7月9日
6		鰐口〔安楽寺〕	工芸品	昭和33年3月12日
7		丸木舟〔歴史民俗資料館〕	考古資料	昭和50年3月25日
8	龍ヶ崎市	龍ヶ崎の撞舞〔根町〕	無形民俗	平成22年11月18日
9		金剛力士立像〔桂昌寺〕	彫刻	昭和53年3月22日
10		仙台鎮柱〔歴史民俗資料館〕	歴史資料	昭和53年3月22日
11		貝原塚おこど囃子〔貝原塚町〕	無形民俗	昭和53年3月22日
12		道標〔若柴町〕	史跡	昭和53年3月22日
13		十一面観音像〔慈眼院〕	彫刻	昭和54年3月22日
14		蓼太句碑〔医王院〕	史跡	昭和54年3月22日
15		八坂神社本殿〔上町〕	建造物	昭和54年3月22日
16		板碑〔金剛院〕	考古資料	昭和54年3月22日
17		寒山竹〔上町〕	天然記念物	昭和55年3月18日
18		寒山竹〔大塚町〕	天然記念物	昭和55年3月18日
19		竹柏〔大統寺〕	天然記念物	昭和56年3月30日
20		櫟〔八坂神社〕	天然記念物	昭和56年3月30日
21		阿弥陀如来三尊像〔阿弥陀寺〕	彫刻	昭和57年3月25日
22		内行花文鏡〔歴史民俗資料館〕	歴史資料	平成19年2月28日
23		矢口家長屋門、筆子塚〔大留町〕	史跡	平成26年12月24日
24		後藤新平筆「自治三訣」〔龍ヶ崎小学校〕	歴史資料	平成26年12月24日
25		石造宝篋印塔（伝平国香供養塔）〔安楽寺〕	工芸品	平成27年11月18日
26		4号機関車〔歴史民俗資料館〕	歴史資料	平成28年11月16日
27		山崎家文書〔歴史民俗資料館〕	古文書	平成28年11月16日
28		龍崎校木造扁額及び龍崎学校扁額〔歴史民俗資料館〕	歴史資料	令和4年11月16日
29		鉄剣・短剣・ガラス小玉（長峰古墳群第39号墳）〔歴史民俗資料館〕	歴史資料	令和6年1月24日
30		若柴宿駅図絵馬	歴史資料	令和7年1月22日
30	登録	旧小野瀬家住宅店舗〔上町〕	建造物	平成16年2月17日
31		旧小野瀬家住宅主屋〔上町〕	建造物	平成16年2月17日

32	旧諸岡家住宅煉瓦門及び塀〔上町〕	工作物	平成30年5月10日
----	------------------	-----	------------

※No.1の「絹本著色十六羅漢像」は茨城県立歴史館（水戸市）に寄託されています。



※令和7年に市指定文化財に指定された「若柴宿駅図絵馬」の写真

＜資料：文化・生涯学習課＞

〔公園緑地の充実〕

公園などの都市内の緑地については、都市公園法や都市緑地法に基づき、公園緑地として適正な保全と緑化の推進に関する措置を講ずるものとなっています。

本市では、近年の緑に係る法改正を踏まえ、本市にふさわしいみどりのあるべき姿を効率的かつ効果的に推進し、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、令和5年3月に「龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン〈第2次緑の基本計画〉」を策定しました。〔関連頁：55〕

【既存の緑地を活用した公園等】

公園名	公園位置	面積	開設年
龍ヶ崎市森林公園	泉町 1966	13.1ha	昭和61年
つくばの里向陽台公園	向陽台 4-2-1	6.3ha	平成元年
北竜台公園	小柴 1-10-4	5.3ha	平成4年
行部内公園	久保台 1-20-2	2.2ha	平成4年
蛇沼公園	長山 8-20-1	3.2ha	平成4年
龍ヶ岡公園	中里 3-1	13.2ha	平成11年
市民健康の森	中里 1-1-4	1.5ha	平成14年

＜資料：道路公園課＞

4 地球環境分野

〔気候変動の影響の検討〕

国は令和3年10月に、地球温暖化対策計画において、国全体の温室効果ガス排出削減目標を「2030年までに2013年比で46%削減する」「長期的には2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」としました。

本市では、平成29年3月に龍ヶ崎市第2次環境基本計画に含むかたちで、新たな龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しており、市の最上位計画との整合や国の方針等を踏まえた環境情勢の変化に対応するため、令和6年度に改訂を行いました。

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスは、そのほとんどが二酸化炭素であり、一人ひとりの毎日の暮らしや事業活動一般を含む社会全体が発生源となっていることから、その排出削減に向けた市民・事業者の自主的な行動が求められています。

〔関連頁：75～76〕

【龍ヶ崎市の温室効果ガス排出量（推計）】

（単位：千t-CO₂）

区 分		基準年度 平成25年度 [2013年度]	令和2年度 [2020年度]	令和3年度 [2021年度]	令和4年度 [2022年度]	前年度 変化比	基準年度 変化比
産業 部門	製造業	509.6 (335.7)	413.2	496.8	487.8	-1.8%	-4.3%
	建設業・鉱業	3.9 (6.5)	3.2	3.5	3.1	-11.4%	-20.5%
	農林水産業	6.6 (6.1)	13.8	11.2	10.3	-8.0%	56.1%
業務部門		126.1 (186.4)	83.1	87.2	84.2	-3.4%	-33.2%
家庭部門		130.0 (109.3)	108.0	108.6	118.2	8.8%	-9.1%
運輸 部門	自動車	130.2 (186.5)	108.2	106.8	110.5	3.5%	-15.1%
	鉄道	6.1 (6.0)	4.7	4.6	4.5	-2.2%	-26.2%
廃棄物部門		11.4 (11.8)	8.7	11.7	9.8	-16.2%	-14.0%
合計		923.9 (848.3)	743.0	830.3	828.4	-0.2%	-10.3%

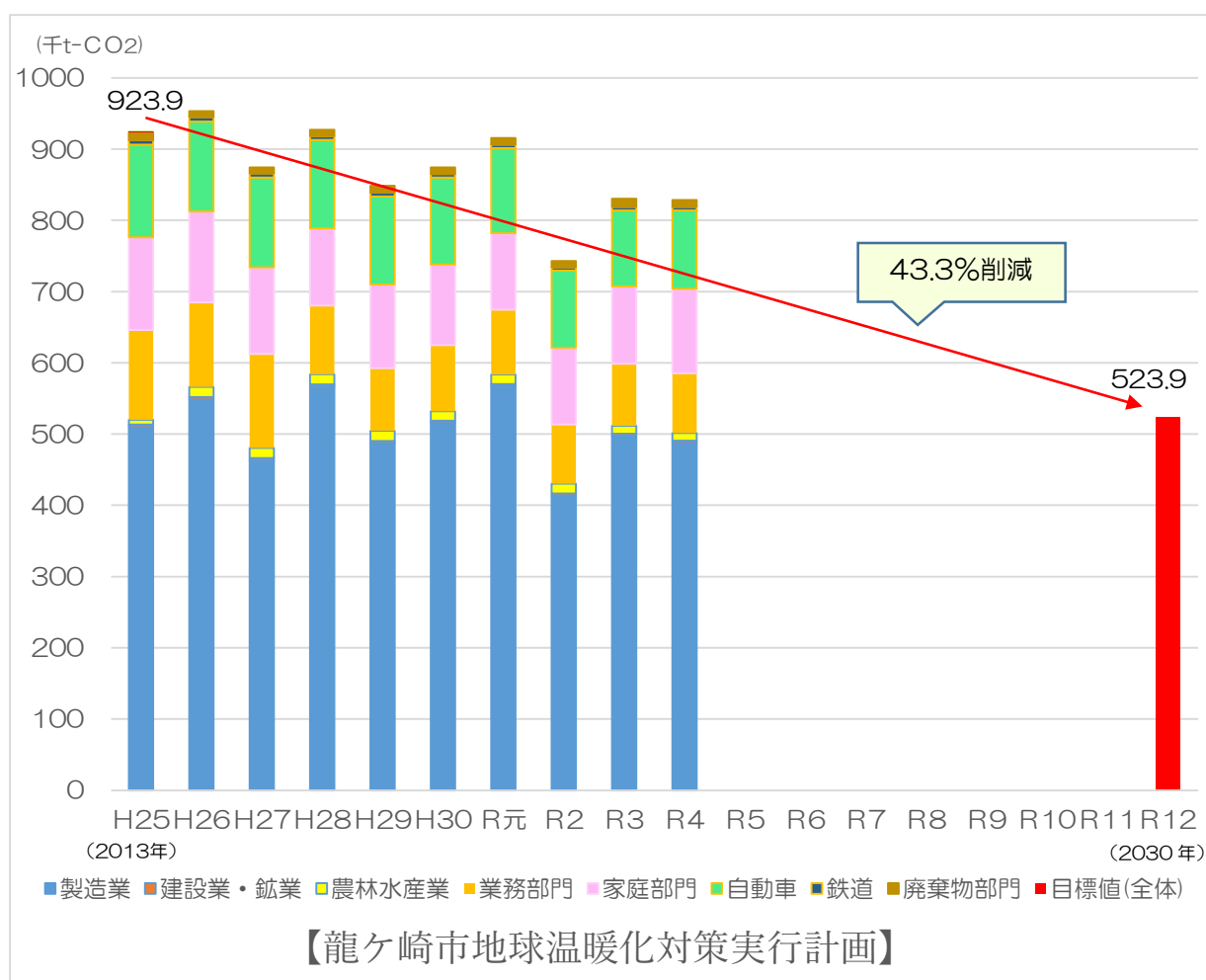
※温室効果ガス排出量（推計）を算出するにあたっては、「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」（平成26年2月環境省）を参考にしています。温室効果ガス排出量（推計）の算出に用いる炭素原単位については、平成25年度以前の年度の計算で使用していた値から変更されたことに伴い、平成25年度の排出量については、旧原単位で算出した値【下段】（ ）に加え、平成27年度以降で用いている原単位で算出した値【上段】を表示しています。

※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施支援サイト」よりデータ抽出。

※温室効果ガス排出量（推計）を算出するにあたって使用している統計データ等の一部は、令和4年度が最新データのため推計値も令和3年度までとなっています。

<資料：生活環境課（環境省）>

【市内の温室効果ガス排出量の推移及び削減目標】



5 環境学習分野

5 環境学習分野

〔環境学習の推進〕

国は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、一人ひとりが環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう環境教育を推進するとともに、環境保全活動を促進しています。

本市も環境学習の推進のため、市民を対象とした様々な講座等を開催しており、環境保全に関する意識の高揚を図っています。

また、各小中学校では、児童生徒の発達段階に即して、社会科や理科などの各教科や総合的な学習の時間の中で環境に関する学習が行われています。〔関連頁：77～81〕

【小学校での環境教育】

小学校学習指導要領に基づき、環境教育を推進しています。

＜小学校における環境教育のねらい＞

①環境に対する豊かな感受性の育成

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつことができる。

②環境に関する見方や考え方の育成

身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見付けて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関する見方や考え方を育むようにする。

③環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、協力して問題を解決していく実践力を培うようにする。

出典：国立教育政策研究所教育課程研究センター「環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】」

【各小学校における環境学習】

学校名	学年	学習テーマ（主な活動）
龍ヶ崎小学校	4年	住みやすいくらしをつくる（湖上体験）
	5年	ゆたかに 実れ たつのこ米（田植え体験 稲刈り見学）
八原小学校	4年	わたしたちの身近な環境問題（浄水場見学） SDGsについて考えよう（環境問題について調べる）
	5年	私たちの地域の食と環境（田植え体験）
馴染小学校	4年	私たちの環境問題（SDGs、絶滅危惧種等の調べ学習）
川原代小学校	4年	落花生を育てよう（落花生の栽培・観察記録・発表活動）
	5年	米作りに挑戦しよう（米作り体験の実施）
龍ヶ崎西小学校	4年	環境のためにできること（環境問題に関する調査・体験学習） 湖上体験、浄水場見学
	5年	おいしい龍西米を作ろう！（田植え、稲刈り体験・稲作についての調べ学習）
松葉小学校	5年	ぼく・わたしと環境（環境問題に関する調べ学習・体験学習・キッズミッション）

長山小学校	4年	長山エコ大作戦（身近な環境問題に関する調査・キッズミッション・湖上体験&浄水場見学）
	5年	SDGsについて考えよう（世界の環境問題に関する調べ学習・発表） 米作りに挑戦しよう（田植え・稲刈りの農業体験）
馴馬台小学校	4年	自分にできるSDGs（環境問題に関する調べ学習・実践）
	5年	お米を育ててみよう（稲作体験）
久保台小学校	4年	わたしたちの身近な環境問題（浄水場見学・キッズミッション）
	5年	田んぼってすごい（稲作体験から環境を考える）
	6年	土のはたらき（環境問題に関する調べ学習）
城ノ内小学校	4年	進めECOレンジャー（環境問題・エネルギー問題の調査）
	5年	お米博士になろう（田植え・稲刈りの農業体験）

＜資料：指導課＞

【中学校での環境教育】

中学校学習指導要領に基づき、環境教育を推進しています。

＜中学校における環境教育のねらい＞

①環境に対する豊かな感受性の育成

自分自身を取り巻く環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつ。

②環境に関する見方や考え方の育成

様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する課題を見いだして、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追求する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。

③環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら協力して問題を解決していく実践力を培う。

出典：国立教育政策研究所教育課程研究センター「環境教育指導資料【中学校編】」

【各中学校における環境学習】

学校名	学年	学習テーマ
長山中学校	1年	SDGs～知ろう 考えよう 行動しよう～
城西中学校	2年	SDGsについて理解を深めよう （個人によるSDGs調べ学習とグループ発表）
中根台中学校	3年	持続可能な社会を目指そう（SDGsについて調べてスライドにまとめ発表する学習）
城ノ内中学校	3年	わたしたちのSDGs
龍ヶ崎中学校	2年	龍ヶ崎市の環境について考えよう（プロギング）

＜資料：指導課＞

6 各分野の指標

6 各分野の指標

環境基本計画に掲げられた各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、環境の状況を把握することが必要です。ここでは、各分野（生活環境、自然環境、文化環境、地球環境、環境学習）に掲げた主な指標ごとの実績値及び目標値を一覧表にまとめました。

※達成状況…○：達成、空欄：未達成

関連頁	指標（単位）	実績値			目標値 ^{注1}	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	達成状況
16	山林の面積（地目）（ha）	632	629	626	現状維持 632	
22	環境学習講座等の開催数（回）	25	29	33	≧ 40	
32	公共下水道の水洗化戸数率（％）	92.0	93.1	91.3	100	
32	公共下水道事業認可区域外の合併処理浄化槽設置人口率（％）	61.4	62.5	62.6	≧ 68.6	
42	市民1人が1日に出す家庭系ごみの排出量（g）	657	623	627	≦ 550	
42	ごみの総資源化率（民間分含む）（％）	24.7	23.8	25.7	≧ 22.0	○
42	ごみ質分析調査における厨芥類及び紙類の割合（％）	50.0	42.1	52.3	≦ 50.0	
44	歩きたばこ・ポイ捨て等防止サポーター（No!たばこ・ポイ捨て）の登録人数（人）	478	495	505	≧ 520	
45	適正管理を促した空家等のうち、改善された空家等の割合（％）	72.0 （一部改善含む）	71.2 （一部改善含む）	66.2 （一部改善含む）	70%を維持	
47	保全活動団体数（団体）	2	2	2	≧ 4	
55	パンフレットや冊子等の作成（点）	2	2	3	≧ 3	○
55	文化財や市民遺産を活用したイベントの件数	2	3	4	毎年3件以上	○
57	公共施設里親制度登録団体数（団体）	89	91	89	≧ 93	
60	エコショップの認定件数	24	22	22	≧ 25	
61	エコオフィスの認定件数	27	25	25	≧ 28	
62	太陽光発電システムを導入した公共施設数	5	5	5	≧ 6施設	
62	ZEB化を導入した公共施設数	0	0	1	≧ 3施設	
63	温室効果ガス排出量（公共施設）（t-CO ₂ ）	5,690	5,059	4,235	≦ 4,076	
64	LED照明を導入した主な公共施設の割合（％）	78.0	78.0	78.0	≧ 89.0	
66	家庭用蓄電システムに対する補助金交付件数（累計）	216	266	296	≧ 306件	
66	ZEHに対する補助金交付件数（累計）	0	0	3	≧ 30件	
69	充電インフラ設備等の設置数（箇所）	13	13	12	≧ 20	
74	温室効果ガス排出量（市域全域） ^{注1} （千t-CO ₂ ）	743.0 (R2)	830.3 (R3)	828.4 (R4)	≦ 678.6	

78	農業体験の参加者 (人)	551	731	298	$\geq$ 600	
117	牛久沼湖心の COD 値 (年平均値) (mg/L)	8.6	9.0	8.5	$\leq$ 6.9	
117	牛久沼湖心の COD 値 (75%値) (mg/L)	10	9.9	10	$\leq$ 7.2	

注 1 参考元である「環境省地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」において、推計の最新年度に2年の遅れが生じることから、本項目のみ令和2年度から4年度の実績値になります。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

〔概説〕

この章は、第2次環境基本計画に基づき、令和6年度に講じた各施策の実施状況等について、市、事業者、市民、市民団体、市民環境会議の主な取組を記載しています。

構成として、第2次環境基本計画の「第3章 各分野の施策」に定めている、生活環境分野から環境学習分野までの5つの分野とそれぞれの分野における目標及び具体的な施策の結果や現状を取りまとめたものとなっています。

〔構成〕

1	生活環境分野	27
2	自然環境分野	47
3	文化環境分野	54
4	地球環境分野（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	59
5	環境学習分野	76

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち



環境基本計画より

〔施策〕

- 1-① 大気汚染の監視と情報提供 『SDGs ターゲット 3.9・12.4』
- 1-② 大気汚染の防止 『SDGs ターゲット 3.9・12.4』
- 1-③ 空間放射線量率の監視 『SDGs ターゲット 12.4』

大気汚染の監視や情報提供、汚染発生源への対策等に取り組みます。

1-① 大気汚染の監視と情報提供

(1) 大気調査の実施

茨城県では、毎年大気汚染物質(一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質)の測定を行い、大気の状態を把握しています。なお、本市における二酸化硫黄[☆]、非メタン炭化水素、ダイオキシン類等については、環境基準を大幅に達成していたことから、平成23年度から他の地点(市外)での測定に変更となっています。[関連頁: 8, 141~146]

(2) 光化学スモッグ[☆]対策

茨城県では、茨城県光化学スモッグ対策要綱に基づき、システムによる情報収集や警報発令など、被害の未然防止に努めています。本市では、警報又は重大警報が発令された場合は、防災行政無線などにより市民への速やかな情報提供を行っています。なお、令和6年度には注意報が1回発令されましたが、警報・重大警報の発令及び健康被害の届出はありませんでした。[関連頁: 145]

(3) 微小粒子状物質(PM_{2.5})[☆]対策

茨城県では、茨城県微小粒子物質(PM_{2.5})に係る注意喚起実施要領に基づき、18の測定地点で測定を行っています。この結果、注意喚起の判断基準^{*1}に該当した場合には、対象地域に注意喚起が実施されます。本市では、注意喚起が実施された場合、市公式ホームページなどにより速やかな情報提供を行います。なお、平成25年3月に注意喚起実施要領が施行されて以来、茨城県で注意喚起を実施した実績はありません。[関連頁: 146]

1-② 大気汚染の防止

(1) 規制等

大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙[☆]及び粉じん発生施設の設置者に対し、届出・規制基準の遵守・自己監視等を義務付け、茨城県と共に立入検査を実施し、監視活動を行っています。

また、市民から寄せられる苦情は、同法律・条例に基づき、早期解決に努めています。

*1 早朝3時間(5時から7時)の測定値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、もしくは早朝8時間(5時から12時)の測定値の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち

【ばい煙及び粉じん特定施設を有する事業所数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定施設を有する事業所数	46 箇所	44 箇所	32 箇所	32 箇所	32 箇所

＜資料：県環境対策課＞

【苦情件数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染に関する苦情件数	24 件	11 件	31 件	8 件	7 件

※苦情の全てが、野焼きに関するものでした。連絡を受けた場合は直ちに現地に赴き、中止するよう指導するとともに、広報紙等で定期的に啓発を行っています。野焼き件数や風速などによって、苦情件数が増減しています。

＜資料：生活環境課＞

(2) 公害防止協定の締結

昭和61年より、公害^{*}の未然防止を図るため、つくばの里工業団地内の企業などと個別に大気の保全などに関する事項を盛り込んだ公害防止協定を締結したが、工業団地内の新規事業者の参入や環境関係法令の改正に対応すべく、令和3年度から順次、協定の見直し及び締結に取り組んでいます。

(3) 企業への立入検査の実施

大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制基準などの遵守状況を確認するため、随時、工場・事業所の立入検査（調査）を茨城県と共に実施し、必要に応じて適切な改善措置を講じるように指導しています。

【立入検査件数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ばい煙発生施設	5 件	7 件	5 件	7 件	6 件
特定粉じん発生施設	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

＜資料：生活環境課＞

1-③ 空間放射線量率の監視 [関連頁：8]

(1) 空間放射線量率測定 （測定機器：TCS-172B／日立アロカメディカル㈱等）

① 定点測定

市内の公立保育所〔1〕、私立保育園〔12〕、私立幼稚園〔4〕、認定こども園〔4〕、小学校〔13〕、中学校〔6〕、高校〔4〕、大学〔1〕、公園〔17〕、市役所、湯ったり館、たつのこフィールドの計65施設について、各施設の中央部で地表から5cm、50cm、100cmの高さで測定してきましたが、空間放射線量率が低い値で安定して推移しているため、平成30年度をもって定点測定は終了し、一部を除いて多点測定により測定を継続しています。

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち

【空間放射線量率の推移】

(単位: $\mu\text{Sv/h}$ (毎時マイクロシーベルト))

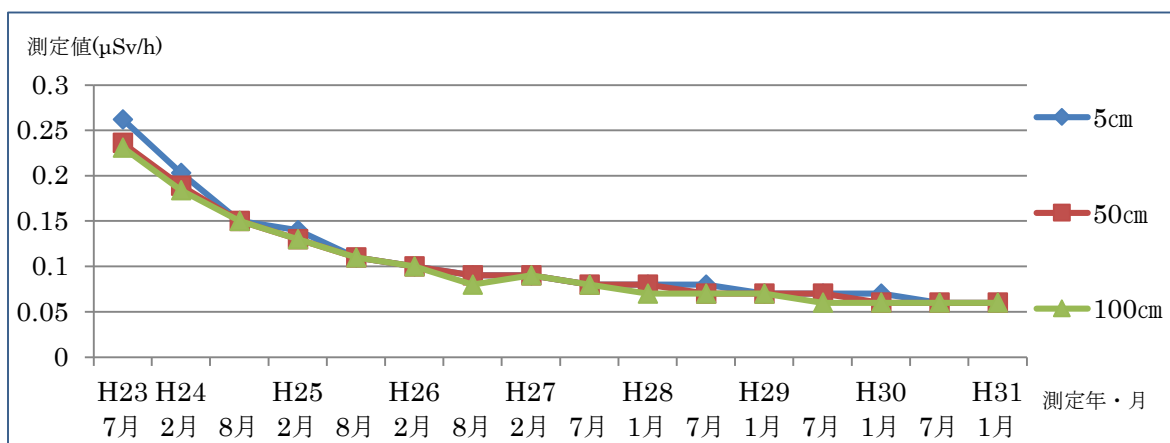
測定位置	H23 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24 1月	2月	3月
5cm	-	-	-	0.262	0.254	0.238	0.227	0.225	0.212	0.208	0.203	0.201
50cm	-	0.264	0.252	0.236	0.234	0.217	0.208	0.206	0.197	0.193	0.189	0.186
100cm	-	0.260	0.247	0.231	0.222	0.210	0.203	0.201	0.193	0.187	0.184	0.180

測定位置	H24 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月	3月
5cm	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	0.13
50cm	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.13	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13
100cm	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.13	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13

測定位置	H25 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26 1月	2月	3月
5cm	0.12	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10
50cm	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10
100cm	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.09

測定位置	H26 4月	6月	8月	10月	12月	H27 2月	4月	7月	10月	H28 1月
5cm	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08
50cm	0.10	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08
100cm	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07

測定位置	H28 4月	7月	10月	H29 1月	7月	H30 1月	7月	H31 1月
5cm	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06
50cm	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06
100cm	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06



※測定値は、定点測定65施設の月毎の平均値です。

<資料：生活環境課>

② 多点測定

令和元年度から、市内の185施設を対象に、1施設当たり原則5地点を年1回測定しており、子どもの生活環境である保育所(園)・幼稚園、小学校、公園、スポーツ施設は地表から50cm、その他は100cmの高さで行っています。

なお、原発事故後10年以上が経過しており、数値も低い値で推移していることなどを踏まえ、令和4年度より徐々に縮小して実施しており、令和6年度は40箇所にて実施しました。

【空間放射線量率の推移等】

(単位: $\mu\text{Sv/h}$ (毎時マイクロシーベルト))

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
空間放射線量率の平均値	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07
測定箇所数	184	183	46	46	40

<資料：生活環境課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち

(2) 除染

平成26年度以降、国が示す目標である年間1ミリシーベルト（空間放射線量率換算で毎時0.23マイクロシーベルト）以下の公共施設等がありませんので、除染は行っていません。

(3) 市民への情報提供

測定結果や検査結果、その他放射線関連情報など、新たな情報や更新された情報があつた際に、市公式ホームページや広報紙などを通じて情報を提供しています。

令和6年度は、新たな情報等はありませんでした。

(4) 食品等の放射性物質検査

東日本大震災以降、給食食材や農畜産物等の放射性物質検査を行っていましたが、基準値を超える数値の検出が一度もなく、今後検出される可能性も極めて低いと判断し、令和4年度で終了しました。

なお、特用林産物（しいたけ、タケノコ、野生きのこ、山菜）については、茨城県農林水産物等の放射性物質検査計画に基づき、茨城県において検査を行い、検査依頼者の同意を得て、県公式ホームページで公表しています。

＜資料：農業政策課＞

(5) 空間放射線量測定機器の貸出

市民が身近な生活環境の空間放射線量を把握できるよう、空間放射線量測定機器（PA-1000Radi/（株）堀場製作所）の貸出を行っています。令和6年度における借用申請はありませんでした。

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺



環境基本計画より

[施策]

2-① 河川の水質浄化 『SDGs ターゲット 6.3・12.4』

2-② 牛久沼の水質浄化 『SDGs ターゲット 6.3・6.6・12.4』

水質汚濁の監視や情報提供、汚濁発生源への対策等に取り組みます。

2-① 河川の水質浄化

(1) 水質調査の実施

牛久沼をはじめとする市内の湖沼3地点、河川18地点の計21地点（茨城県測定2地点含む）において水質（生活環境の保全に関する環境基準項目及び人の健康の保護に関する環境基準項目）の測定を行い、公共用水域*の水質の状況を調査しています。

[関連頁：8～9, 116～138]

(2) 規制等

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などに基き、汚水・廃液の排水特定施設の設置者に対し、届出・排出水の規制基準の遵守・自己監視等を義務付け、立入検査を実施するなどの監視活動を行っています。

【排水特定施設を有する事業所数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定施設を有する事業所数	260 箇所	260 箇所	262 箇所	262 箇所	256 箇所

<資料：県南県民センター環境・保安課>

【水質汚濁の防止に係る苦情件数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水質汚濁に関する苦情	0 件	3 件	2 件	4 件	2 件

<資料：下水道課・生活環境課>

(3) 公害防止協定の締結

昭和61年より、公害の未然防止を図るため、つくばの里工業団地内の企業などと個別に水質汚濁防止などに関する事項を盛り込んだ公害防止協定を締結していますが、工業団地内の新規事業者の参入や環境関係法令の改正に対応すべく、令和3年度から順次、協定の見直し及び締結に向けた取組を継続しています。

(4) 企業への立入検査の実施

法律及び条例に基づき、規制基準などの遵守状況を確認するため、随時、工場・事業所の立入検査（調査）を茨城県と連携しながら実施し、必要に応じて適切な改善措置を講じるよう指導しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

【立入検査件数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
霞ヶ浦流域	43 件	57 件	26 件	21 件	23 件
利根川流域	1 件	0 件	2 件	0 件	0 件

＜資料：生活環境課＞

(5) 生活排水処理施設の整備

① 公共下水道の整備

公共下水道は、公共用水域の水質を保全するとともに快適な生活環境を確保するための根幹的施設です。本市では、昭和50年から下水道事業を展開しており、現在も順次整備を進めています。令和5年度の普及率は微増となっています。

【公共下水道の普及率等の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政人口（※1）（A）	76,505 人	76,009 人	75,690 人	75,453 人	74,738 人
処理区域内人口（B）	64,447 人	64,222 人	64,130 人	64,040 人	63,585 人
処理区域内戸数（C）	28,440 戸	28,616 戸	28,946 戸	29,075 戸	29,683 戸
普及率（B/A）	84.2%	84.5%	84.7%	84.9%	85.1%
水洗化人口（D）	59,832 人	60,131 人	60,692 人	61,129 人	61,007 人
水洗化戸数（E）	25,806 戸	26,188 戸	26,625 戸	27,072 戸	27,105 戸
水洗化率（D/B）	92.8%	93.6%	94.6%	95.5%	95.9%
水洗化戸数率（E/C）	90.7%	91.5%	92.0%	93.1%	91.3%
公共下水道事業認可区域外の 合併処理浄化槽設置人口率	54.9%	59.6%	61.4%	62.5%	62.6%
供用開始面積	1,521ha	1,523ha	1,524ha	1,525ha	1,526ha

※各年度3月31日現在の住民基本台帳の人口

＜資料：下水道課＞

② 農業集落排水施設の整備

板橋町及び大塚町において、公共用水域の水質を保全するとともに快適な生活環境を確保するため、浄化槽から農業集落排水接続に向けた啓発活動を展開しています。

【農業集落排水の水洗化人口等の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理区域内人口（A）	415 人	403 人	393 人	374 人	358 人
水洗化人口（B）	309 人	301 人	299 人	294 人	296 人
水洗化率（B/A）（※1）	74.5%	74.7%	76.1%	78.6%	82.7%
供 用 開 始 面 積	49ha	49ha	49ha	49ha	49ha

＜資料：下水道課＞

③ 合併浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く市街化調整区域におけるくみ取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えに係る経費の一部を助成することにより、普及促進を図るとともに、適正な維持・管理について啓発活動を実施しています。

【高度処理型合併浄化槽等の補助実績】

区 分	型 式	1 基当たりの補助限度額	補助基数	補助総額
5人槽	窒素型	360,000 円	8 基	2,880,000 円
7人槽	窒素型	462,000 円	8 基	3,696,000 円
	高度窒素型	615,000 円	0 基	0 円
10人槽	窒素型	585,000 円	0 基	0 円
単独浄化槽撤去補助（※）		120,000 円	14 基	1,690,000 円
汲み取り撤去補助（※）		90,000 円	0 基	0 円
単独浄化槽撤去に係る宅内配管補助（※）		300,000 円	16 基	4,605,000 円
合 計				12,861,000 円

※5人槽・7人槽・10人槽補助基数の内数。

<資料：下水道課>

(6) 上水道の普及促進

本市は、上水道の普及促進のため、上水道事業者である茨城県南水道企業団（構成市町：龍ケ市・取手市・牛久市・利根町）と、各地区からの整備要望の協議などについて情報を共有し、市役所1階ホールに上水道に関するパネルを展示するなど、上水道の普及に向けた啓発活動を展開しています。

【上水道普及率等の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給水区域内の人口（A）	76,505 人	76,009 人	75,690 人	75,453 人	74,738 人
給水人口（B）	57,422 人	57,375 人	57,106 人	56,818 人	56,151 人
給水戸数	25,983 戸	26,319 戸	26,685 戸	27,056 戸	27,126 戸
普及率（B/A）	75.1%	75.5%	75.4%	75.3%	75.1%

<資料：茨城県南水道企業団>

2-② 牛久沼の水質浄化

(1) 牛久沼流域水質浄化対策協議会

① 水質浄化意識の啓発

牛久沼流域水質浄化対策協議会は、昭和 60 年に設立され、現在は牛久沼流域の4市（龍ケ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市）、4つの関係土地改良区（牛久沼土地改良区・稲荷川土地改良区・土浦市外十五ヶ町村土地改良区・荃崎村外五ヶ町村土地改良区）及び牛久沼漁業協同組合で構成されています。水質浄化の啓発活動として、牛久沼水質浄化ポスターの募集・表彰と巡回展示、牛久沼パンフレットとポスター入賞作品集の作成・配付を行いました。

【活動状況の詳細】

実施日等	内 容
令和6年7月1日～ 令和6年9月6日	牛久沼水質浄化ポスター募集
令和6年11月21日	牛久沼水質浄化ポスター表彰式

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

令和6年11月21日～	牛久沼水質浄化ポスター作品集配付
令和6年12月11日～ 令和7年2月25日	茨城県庁及び牛久沼流域4市庁舎にて牛久沼流域水質浄化ポスター巡回展示
令和7年2月17日～	牛久沼パンフレット配付

【市内の児童・生徒の牛久沼流域水質浄化ポスター入選作品】

No.	区 分		学校名	学年
①	優 秀 賞	小学校低学年部門	馴柴小学校	1年
②		小学校低学年部門	馴柴小学校	3年
③	優 良 賞	小学校低学年部門	馴柴小学校	3年
④		小学校低学年部門	川原代小学校	3年

①

②

③

④

② 牛久沼に生息する外来種の駆除

牛久沼では条件付特定外来生物に位置付けられているアカミミガメ（通称：ミドリガメ）の急増により、その食害による影響と考えられる、ガマやヨシなどの水生植物の減少が顕著となっています。

それら水質浄化作用のある水生植物を守るため、平成30年度から牛久沼及び牛久沼流入河川において、アカミミガメの除去を行っています。令和6年度は2,674匹を捕獲・除去し、これまでに21,595匹を除去しました。

一時期は、捕獲数の減少がみられましたが、近年、カメの中型割合が高まりつつあり、加えて流入河川での大型・中型割合が高まっており、今後とも更なる強化に向け、協議会の構成団体間の連携・協力の強化を図っていきます。

【アカミミガメの捕獲について】

年度	数量	累計
平成30年度	1,870 匹	1,870 匹
令和元年度	5,010 匹	6,880 匹
令和2年度	5,276 匹	12,156 匹
令和3年度	2,442 匹	14,598 匹
令和4年度	2,143 匹	16,741 匹
令和5年度	2,180 匹	18,921 匹
令和6年度	2,674 匹	21,595 匹



(捕獲したアカミミガメ)

③ 牛久沼流域清掃大作戦

毎年3月には、牛久沼及び周辺河川の環境保全に対する市民の意識の高揚を図り、官民一体となった水質浄化実践活動の一環として、「牛久沼流域清掃大作戦」を実施しています。

令和6年度は、牛久沼活用推進協議会主催の「牛久沼クリーン大作戦」と連携し、同日に開催しました。

(2) 龍ヶ崎市家庭排水浄化推進協議会

住民自治組織連絡協議会、商工会、女性会で組織される龍ヶ崎市家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦及び牛久沼の水質浄化を図るため、家庭排水の適正処理対策を推進しています。

【主な活動状況】

実施日	内容
令和6年4月 ～令和7年3月	家庭排水浄化推進キャンペーン 龍ヶ崎市役所生活環境課窓口において、啓発グッズやチラシの配布による啓発活動を実施

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

令和6年9月28日	家庭排水浄化推進キャンペーン 牛久沼のウナギ稚魚放流イベントにおいて、啓発グッズやチラシの配布による啓発活動を実施
令和6年10月28日	霞ヶ浦流入河川水質調査の実施 龍ヶ崎市役所附属棟において、市内を流れる主な河川9カ所の水質調査を実施
令和6年11月23日	家庭排水浄化推進キャンペーン 龍ヶ崎産業祭「いがっぺ市」において、啓発グッズを配布し、併せて水質浄化実験コーナーを設置
令和7年2月22日	家庭排水対策セミナーの開催 馴染コミュニティセンターにおいて、「家庭排水対策セミナー～実験で学ぼう！牛久沼と私たちの家庭排水～」を開催。会員及び市民14名が参加

＜資料：龍ヶ崎市家庭排水浄化推進協議会＞

◇◇◇◇◇ 牛久沼の歴史 ◇◇◇◇◇

約千年前、谷田川と西谷田川は小貝川に合流していた。その後、小貝川が氾濫し、大量の土砂が谷田川と西谷田川との合流部に堆積したため、谷田川と西谷田川がせき止められ、牛久沼が形成されたとされている。

牛久沼南岸の堆積地は水田地帯として開拓されたものの、大雨により下流の小貝川が逆流して氾濫するなど、定期的に被害を受けながらも、農業利用のための水源として人々と共生してきた。

江戸初期には太田沼と称されていたが、現在の「牛久沼」という呼称が定着した由来は、いくつか説があるものの、「食っては寝、食っては寝ていた寺の小坊主が、牛に姿を変えて沼に飛び込んだ」という話から「牛喰沼」となり、それが転じて「牛久沼」となったということが有力な説の一つである。

※ 出典：茨城県県南地方総合事務所 小学5年生用総合学習副読本「私たちの牛久沼 取り戻そう美しい水面」

「角川日本地名大辞典」編纂委員会 竹内 理三 「角川日本地名大辞典 8 茨城県」

【牛久沼水質保全の対応方針（茨城県）より抜粋】

目標3 土壌・地下水汚染と地盤沈下のない、安全な地下水と地盤



環境基本計画より

[施策]

3-① 土壌・地下水汚染の監視と情報提供『SDGs ターゲット 3.9・6.1・6.4・12.4』

3-② 土壌・地下水汚染と地盤沈下の防止『SDGs ターゲット 3.9・6.1・6.4・12.4』

土壌・地下水汚染及び地盤沈下の監視や情報提供、汚染発生源への対策、地下水位の保全等に取り組みます。

3-① 土壌・地下水汚染の監視と情報提供

(1) 土壌・地下水汚染調査

茨城県では、毎年、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌及び地下水の汚染状況調査や公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づく水質測定のほか、個別の井戸水の検査などを行っています。なお、令和6年度中の市内のダイオキシン類に関する調査は実施されておらず、また地下水の水質測定計画に基づく水質測定では、全項目環境基準値内でした。

市では、井戸水の検査結果に異常があった場合に、県と連携し、その周囲にある井戸水を使用している市民への注意喚起や県担当部署への案内などを行っています。

[関連頁：10、146～147]

3-② 土壌・地下水汚染と地盤沈下の防止

(1) 盛土規制

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、一定規模以上の土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為を許可制とし、環境の悪化や災害の未然防止に努めています。

なお、手続きの対象となる事業は、市の条例では、事業区域の面積が300㎡以上3,000㎡未満及び事業区域への搬入土量が300㎡以上としており、県の条例では、事業区域の面積が3,000㎡以上となっています。令和6年度の市の許可件数は1件でした。

(2) 地盤沈下対策

茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく特定揚水施設による地下水の採取を規制及び地盤沈下被害の未然防止に努めています。また、地盤沈下の状況は茨城県で測定・把握しています。[関連頁：10、146～147]

【揚水特定施設を有する事業所数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	56 箇所	56 箇所	71 箇所	73 箇所	76 箇所

<資料：県南県民センター環境・保安課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち



目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち

環境基本計画より

[施策]

4-① ごみの発生抑制 『SDGs ターゲット 11.6・12.2・12.3・12.4・12.5』

4-② 資源化（リサイクル）の推進 『SDGs ターゲット 11.6・12.2・12.4・12.5』

4-③ ごみの適正処理 『SDGs ターゲット 11.6・12.2・12.4・12.5・14.1』

Refuse：リフューズ（ごみになるものを断る）、Reduce：リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse：リユース（ものの再利用）、Recycle リサイクル（資源化）の、4Rを推進し、ごみに関する啓発や情報提供、適正処理等に取り組みます。

4-① ごみの発生抑制

(1) 廃棄物減量等推進員（ごみ減らし隊）制度の推進

ごみの減量や資源化について、地域における指導的役割や行政とのパイプ役として情報交換などを行うことを目的とする「廃棄物減量等推進員（ごみ減らし隊）」制度を推進し、行政と市民との協働体制の構築を図っています。

【廃棄物減量等推進員の推移】

（各年度末の登録人数）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 数	197 人	184 人	102 人	172 人	189 人

<資料：生活環境課>

(2) 市内一斉清掃の実施

11月、3月を不法投棄撲滅強化月間とし、「わがまちクリーン大作戦」を実施し、期間中は市内の巡回や啓発活動の展開と併せ、不法投棄やポイ捨てに対する意識の高揚を図りました。なお、令和5年3月実施以降、各住民自治組織の参加人数等の集計を実施していません。

【参加企業の例】

つくばの里工業団地運営協議会アメニティ実行委員会では、地域貢献活動の一環で6月及び3月に清掃活動を実施しました。

(3) ごみ減量化及び食品ロスの啓発

令和6年度については、市内イベントでのブース出展により、生ごみの水切りや雑がみの分別の促進に向けて、周知啓発チラシによる情報発信を行いました。

4-② 資源化（リサイクル）の推進

(1) 生ごみの有効活用

家庭における生ごみの減量を推進するため、広報紙等を活用した食品ロス削減に関する情報発信のほか、市公式ホームページにて「キエーロ生ごみ処理容器」の活用を推進しています。

(2) 資源の有効活用

① 資源物の分別

ごみの減量及び資源物の有効利用を推進するため、ビン（茶、黒、青・緑、無色・透明）、カン、紙類（新聞紙、ダンボール、紙パック、雑がみ）、布類、ペットボトル及び白色トレー及び木くす類の7種類（13品目）を資源物として、地域ごとの資源物回収ステーションなどで分別回収を行っています。また、資源化を推進するため、小型家電、パソコンの無料回収に加えて、令和2年度から小型充電式電池及びインクカートリッジの回収を開始しています。

資源物は、「くりーんプラザ・龍」に集められ、種別によって再生工程は異なりますが、紙類は製紙工場で新聞紙、ダンボールやボール紙などに再生されます。また、布類は海外へ輸出される他、ウエスや軍手に再生されます。ペットボトルや白トレーは、再生工場で細かく砕かれ、作業着や新しいトレーとして再生されます。

また、小型家電、パソコン、充電式電池及びインクカートリッジは、再生工場で希少金属を分別し、新たな製品として再利用されます。[関連頁：10～12]

② 廃食用油等の回収

廃食用油・木くす類（剪定枝）・ペットボトルキャップの資源回収を行っています。

【廃食用油等の回収量の推移】

資源物	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	市の回収場所
廃食用油	5,710 L	6,330 L	4,390 L	4,010 L	7,880 L	・各コミュニティセンター ・サデーリサイクル会場
木くす類	1,037 t	903 t	1,031 t	1,045 t	1,112 t	・資源物回収ステーション
ペットボトルキャップ	3.3 t	2.5 t	3.6 t	3.4 t	3.2 t	・各コミュニティセンター ・サデーリサイクル会場

※木くす類について、前年度までの回収量に個人及び事業者が資源化施設に直接搬入した数量が含まれていませんでしたが、本書より実績数量を含むものに変更しています。

＜資料：生活環境課＞

③ サンデーリサイクルの実施

ごみの減量・資源物の有効利用を推進するため、木くす類を除く12品目の資源物、廃食用油を市庁舎北側駐車場、竜ヶ崎工事事務所駐車場、さんさん館駐車場の3箇所で、毎週日曜日に分別回収を行っています。

【サンデーリサイクルでの資源物回収量の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市役所本庁舎	179 t	177 t	180 t	150 t	152 t
竜ヶ崎工事事務所	248 t	249 t	248 t	225 t	215 t
さんさん館	226 t	214 t	219 t	202 t	198 t
合 計	653 t	640 t	647 t	577 t	565 t

＜資料：生活環境課＞

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち

④ 資源物回収活動による助成金の交付

地域ごとのリサイクル活動を促進するため、資源物の分別回収活動を実施した地域及び子ども会などの団体に対し、助成金（1kg 当たり4円）を交付しています。

【資源物回収量等の推移】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地区	資源物回収量	1,570 t	1,587 t	1,517 t	1,438 t	1,328 t
	助成金	6,279,540 円	6,346,216 円	6,069,372 円	5,663,336 円	5,313,516 円
団体	資源物回収量	55 t	46 t	44 t	40 t	34 t
	助成金	218,452 円	184,676 円	177,184 円	159,848 円	135,860 円

＜資料：生活環境課＞

⑤ 民間事業者による資源物リサイクルの実施

スーパーマーケットや新聞販売店等においても資源物（紙・缶・ビン・ペットボトル・金属・トレイ他）のリサイクルを行っています。

【民間事業者等による資源化施設への搬入量等の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資源物搬入量	1,310 t	1,334 t	1,341 t	1,169 t	1,065 t

＜資料：生活環境課＞

⑥ 小型家電リサイクルの実施

「小型家電リサイクル法」の施行に伴い、専用回収ボックスを設置して使用済み小型家電機器等*1（パソコン除く）の回収を行っており、現在は市内6箇所に回収ボックスを設置しています。また、パソコンの回収を生活環境課窓口で行っています。なお、令和6年度の小型家電等の回収量は4.3tでした。

【回収ボックス設置箇所】

No	施設（店舗）名	設置開始時期
1	市役所本庁舎	平成26年4月
2	市役所西部出張所	
3	市役所東部出張所	
4	(株)カスミ 龍ヶ岡店	平成27年3月
5	(株)カスミ FOOD OFF ストッカー佐貴店	
6	たつのこアリーナ	平成27年7月

＜資料：生活環境課＞

⑦ インクカートリッジ及び小型充電式電池の拠点回収

【回収ボックス設置箇所】

No	施設（店舗）名	設置開始時期
1	市役所本庁舎	インクカートリッジは 令和3年1月 小型充電式電池は 令和3年2月
2	市役所西部出張所	
3	市役所東部出張所	
4	くりーん・プラザ龍 ※小型充電式電池のみ	

＜資料：生活環境課＞

40 *1 ①電話機、②携帯電話（スマートフォン含む）、③PHS携帯、④ビデオカメラ、⑤デジタルカメラ、⑥CDプレーヤー、⑦MDプレーヤー、⑧携帯音楽プレーヤー（フラッシュメモリ）、⑨携帯音楽プレーヤー（HDD）、⑩電子辞書、⑪ICレコーダー、⑫テーブルレコーダー（デッキを除く）、⑬据置型ゲーム機、⑭携帯型ゲーム機、⑮VICSユニット、⑯ETC車載ユニット、⑰パソコンの17品目が該当。

4-③ ごみの適正処理

(1) 廃棄物の処理

① 一般廃棄物について

家庭から排出される一般廃棄物は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの3つに分類されます。燃やすごみ及び燃やさないごみは、市の委託業者が収集し、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（龍ヶ崎市・利根町・河内町の3市町で構成）が運営する一般廃棄物処理施設「クリーンプラザ・龍」に搬入しており、粗大ごみについては市民自ら運搬するか市の戸別収集（要予約）で運搬され、同施設に搬入されています。

また、事業所から排出される一般廃棄物は、事業者自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して運搬され、同施設に搬入されています。

搬入された燃やすごみは、焼却施設において焼却し、さらにその焼却灰と飛灰を灰溶融施設で溶融処理し、最終処分場に覆土材として埋め立てられます。燃やさないごみ、粗大ごみについては、リサイクル施設において選別し、資源物は資源回収業者等に流通させ、資源物とならないものは、破碎した後に最終処分場に埋め立てられます。

② 指定廃棄物について

東京電力福島第一原発事故により発生した指定廃棄物（平成23年度の測定で放射性物質の濃度が8,000ベクレル/kg以上の溶融飛灰181.5t）については、クリーンプラザ・龍の倉庫内に一時保管していました。

地震などの自然災害に対して、より安全に保管するために、コンクリート製の保管庫（高さ5m、幅20m、奥行き8mで厚さは0.3m）を平成29年3月にクリーンプラザ・龍の敷地内に建設した後、指定廃棄物を保管庫に移動し、一時保管しています。

(2) ごみ処理基本計画

平成20年度に策定したごみ処理基本計画が計画期間を満了したことを受け、令和6年度から令和20年度までの15年間を計画期間とする新たなごみ処理基本計画を策定いたしました。

家庭ごみの減量については、「食品ロス削減」「生ごみの減量」「紙の資源化」等の施策を講ずることなどにより、令和20年度に、一人1日あたりの排出量を約880gまで削減すること目標としています。[関連頁：10～12]

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち

【① ごみ総排出量の削減】

区 分	令和4年度 (基準年度) 実績値	令和5年度		令和6年度		令和20年度	
		実績値	基準 年度比	実績値	基準 年度比	目標値	基準 年度比
人口 ^{*1}	75,690人	75,453人	-0.3%	74,441人	-1.7%	62,108人	-17.9%
1人1日当たり排出量	958g	919g	-4.1%	928g	-3.1%	888g	-7.3%
家庭系ごみ	657g	623g	-5.2%	627g	-4.6%	544g	-17.2%
事業系ごみ	178g	180g	1.1%	184g	3.4%	154g	-13.5%
資源物※	123g	116g	-5.7%	117g	-4.9%	190g	54.5%
ごみ総排出量	26,460t	25,388t	-4.2%	25,182t	-2.2%	20,121t	-21.9%
家庭系ごみ	18,147t	17,207t	-5.2%	17,035t	-6.1%	12,338t	-32.0%
事業系ごみ	4,912t	4,976t	1.3%	5,012t	2.0%	3,481t	-29.1%
資源物※	3,401t	3,205t	-5.8%	3,169t	-6.8%	4,256.23t	25.1%

※資源物については、P11【一般ごみの排出量等の推移】の注釈のとおり、実績数量の変更をしたことを受け、本書より表の数値を修正しています。

＜資料：生活環境課＞

【② 総資源化率】

区 分	令和4年度 (基準年度) 実績値	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値	令和20年度 目標値
総資源化率 (民間事業者分を含んだ率)	20.9% (24.7%)	20.3% (23.8%)	21.5% (25.7%)	32.0%以上

※総資源化率 = (中間処理後資源化量 + 資源化業者引き渡し量) / ごみ総排出量(一般廃棄物のみ)
 中間処理後資源化量：クリーンプラザ・龍から資源物として搬出した量(熔融スラグを含む)
 資源化業者引き渡し量：クリーンプラザ・龍には搬入せず、直接、資源化業者に引き渡す資源物量
 (サンデーリサイクルの紙類・布類、木くず類、廃食用油、ペットボトルキャップ、集
 団回収)

民間事業者による資源化施設への搬入量：[関連頁：39～40]

＜資料：生活環境課＞

【③ 最終処分量の削減】

区 分	令和4年度 (基準年度) 実績値	令和5年度		令和6年度		令和20年度	
		実績値	令和4年 度比	実績値	令和4年 度比	目標値	令和4年 度比
最終処分(埋立)量	3,057t	3,034t	-0.7%	3,008t	-1.6%	2,507t	-18.0%

※最終処分(埋立)量は、構成市町全体の最終処分量を龍ヶ崎市の搬入割合で按分した量です。
 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の報告書では、最終処分場は令和16年度(2034年度)末頃まで使用できる見込みです。

＜資料：生活環境課＞

(3) おはようSUN訪問収集の実施^{*1}

ごみの排出に支障を来たしている高齢者や障がい者等の負担を軽減し、併せて安否を確認するなど福祉の向上に資することを目的として、ごみ及び資源物の訪問収集事業を行っています。実施状況については、令和7年3月末現在で94世帯(前年度比+5)となっています。

(4) 市の事務事業におけるコピー用紙等の削減

地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、環境負荷のより少ない物品の購入を推進しています。コピー用紙については、原則としてグリーン購入法に適合した製品を購入し、併せて使用枚数の削減に努め、プリンタ用トナーについては、カートリッジのリユースを推進するため、積極的にリサイクルトナーを購入しました。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境



環境基本計画より

[施策]

5-① 不法投棄等の防止『SDGs ターゲット 3.9・12.4・12.5』

5-② 環境美化等の推進『SDGs ターゲット 12.4・12.5』

5-③ 騒音・振動の防止

ごみの不法投棄、騒音・振動、悪臭等、近隣環境に関する問題の解決に取り組みます。

5-① 不法投棄等の防止

(1) 不法投棄等に対する監視体制の整備

警察 OB を不法投棄対策管理官として委嘱するほか、本市から 32 人の不法投棄監視員を選任し、廃棄物の不法投棄等の未然防止や不法投棄事案の早期解決を図り、良好な生活環境の確保を推進しています。[関連頁：13]

(2) 歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例の推進

「龍ヶ崎市歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例」が平成 23 年 5 月 30 日（ごみゼロの日）から施行され、JR 常磐線龍ヶ崎市駅東口・西口及び関東鉄道竜ヶ崎駅の駅前広場を喫煙禁止区域とし、違反した場合は過料の対象としています。また、市内全域の公共の場所等でのポイ捨て・飼い犬のふんの放置・歩きたばこ・落書きなどを禁止行為としています。

本制度の普及を図るため、歩きたばこ・ポイ捨て等指導員（1 班：2 名）による啓発指導を実施しています。

(3) 歩きたばこ・ポイ捨て等防止サポーター（No！ポイサポーター）の活躍

平成 24 年度より歩きたばこ・ポイ捨て等防止サポーター（No！ポイサポーター）を募り、ボランティアとして活動しています。サポーター登録時にアームバンド・カラー軍手・火バサミの 3 点を配布し、ウォーキングやジョギングあるいは犬の散歩などの際に、「No!ポイサポーター」と書かれたアームバンドを腕に付けてもらうことにより、市民のマナー向上の啓発を行っています。

【サポーターの推移】

（年度末の登録人数）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録人数	457 人	464 人	478 人	495 人	505 人

<資料：生活環境課>

5-② 環境美化等の推進

(1) 悪臭対策

本市では市内全域を悪臭防止法の規制地域に指定し、規制を行っています。また、市民から寄せられる苦情は、悪臭防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などに基づき、関係各課及び茨城県と密接な連携を保ち、相互協力のもと早期解決に努めています。

【悪臭特定施設を有する事業所数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定施設を有する事業所数	7箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

【苦情件数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪臭に関する苦情件数	6件	2件	5件	3件	0件

＜資料：生活環境課＞

(2) あき地の雑草対策

当市では、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、あき地の所有者等に対し、あき地の適正管理を求めています。あき地の雑草や枯草は、火災及び犯罪の発生の原因となる他、清潔な生活環境を保持する上でも支障となる場合があります。このため、龍ヶ崎消防署と連携を図りながら土地所有者に対し、適正な維持管理を指導するとともに、有料で土地所有者から除草業務を受託しています。

また、令和6年度において、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部改正が可決・公布されたことに伴い、今後、あき地の所有者等に対する行政指導等の更なる強化を図っていきます。

【除草受託面積の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受託面積	96,003㎡	87,017㎡	90,475㎡	71,561㎡	69,141㎡

＜資料：生活環境課＞

(3) 空家の適正管理

市民等から寄せられた空家等に関する苦情や相談に対し、現地確認や所有者等調査（戸籍調査含む）を行った後、所有者等への文書通知や電話、訪問により適正管理を促しました。

【適正管理を促した空家等の件数及び改善された空家等の割合の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	107件	87件	75件	73件	77件
改善	80件	56件	49件	46件	46件
一部改善	13件	7件	5件	6件	5件
割合	86.9% (一部改善を含む)	72.4% (一部改善を含む)	72.0% (一部改善を含む)	71.2% (一部改善を含む)	66.2% (一部改善を含む)

＜資料：まちの魅力創造課＞

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境

5-③ 騒音・振動の防止

(1) 交通騒音・振動測定調査

市内の交通騒音・振動の状況を把握するため、幹線道路7地点における交通騒音・振動の測定調査を隔年で実施しており、いずれの各調査地点においても、環境基準を達成しています。

また、航空機に係る騒音測定調査については、茨城県により市内1地点（長戸コミュニティセンター）で実施されています。[関連頁：13～14, 87～104, 115]

(2) 環境騒音測定調査

市内の生活環境の騒音状況を把握するため、市内8地点における環境騒音の測定調査を実施しており、いずれも環境基準を達成しています。[関連頁：105～114]

(3) 規制

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音・振動発生源の内容等を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努めています。

また、市民から寄せられる苦情は、同法律や条例等に基づき、早期解決に努めています。

【騒音及び振動特定施設を有する事業所数等の推移】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒音	特定施設を有する事業所数	46箇所	46箇所	47箇所	47箇所	47箇所
	特定建設作業実施届出件数	20件	37件	10件	15件	25件
振動	特定施設を有する事業所数	33箇所	33箇所	33箇所	33箇所	33箇所
	特定建設作業実施届出件数	10件	16件	21件	10件	13件

＜資料：生活環境課＞

【苦情件数の推移】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒音に関する苦情	10件	5件	9件	4件	3件
振動に関する苦情	0件	0件	0件	1件	0件

※騒音に関する主な苦情は、事務所の作業音や解体工事現場騒音などでした。対応について

は、現地に赴き苦情があった旨を伝え、近隣に十分配慮して作業を行うなどの対応を促しました。

※また、近年は法令による規制のない、生活騒音に関する苦情も増加しつつあります。

＜資料：生活環境課＞

(3) 公害防止協定の締結

昭和61年より、公害の未然防止を図るため、つくばの里工業団地内の企業などと個別に、騒音及び振動の防止などに関する事項を盛り込んだ公害防止協定を締結していますが、工業団地内の新規事業者の参入や環境関係法令の改正に対応すべく、令和3年度から順次、協定の見直し及び締結に取り組んでおります。

2 自然環境分野

目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち



環境基本計画より

[施策]

6-① 谷津の保全 『SDGs ターゲット 15.2』

6-② 農地・林地の保全 『SDGs ターゲット 15.2』

変化に富む地形の上に様々な動植物が生息・生育して、生態系の重要な場所となっている谷津や斜面林等の自然保全に取り組みます。

6-① 谷津の保全

(1) 里山の保全作業

「市民環境会議（自然環境部会）」や「龍ヶ崎・里山の会」などの市民団体等により、龍ヶ崎市内にある森林を里山として再生し、動植物が住みやすい自然環境を作ることとした、里山整備活動や谷津田の保全活動、里親登録制度による蛇沼公園などの環境美化活動などの取り組みがされています。

6-② 農地・林地の保全

(1) 農地等の保全

① 都市農地の保全

市街化区域における農地の緑地機能を活用し、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づく要件を満たした区域を生産緑地として指定し、将来にわたる計画的な都市農地の保全に努めています。

なお、令和6年度は2箇所を解除し、令和6年度末時点で市内37箇所約5.91haを生産緑地に指定しています。

② 農業振興地域及び農用地区域指定による農地の保全

優良農地を確保し、農地法に基づく農地転用許可制度と合わせて総合的かつ計画的な農業の振興を目的として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、茨城県が農業振興地域を指定し、農地の保全に努めています。

また、本市としても農業振興地域のうち、特に農業上の利用を確保すべき土地について、農用地区域に指定しています。

なお、令和6年度末時点で、農業振興地域として5,815haが指定されており、その内2,283haを農用地区域として指定しています。

(2) 遊休農地の実態把握

遊休農地の分布等を把握するため、令和6年度は7月に農地パトロール（利用状況調査）を実施し、令和7年3月末時点で、田10.3ha、畑19.6haを遊休農地として確認しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

2 自然環境分野

目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

(3) 農業公園「豊作村」の活用

板橋町に立地する農業公園「豊作村」は、農村と都市との交流拠点として、市民の農業理解を深め、地域農業の活性化を促進しています。

ここでは、野菜や花の栽培などの農業体験が出来るほか、手打ち蕎麦教室や米粉ピザ教室など様々な体験活動が出来ます。

また、温浴交流施設「湯ったり館」では、隣接する「くりーんプラザ・龍」の焼却施設の廃熱を利用した温水が供給されていましたが、令和6年12月に温浴事業を終了することを決定し、今後の豊作村の管理運営方針について検討を進めています。

(4) 環境にやさしい農業の推進

農産物については、茨城県の「特別栽培農産物認証制度^{*1}」のほか、令和5年度より開始した「いばらきみどり認定^{*2}」を活用し、減農薬・減化学肥料栽培の普及促進に努めています。

また、農業が環境に及ぼす負荷を軽減するため、家畜ふん尿を原料とした堆肥づくり、堆肥等を利用した有機農業の振興を図り、資源循環型のまちづくりを推進しています。堆肥は、貝原塚町の「龍ヶ崎市有機肥料生産組合堆肥センター」で販売しており、多くの市民が購入し、家庭菜園等に利用されています。

なお、JA 水郷つくばにより水稻病虫害防除薬剤の空中散布が毎年実施されていましたが、多種多様な品種の栽培がなされていることから、防除適期での散布が難しくなっているため、令和6年度をもって終了となりました。

【各認定制度における認定等の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いばらきみどり認定	—	—	—	1件	1件
特別栽培農産物	米(13件)	米(13件)	米(24件)	米(23件)	米(23件)

【堆肥販売量の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
堆肥販売量	619 t	534 t	312 t	372 t	348t

【水稻病虫害防除薬剤空中散布面積の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水稻病虫害防除 薬剤空中散布面積	477 ha	373.8 ha	326.1 ha	275 ha	258.2ha

<資料：農業政策課>

(5) 林地の保全

森林法により、茨城県が定める茨城県霞ヶ浦地域森林計画の対象となっている森林の所有者などが立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出書又は林地開発届出書を行政機関に提出するよう定められています。

これにより開発の状況を市が把握し、過剰な森林の伐採を防ぎ、正しく適切な森林経営管理を所有者が行うことで林地の保全に努めています。

48 *1 化学肥料と化学農薬を慣行栽培に比べて5割以上減らして栽培した農産物を県が認証する制度。

*2 みどりの食料システム法に基づき、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を県が認定する制度。

本市では令和6年度末時点で保安林として1.9haが指定されており、いずれも防風林として保全しています。

また、令和4年度より森林環境譲与税を活用して、森林をきれいにするための下草刈りや間伐などの費用を補助する「龍ヶ崎市民有林整備事業」及び倒木による住宅被害や道路交通、電力供給などのライフラインの確保に支障が生じる恐れのある危険木の伐採等の費用を補助する「龍ヶ崎市危険木伐採事業」を行っています。特に住環境と隣接する森林所有者に対する周知に努め、令和6年度は、0.19haの森林整備に繋がっています。

【龍ヶ崎市民有林整備事業・龍ヶ崎市危険木伐採事業実績】

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
龍ヶ崎市民有林整備事業森林整備面積	0.56 ha	0.27 ha	0.19ha
龍ヶ崎市危険木伐採事業受付件数	2件	2件	0件

<資料：農業政策課>

(6) 緑地環境保全地域

八代町に位置する八代富士浅間神社と周辺の湿地は、貴重な自然環境を構成していることから、平成17年6月に茨城県から緑地環境保全地域に指定されました。

この指定に伴い、茨城県では自然保護指導員（1名）を委嘱し、自然保護に関する指導啓発活動を行っているほか、本市も指導員より当該地域の状況に関する報告を適時受けています。

2 自然環境分野

目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち

目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち



環境基本計画より

[施策]

7-① 牛久沼や蛇沼の自然の保全『SDGs ターゲット 6.6』

7-② 河川・水路の自然の保全 『SDGs ターゲット 6.6』

離ればなれの自然地の間をつないで生態系ネットワークを形成し、また、水辺の多様な生態系の基礎となっている、河川や池沼の自然保全に取り組みます。

7-① 牛久沼や蛇沼の自然の保全

(1) 湖沼の保全

① 牛久沼

牛久沼は、本市の西部に位置し、湖周 20km、湖面積 6.5 km²の南北に広がる湖沼で、河川法等の法律が適用されるほか、近郊緑地保全区域に指定されています。

牛久沼を含む周辺の豊かな自然環境を保全するため、牛久沼流域水質浄化対策協議会を組織しています。なお、茨城県では令和5年3月に「牛久沼水質保全の対応方針」を作成し、牛久沼の水環境の管理及び保全のため、県、流域市、事業者、牛久沼流域水質浄化対策協議会等の団体、地域住民等の各主体に求められる取組をまとめています。

② 蛇沼

長山地区に位置する蛇沼は、細長く蛇のような形をした神秘的な沼です。北側には、蛇沼を一望できる蛇沼公園があり、茨城自然 100 選に選ばれたこともあります。

(2) 清掃活動の実施

牛久沼活用推進協議会（龍ケ崎市・牛久市・取手市・つくば市・つくばみらい市・河内町・茨城県・牛久沼漁業協同組合・龍ケ崎市 B&G 海洋クラブ）に加盟している自治体、団体等と協力し、牛久沼の魅力をより高めるため、「牛久沼クリーン大作戦」と銘打った清掃活動を毎年3月頃に実施しております。

令和6年度は、牛久沼流域水質浄化対策協議会主催の「牛久沼流域清掃大作戦」と連携し、同日開催しました。

また、不法投棄物が散見される二千間堤において、月2回の見回りを実施し、環境保全に努めております。

(3) 自然環境保全地域

北方町に位置する中沼は、面積が 1.1ha と小さい割には最深部が 13.4m と関東地方の池沼では最も深く、透明度も高いことから、昭和 49 年3月に茨城県から自然環境保全地域に指定されています。茨城県では自然保護指導員（1 名）を委嘱し、中沼の管理及び自然保護に関する指導啓発活動を行っているほか、活動報告を受けることで、状況の把握に努めています。

7-② 河川・水路の自然の保全

(1) 小貝川河川敷の環境美化活動

国や県、流域市町村で構成される「鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議」が主催する「鬼怒川・小貝川クリーン大作戦」に参加し、小貝川河川敷等の河川環境美化活動を行っています。

また、市民団体の「小貝川・花とふれあいの輪」は、地域住民の憩いの場として、また、JR常磐線の車窓からの眺望を意識した良好な景観づくりの一環として、小貝川の河川敷に「花と風の丘」を整備し、四季折々の花を植える活動を展開しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

2 自然環境分野

目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共存するまち

目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共存するまち



環境基本計画より

[施策]

8-① 重要種の保護と特定外来生物等への対応『SDGs ターゲット 15.1・15.5・15.6』

8-② 有害な種への対策『SDGs ターゲット 15.1・15.5・15.6』

希少種等の重要種の保護、従来の生態系をかく乱する外来種、疾病や鳥獣害をもたらす種への対策等に取り組みます。

8-① 重要種の保護と特定外来生物等への対応

(1) 鳥獣保護区の指定

豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として、牛久沼周辺（1,244ha）、龍ヶ崎市森林公園（45ha）及び龍ヶ岡地区周辺（1,130 ha）が、茨城県から鳥獣保護区に指定されています。

(2) 傷病野生鳥獣の保護

負傷した野生鳥獣を自然界に復帰させることを目的として、「茨城県傷病鳥獣救護等取扱要領」に基づき、茨城県が指定する診療実施機関に搬送するなどして野生鳥獣の保護を行っています。

(3) 特定外来生物[☆]（動物）への対応

本市では、特定外来生物であるセアカゴケグモやアカミミガメなどの生息が確認されており、発見事例の公開や防除に努めています。[関連：34]

また、茨城県が策定した「茨城県アライグマ防除実施方針」に基づき、農作物や生活環境の被害を受けた市民へ、箱わなを貸出することで、アライグマの捕獲・駆除を行いました。

【アライグマ捕獲数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アライグマ	42 頭	41 頭	122 頭	123 頭	152 頭

<資料：農業政策課>

(4) 特定外来生物（植物）への対応

本市では、特定外来生物であるオオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなど、特定外来生物（植物）に関する市民の認知促進やその防除を図るため、広報紙や公式ホームページによる周知や防除に努めているところです。

特に、農業に影響を及ぼすナガエツルノゲイトウについては、毎年、県及び新利根川沿岸市町による一斉防除を実施しています。

目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共存するまち



一斉防除実施前（新利根川）



一斉防除実施後（新利根川）

8-② 有害な種への対策

(1) 有害な種への対応

近年、農林業の食害や人身等に被害を及ぼす有害鳥獣による被害が全国的に増加しています。当市においてはサル、イノシシ等の目撃情報の情報収集、周知を徹底するとともに、有害鳥獣（ドバト）等の被害に対しては必要最小限の捕獲を許可しています。

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち



環境基本計画より

〔施策〕

9-① 歴史的な景観の保全と活用『SDGs ターゲット 11.4』

9-② 自然景観の保全と活用 『SDGs ターゲット 11.4』

地域環境の成り立ちを伝える歴史的環境や、美しい風景を形成する自然景観資源について、保全と活用に取り組みます。

9-① 歴史的な景観の保全と活用

(1) 市民遺産の認定

地域住民に親しまれている市内の歴史的・文化的な遺産について、その所有者や継承者の推薦を受けて、「龍ヶ崎市民遺産」として認定を行っています。

【指定遺産一覧】

No	名称	場所	認定日
1	ダンゴ塚祭り	北方町	平成 27 年 11 月 18 日
2	龍ヶ崎とんび凧	城ノ内ほか	
3	宮渚町千秋の盆綱	宮渚町	
4	ほおずき市	龍泉寺	
5	豊田町水神祭り	豊田町	
6	鈴木草牛の屏風画	龍泉寺	
7	屋代城址 5 号土塁	城ノ内	平成 28 年 11 月 16 日
8	三條實美揮毫「長興学校」扁額及び飯塚古登 頌徳碑	長沖町	
9	若柴八坂神社の祇園祭	若柴町	平成 29 年 12 月 20 日
10	八代富士神社の初山	富士神社	
11	山岡鐵太郎筆「龍崎学校」	龍ヶ崎小学校	
12	女化神社 親子狐の石像	女化神社	平成 31 年 3 月 20 日
13	旧竹内農場赤レンガ西洋館及び竹内家文書	若柴町	令和 2 年 1 月 22 日
14	関東鉄道竜ヶ崎線	竜ヶ崎駅	令和 3 年 1 月 27 日
15	鹿島神社の仙台藩関係石造物	鹿島神社	令和 3 年 12 月 22 日

<資料：文化・生涯学習課>

(2) 歴史民俗資料館の活用

歴史民俗資料館では、地域の考古・歴史・民俗資料を調査研究・収集保存し、展示や出版物に活用しています。また、館内には、常設展示室・企画展示室のほか、調査研究のための図書室・研究室、資料保存のための収蔵庫・特別収蔵庫があります。市民から寄贈・寄託された資料は、収蔵庫に保存され、活用しています。

【入館者数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	11,363 人	13,178 人	19,084 人	18,191 人	17,542 人

<資料：文化・生涯学習課>

(3) 普及啓発

歴史・民俗に関する資料の展示や教育普及事業等により、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深めるとともに、文化の振興に努めています。また、文化財マップや説明板を作成・設置し、文化財の保存と継承のための啓発活動を行っています。

【主な事業内容】

区 分	令和5年度の主な事業内容
企画展示等	①「龍ヶ崎の歴史と民俗」（常設展示）、②ボランティア作品展「布れあい染織展」（4/16～5/6）、③ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル展（6/29～7/15）、④写真展永井正撮影『龍ヶ崎の撞舞』（7/23～8/31）、⑤絹本著色十六羅漢像複製公開展（9/10～10/20）、⑥郷土作家展「遠藤洋子」展（10/26～11/10）、⑦収蔵品展「昔の遊びと学校」（1/21～3/23）
教育普及事業等	①郷土史講演会（3回、延べ81名）、②古文書講座（上級、初級コース各8回）、③歴史散歩（4回、延べ81名）、④れきみんシアター（毎週土曜日）、⑤撞舞コスプレ体験（3回、延べ16名）、⑥8mmフィルムに映る「龍ヶ崎の記憶」上映会（3回、延べ13名）⑦わら草履作り教室（2回、延べ16名）、⑧注連飾り作り教室（2回、延べ12名）、⑨草木染め教室（3回、延べ24名）、⑩機織り伝承教室（毎週火・木曜）、⑪機織り教室（8回、延べ24名）、⑫簡単機織り教室（2回、延べ10名）、⑬折り紙教室（3回、延べ23名）、⑭お手玉作り教室（1回、4名）、⑮小学校見学学習支援（市内11校、市外3校に実施）、⑯学芸員実習の受け入れ（2名）、⑰ボランティア活動の推進及び支援…育成団体（資料館ボランティア、龍ヶ崎古文書同好会）、⑱常陽小学生新聞「昔の道具とくらし」に寄稿（9回）、⑲りゅうぼー「龍ヶ崎よもやま話」に寄稿（3回）、⑳中学生職場体験受入（4校、10名）

(4) 観光案内板の設置

若柴宿は、江戸時代に多くの旅人が往来した水戸街道8番目の宿場で、当時から巨樹、珍木も多く、かつての名残が随所に見られます。現在、宿内2か所に観光案内板を設置し、歴史ある街並みを紹介しています。



【設置場所】

- ① 星宮神社境内
(龍ヶ崎市若柴町 683 番地)
- ② 馴柴村役場跡
(龍ヶ崎市若柴町 1699 番地 1)

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち

(5) 歴史的建造物の保存・活用

本市に残る歴史的建造物の調査、保存などを通じて豊かなまちづくりに貢献することを目的に活動している NPO 法人「龍ヶ崎の価値のある建造物を保存する市民の会」が行う、本市の市民遺産等を活用した事業に協力を行いました。

(6) 撞舞の保存

撞舞は、約 450 年の歴史をもつ伝統芸能で、国選択・県指定無形民俗文化財となっており、毎年、八坂神社祇園祭の最終日に行われています。祇園祭も復活した令和 6 年度は、7 月 28 日（日）に開催され、約 8,500 人も多くの観覧者が訪れ賑わいました。本市を代表する伝統芸能である撞舞を後世に引き継ぐため、龍ヶ崎市撞舞保存会では、舞男の育成活動として6月4日から毎週日曜日に練習を行うなど、撞舞の保存伝承のための支援及び周知活動を行っています。

9-② 自然景観の保全と活用

(1) 太陽光発電設備の立地適正化

本市では、「太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例」に基づき、市民と事業者、行政の情報共有・共通理解を前提とした太陽光発電設備の立地及び管理の適正化に努めています。

また、豊かな自然環境を有し、魅力的な景観等が形成されている地域等を抑制区域に指定し、対象事業を行わないよう協力を求めています。

【年度毎の推移】

年度	完了件数（件）	出力計（kw）	事業区域面積計（㎡）
平成 28 年 10 月～	1	49.5	1,488.14
平成 29 年度	10	2,282.5	45,553.71
平成 30 年度	30	16,739.3	331,303.34
令和元年度	39	4,388.3	96,649.49
令和2年度	48	4,615.2	110,619.71
令和3年度	24	1,734.9	41,839.84
令和4年度	12	1,830.5	21,200.41
令和5年度	28	4,583.7	80,042.90
令和 6 年度	37	3,749.4	122,941.27
合計	229	39,974.3	851,734.81

<資料：都市計画課>

目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち



環境基本計画より

〔施策〕

- 10-① 公園緑地の充実 『SDGs ターゲット 11.7』
 10-② 街なみの緑の充実 『SDGs ターゲット 11.7』
 10-③ 自然に親しめる環境の整備と活用 『SDGs ターゲット 11.7』

自然とのふれあい、緑豊かな街なみの形成、水と緑がもたらす快適性の向上等に向けて、身近な水と緑の活用に取り組みます。

10-① 公園緑地の充実

(1) 既存の緑地を活用した公園の適正管理

市内にある貴重な緑地を保全するとともに、市民の憩いの場となる公園の適正な管理に努めています。なお、既存の緑地を活用した主な公園については、「第2章 龍ヶ崎市の環境の状況 3 文化環境分野 [公園緑地の充実]」(P18)のとおりです。

(2) 水辺環境を活用した公園等の適正管理

水辺に親しめる憩いの場として、公園の適正な管理に努めています。

なお、水辺環境を活用した主な公園は、破竹川を活用してビオトープを整備した「龍ヶ岡公園」、蛇沼に隣接した「蛇沼公園」、旧小貝川の豊かな水と自然に触れることが出来る「ふるさとふれあい公園」、茨城県との共同事業で整備した「牛久沼水辺公園」等があります。

(3) 里親制度による公園の適正管理

市民、市民ボランティア団体等が身近な公園などの里親となり、自ら公園の清掃や除草等を行う「公共施設里親制度」を導入しており、令和6年度末時点で55団体が登録され、公園の適正管理の活動を展開しています。なお、年4回以上の活動を行い、かつ、その活動が1年を超えた里親からの希望があれば、看板(里親サイン)を設置しています。

10-② 街なみの緑の充実

(1) 緑のある住環境

市内の一部の住宅地では、住民自らが住環境の保全を目的として運営する建築協定の中で、垣根を生垣等とする項目を設けています。

令和6年度末時点で、前年度と変わらず建築協定9地区となっています。

(2) 市民活動団体等による環境美化活動の実施

馴染地区花いっぱい運動連合会による県道龍ヶ崎市停車場線(龍宮通り)での除草・花植え作業をはじめ、市民活動団体等による地域の花壇や公園などの美化活動に際して、龍ヶ崎市ボランティア制度「まちづくり・つなぐネット」により市内事業所等の協力を募りました。令和

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

3 文化環境分野

目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち

6年度は、民間事業者（大和ハウス工業(株) 竜ヶ崎工場、(株)筑波銀行 竜ヶ崎支店、(株)常陽銀行 竜崎支店、明治安田生命保険(相) 竜ヶ崎営業所、東京電力パワーグリッド(株) 竜ヶ崎支社、イセデリカ(株)）から198名と城ノ内中学校（卓球部）から約50名の参加があり、美しい景観づくりを進めました。



除草活動（竜ヶ崎市停車場線）



花の苗植え（さんさん館脇道路沿い花壇）

＜資料：地域づくり推進課＞

4 地球環境分野（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））**○龍ヶ崎市ゼロカーボンシティ宣言**

地球温暖化に起因する気候変動が問題視される中、2020年に国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

本市においても、将来世代が自然の恵みを受け続け、良好な生活環境や地球環境で暮らすことのできる持続可能な社会の実現に向け、市民、地域及び事業者とともに2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指す「龍ヶ崎市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

龍ヶ崎市ゼロカーボンシティ宣言

昨今、地球温暖化により世界の平均気温は上昇し、世界各地及び国内で異常気象などの気候変動問題が顕在化しています。

龍ヶ崎市においても、牛久沼や小貝川などの流域を抱えていることから、気候変動による気象災害は極めて深刻な脅威となっており、2023年6月に発生した牛久沼における越水被害は、記憶に新しいところです。

このまま気温が上昇すれば、影響は更に深刻化するため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組むことが世界全体及び国内における喫緊の課題となっており、2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温の上昇幅を2℃より十分下回るものに抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが世界共通の目標とされました。

このような中、2021年に国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

このような流れを受けて本市では、2024年10月に「龍ヶ崎市第2次環境基本計画」の一部見直しを行い、2050年カーボンニュートラルを見据えた形で、2030年度までの温室効果ガス削減目標を定めたところです。

同計画では、本市の将来の環境像を「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち 龍ヶ崎」としています。

これは、将来の世代が自然の恵みを受け続け、良好な生活環境や地球環境のもとで暮らしていける、持続可能な社会を目指すものです。

本市は、白鳥が飛び交う牛久沼をはじめとする水辺空間、里山の環境が保全されている北部の台地、南部に広がる水田地帯など、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を有しており、現在を生きる私たちには、このかけがえのない財産を守り、未来のこどもたちに引き継いでいく責務があります。

このことから、本市は、市民、地域及び事業者とともに、地球温暖化がもたらす気候変動が私たちの暮らしを脅かすものであるという危機感を共有し、先人が残してくれた豊かな環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指す決意の証として、ここに「ゼロカーボンシティ」を宣言します。

2025年2月27日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル



環境基本計画より

[施策]

11-① 日常生活の省エネ行動の促進『SDGs ターゲット 7.3・13.3』

11-② 事業活動の省エネ行動の促進『SDGs ターゲット 7.3・13.3』

11-③ 市役所の率先行動の推進『SDGs ターゲット 7.3・13.3』

暮らしや仕事等の普段の行動による二酸化炭素排出の削減に向けて、省エネ型、エネルギー効率のよい暮らしや仕事の仕方等の啓発、情報提供等に取り組みます。

11-① 日常生活の省エネ行動の促進

(1) 節電対策の啓発

家庭でできる節電対策について、夏と冬の2回、市広報紙りゅうほーにより節電対策等を市民に紹介し、省エネルギー及びCO₂排出量の削減を促しました。

11-② 事業活動の省エネ行動の促進

(1) エコショップの認定制度

環境にやさしいライフスタイルを確立するため、平成8年から茨城県とともにエコショップ制度を設け、エコショップに認定した事業者を広く市民にPRして、市民と事業者との連携を促進しています。

エコショップは、レジ袋削減のための買物かご等持参の促進や空き缶、空きビン、紙パック等の店頭回収など12項目のうち、1つ以上を実施している事業所を認定しています。

【エコショップ認定事業所】

(認定順/令和7年3月31日現在)

No.	事業所名	住所	初回認定年月日
1	FOOD OFF ストッカー佐貫店	若柴町 3184-1	平成9年1月4日
2	ラド ロード マーケットキッチン&テーブル店	中根台 3-6-1	
3	(株)タイヨー竜ヶ崎店	川原代町 5588-4	平成9年2月3日
4	地酒と自然食品の店 えびはら	栄町 4333	平成9年3月12日
5	ラド ロード マーケット龍ヶ岡店	松ヶ丘 1-1	平成9年10月28日
6	(株)カスミ龍ヶ岡店	藤ヶ丘 4-1-2	平成16年7月30日
7	ミニストップ竜ヶ崎北方店	北方町 1558-2	平成18年9月15日
8	パン・アトリエ クレセント	松ヶ丘 1-19-3	平成19年12月1日
9	チャレンジ工房 どらすて	上町 4839-1	平成20年3月1日
10	(株)ニューライフ	出し山町 145	平成21年2月1日
11	(有)スパイラルガーデン	若柴町 3093-7	平成21年12月1日
12	ミマスクリーンケア(株)つくば工場	向陽台 4-1	平成23年1月7日
13	茨城日産自動車(株)竜ヶ崎店	中根台 2-1-10	平成23年12月1日

14	茨城日産自動車(株)サティオ竜ヶ崎店	川原代町 5425-2	平成 25 年 5 月 21 日
15	ヒラデ・スタイル(株)	緑町 168	平成 25 年 5 月 21 日
16	福祉の店 りゅう	上町 2899	平成 26 年 1 月 20 日
17	ウエルシア龍ヶ崎長山店	長山 3-2-1	平成 26 年 7 月 7 日
18	ミニストップ龍ヶ崎白羽店	白羽 1-7-37	平成 26 年 9 月 12 日
19	ケースデンキたつのこまち龍ヶ崎モール店	中里 2-1-2	平成 30 年 6 月 28 日
20	フードスクエア龍ヶ崎中里店	中里 2-1-2	平成 30 年 7 月 18 日
21	(株)諸岡	庄兵衛新田町 358	令和 2 年 10 月 26 日

<資料：生活環境課>

(2) エコオフィスの認定制度

平成 19 年 5 月から、環境にやさしい事業活動を積極的に行っている市内の事業所を「エコオフィス」として認定し、その取組を支援していく制度を創設しました。広報紙やホームページで活動内容を周知するとともに、認定事業所を広げています。

エコオフィスは、グリーン購入法の推進や紙類、空き缶、空きビン、ペットボトル等の分別及びリサイクルの推進、従業員への環境教育の実施など 12 項目のうち、3 つ以上を実施している事業所を認定しています。

【エコオフィス認定事業所】

(認定順／令和 7 年 3 月 31 日現在)

No.	事業所名	住所	初回認定年月日
1	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社	寺後 3626-1	平成 19 年 7 月 1 日
2	龍ヶ崎市商工会	上町 4264-1	平成 19 年 8 月 16 日
3	水戸信用金庫龍ヶ崎支店	藤ヶ丘 3-1-1	
4	大和ハウス工業(株)竜ヶ崎工場	板橋町 393-1	平成 19 年 12 月 1 日
5	(株) ニューライフ	出し山町 145	平成 21 年 2 月 1 日
6	(有) スパイラルガーデン	若柴町 3093-7	平成 21 年 12 月 1 日
7	積水メディカル(株)つくば工場	向陽台 3-3-1	平成 23 年 1 月 7 日
8	ミマスクリーンケア(株)つくば工場	向陽台 4-1	
9	ヒラデ・スタイル(株)	緑町 168	平成 25 年 5 月 21 日
10	(社福) 龍ヶ崎市社会福祉協議会	馴柴町 834-1	平成 26 年 1 月 20 日
11	龍ヶ崎市総合福祉センター	川原代町 5014	
12	障害福祉サービス事業所 ひまわり園	高須町 4207	
13	シナネンアクシア(株)	中根台 4-10-1	平成 26 年 2 月 4 日
14	鍵林製菓(株)	根町 3359	平成 26 年 2 月 6 日
15	(公社) 龍ヶ崎市シルバー人材センター	馴馬町 3202	平成 26 年 2 月 28 日
16	平成観光自動車(株)	泉町 1258-1	平成 26 年 6 月 11 日
17	(株) 泰成工業所	羽原町 634	平成 28 年 11 月 8 日

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

18	農事組合法人 長戸北部営農組合	板橋町 288	平成 30 年 3 月 8 日
19	まいりゅうサロン	佐貫町 489-29	令和元年 12 月 18 日
20	(株)諸岡	庄兵衛新田町 358	令和 2 年 10 月 1 日
21	イセデリカ(株)竜ヶ崎工場	馴馬町 5167-1	令和 5 年 3 月 30 日
22	イセデリカ(株)サテライトオフィス	小柴 5-2-3	
23	イセデリカ(株)白羽工場	白羽 4-5-3	
24	イセデリカ(株)龍ヶ岡商品センター	白羽 4-5-3	

<資料：生活環境課>

11-③ 市役所の率先行動の推進

(1) 進捗管理の指標設定

① 龍ヶ崎市地球温暖化防止実行計画の推進

令和5年2月に龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）【「龍ヶ崎市プラスチック削減方針」を含む】を策定し、本庁舎や小中学校等の公共施設より発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

令和6年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度（基準年度）と比較して32.5%の削減という状況でした。（以下、【公共施設の燃料使用量及び温室効果ガス排出量】参照）

これまでの主な取組としては、公共施設等について、LED 照明及び新電力（PPS）の導入、昼休みの消灯、照明器具の間引き、ノー残業デーの徹底、電気ポットの使用削減、庁内会議のペーパーレス化など、公用車については、低公害車への転換、エコドライブの推進などを実践しました。

また、令和6年度は、発電事業者が本庁舎敷地内に太陽光発電設備を設置し、本庁舎消費電力として買い取るPPA 契約を令和6年12月12日に締結しました。令和7年度中に本庁舎北側駐車場の一部にソーラーパネル付きのカーポート及び発電設備を設置し、稼働予定となっています。

【公共施設の節電取組（電気使用量）結果】

（単位：kWh）

	7月	8月	9月	計
令和4年度	663,707	585,356	615,921	1,864,984
令和5年度	666,348	622,816	700,867	1,990,031
令和6年度	665,112	567,632	606,366	1,839,110
前年度比	-0.2%	-8.9%	-13.5%	-7.6%

<資料：生活環境課>

【公共施設の燃料使用量及び温室効果ガス排出量】

	平成25年度 (基準年度) 燃料使用量	令和3年度 燃料使用量	令和4年度 燃料使用量	令和5年度 燃料使用量	令和6年度		目標値 (令和12年度) 基準年度比
					燃料使用量	基準年度比	
ガソリン(L)	74,680	53,810	58,079	60,869	55,368	-25.9%	-40%
軽油(L)	57,079	36,557	35,709	46,457	40,495	-29.1%	-40%
灯油(L)	117,308	89,431	100,170	94,370	94,876	-19.1%	-40%
A重油(L)	251,000	0	0	0	0	-100.0%	-100%
都市ガス(m ³)	499,566	692,583	776,214	722,347	452,084	-9.5%	30%
プロパンガス(m ³)	3,911	1,476	2,021	1,647	1,632	-58.3%	-65%
電気(kWh)	7,336,779	6,410,711	7,622,461	6,760,212	6,227,945	-15.1%	-15%
二酸化炭素排出量(t)	6,274	4,927	5,690	5,054	4,231	-32.6%	—
メタン・一酸化二窒素 排出量(t)(CO ₂ 換算値)	5	4	4	4	4	-20.0%	—
上記温室効果ガス排出量*1 合計(t)	6,279	4,931	5,694	5,058	4,235	-32.6%	-46%

※A重油は、該当する施設の使用燃料が都市ガスに変更になったため、平成28年中に使用を終了。

※目標値は、龍ケ崎市第5次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)【「龍ケ崎市役所プラスチック削減方針」を含む】で定めたものです。

※温室効果ガス排出量について、小数点以下を四捨五入した数値を表記していることから、基準年度比の数値にずれが生じる場合があります。

＜資料：生活環境課＞

② 龍ケ崎市庁舎等省エネ推進に関する取組

市役所本庁舎の省エネルギーに関する取り組みを推進するため、各フロアー等に省エネルギー・サブリーダーを選任し、省資源・省エネルギーに関する取り組みの実践及び温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、定期的にエアコンの温度設定やごみの分別について巡回確認を実施しています。

(2) 民間企業との協定

本市では、温室効果ガスの排出量削減や環境負荷の低減、市民の環境意識の向上などを図り、地域脱炭素の実現に向けて、民間企業との環境に関する協定を締結しています。

【民間企業との環境に関する協定】

	協定先・協定名	協定内容
令和6年度	日産自動車(株)・茨城日産自動車(株) 「電気自動車を活用した脱炭素化及び地域の強靱化に関する連携協定」	・電気自動車を活用した脱炭素社会の実現に関すること ・市主催のイベント参加による市民の環境意識向上への協力
	(株)常陽銀行 「地域脱炭素の実現に向けた連携に関する協定」	・地域における温室効果ガス排出削減に関すること ・地域における環境不可の低減に関すること ・環境・エネルギー政策に関する情報提供・助言に関すること ・地域における環境学習に関すること ・その他本協定の目標達成に資する取組に関すること

*1 温室効果ガスの算定は、燃料の使用量(燃料使用量×単位発熱量)に炭素排出係数を乗じて炭素の排出量を算定し、これに44/12(kg-CO₂/kg-C)を乗じてCO₂排出量に変換し、燃料の種類ごとのCO₂排出量を合算して算定することになります。
(例) ガソリン 68,178L×34.6GJ/kl(ガソリン単位発熱量)×0.0183tC/GJ(ガソリン炭素排出係数)×44/12=158,286kg-CO₂

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

(3) クールビズ・ウォームビズの推進

地球温暖化防止及び節電対策として、クールビズ及びウォームビズに取り組みました。

- ・クールビズの実施期間：令和6年5月1日（水）～10月31日（木）
- ・ウォームビズの実施期間：令和6年11月1日（金）～令和7年3月31日（月）

(4) 公共施設へのLED照明の導入

温室効果ガスの排出量及び電気使用量の削減につながるLED照明を、新築工事又は改修工事等を行う際に、率先して公共施設に導入しています。

【設置施設数の推移】

年度	施設数	施設名
平成24年度	3	市役所庁舎、中央図書館、市営富士見住宅
平成25年度	3	総合体育館（たつのこアリーナ）、城西中学校、文化会館
平成26年度	1	長山中学校
平成27年度	3	龍ヶ崎中学校、城ノ内中学校、旧城南中学校
平成28年度	11	コミュニティセンター〔松葉、長戸、大宮、駒柴、川原代、長山〕、市民窓口ステーション、市民交流プラザ、陸上競技場（たつのこフィールド）、市営奈戸岡住宅、市営砂町住宅
平成29年度	12	コミュニティセンター〔八原、駒馬台、龍ヶ崎、龍ヶ崎西、久保台、城ノ内〕、農業公園豊作村〔湯ったり館、総合交流ターミナル〕、農産物等直売所（たつのこ産直市場）、北竜台防犯ステーション、龍ヶ崎市駅東駐輪場
平成30年度	5	市民活動センター、さんさん館、東部出張所、高砂運動広場（高砂体育館）、中根台中学校
令和元年度	1	まいん健康サポートセンター
令和2年度	3	北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）、市営斎場、歴史民俗資料館
令和3年度	7	小学校〔龍ヶ崎西、大宮、龍ヶ崎、久保台、松葉、川原代〕、教育センター
令和4年度	6	小学校〔駒柴、八原、長山、駒馬台、城ノ内〕、野球場（たつのこスタジアム）
令和5年度	0	
令和6年度	0	

※導入した施設への追加導入については記載していません。

＜資料：管財課＞

※令和5・6年度は設置予定がなかったことから0件であり、全施設への導入は未完了となっています。

(5) ノーマイカーデーの実施（スマートムーブ）

環境に配慮し、市職員がマイカー通勤から徒歩や自転車、あるいは公共交通機関等を利用した通勤に移行することを促す「ノーマイカーデー」を毎週水曜日に実施しています。

【参加割合】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加率	9.9%	9.7%	11.3%	9.5%	10.0%

＜資料：生活環境課＞

(6) 雨水の有効活用

龍ヶ崎市総合体育館「たつのこアリーナ」では、メインアリーナの屋根に降った雨を雨水貯留槽に貯め、トイレの洗浄水として活用しています。同様に、駒柴小学校においても体育館の屋根に降った雨を雨水貯留槽に貯め、校庭の散水に活用しています。

(7) 緑のカーテン等の設置

夏の節電対策として、一部のコミュニティセンターで、緑のカーテンの設置を実施しました。

(8) 公用車の低公害車・軽自動車への転換

本市では、CO₂排出量の削減を目的に、業務で使用する公用車において、電気自動車等の低公害車や低燃費の軽自動車を計画的に導入しています。

【公用車の区分ごとの管理台数】

区 分		管理台数		増減
		令和5年度	令和6年度	
電動車	電気自動車（EV）	1	1	0
	プラグインハイブリッド自動車（PHV）	1	1	0
	ハイブリッド自動車（HV）	12	9	-3
	小 計	14	11	-3
ガソリン車	普通・小型乗用車	3	3	0
	小型貨物車	5	5	0
	軽自動車	17	16	-1
	軽貨物車	53	53	0
	特殊用途車	3	3	0
	小 計	81	80	-1
軽油車	普通・小型乗用車	2	2	0
	普通貨物車	6	6	0
	小型貨物車	11	11	0
	乗合乗用車	4	5	1
	特殊用途車	39	39	0
	小 計	62	63	1
合 計		157	154	-3

※管理台数は当該年度内に廃車又はリース終了した車両を含みます。但し、同区分の車両を更新した場合には、台数はカウントしていません。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、カーボンニュートラルになるまち

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、カーボンニュートラルになるまち



環境基本計画より

【施策】

12-① 住宅のエネルギー対策の促進 『SDGs ターゲット 7.2・16.b』

12-② 事業者のエネルギー対策の促進 『SDGs ターゲット 7.2・16.b』

12-③ 都市や交通の低炭素化の推進 『SDGs ターゲット 7.2・16.b』

建物や交通等都市施設による二酸化炭素排出の削減に向けて、建物や設備等の省エネ対策の促進、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組みます。

12-① 住宅のエネルギー対策の促進

(1) 自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）の普及促進

本市では、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自ら居住する住宅に自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）を設置する市民に補助金の交付を行っています。

【補助金の交付件数実績】

区 分	補助金額	件数	補助総額
自立・分散型エネルギー設備 (蓄電システム)	100,000 円/件 (内、50,000 円は県補助金により上乗せ)	30 件/30 件	3,000,000 円

<資料：生活環境課>

(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH^{*}）の普及促進

本市では、住宅における温室効果ガス排出量の削減を図るため、令和6年度より「龍ヶ崎市 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入促進事業」を実施し、ZEH 住宅の新築や既存住宅の改築等を行った市民に補助金の交付を行いました。

【補助金の交付件数実績】

区 分	補助金額	件数	補助総額
ZEH 住宅の新築・改築・購入	200,000 円/件	3 件/10 件	600,000 円

<資料：生活環境課>

12-② 事業者のエネルギー対策の促進

(1) 環境マネジメントシステムの取得

① ISO14001 認証取得

ISO14001 は、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境に関する国際規格です。認証を受けることで、国際的に環境にやさしい企業としてアピールができます。

【市内の取得事業所一覧】

（五十音順/令和7年3月31日現在）

No.	住所	事業所名
1	野原町 79	茨城トヨペット 株式会社 竜ヶ崎出し山店
2	佐貫 1-4-3	株式会社 協和コンサルタンツ 茨城事業所 (東京支社 茨城営業所)
3	板橋町 436-2	JFE 環境サービス 株式会社 龍ヶ崎事業所
4	向陽台 3-3-1	積水メディカル 株式会社 つくば事業所
5	羽原町 634	株式会社 泰成工業所 竜ヶ崎工場

6	向陽台 4-4	ダイライト 株式会社 本社工場
7	板橋町 393-1	大和ハウス工業 株式会社 竜ヶ崎工場
8	中根台 4-10-1	シナネンアクシア株式会社 茨城支店
9	向陽台 3-5-1	東洋エアゾール工業 株式会社 筑波工場
10	向陽台 6-5	南総通運 株式会社
11	向陽台 3-5-3	株式会社 ニイタカ つくば工場
12	市奈戸岡 2	森尾電機 株式会社 竜ヶ崎事業所
13	庄兵衛新田町 358	株式会社 諸岡
14	向陽台 2-1-4	三井化学エムシー 株式会社 関東製造課
15	向陽台 1-7	株式会社 ニッポン 竜ヶ崎工場

② エコステージ認証取得

エコステージは、一般社団法人エコステージ協会が認証する環境マネジメントシステムの1つであり、中小事業所が環境にやさしい経営に取り組むことができるように、レベルに合わせて無理なく認証を受けられる制度です。

【市内の取得事業所一覧】

(令和7年3月31日現在)

No.	住所	事業所名
1	白羽 4-5-8	株式会社マルタツ 龍ヶ崎製造部

※一般社団法人エコステージ協会全国事務局ホームページで確認できた事業所を掲載しています。

③ 茨城エコ事業所への登録

茨城エコ事業所は、茨城県が簡易な環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所を登録する茨城県独自の制度です。

登録区分は、茨城エコ事業所登録制度実施要項に定める「環境に配慮した取組項目」に取り組んでいる事業所又はエコアクション 21 認証・登録事業所のうち、下記の表のそれぞれの基準を満たした事業所です。

登録区分	登録の基準		
	必須項目	基準項目	発展項目
A	すべて実施	3項目以上実施	—
AA	すべて実施	4項目以上実施	2項目以上実施
AAA	すべて実施	5項目以上実施	4項目以上実施

【市内の登録事業所】

A

(順不同/令和7年3月31日現在)

日産プリンス茨城販売(株)竜ヶ崎店/カットハウスひかり龍ヶ崎店/(株)ホンダ茨城南(HondaCars 茨城南) 龍ヶ崎店/トヨタカローラ南茨城(株) 竜ヶ崎店/(株)平川建設/(株)ホンダカーズ茨城 龍ヶ崎中根台店/(株)セブン-イレブンジャパン(各店舗)/(株)関電工茨城支店 竜ヶ崎営業所/鍵林製菓(株)/ジャンク

AA

AIメカテック(株)/茨城日産自動車(株) 竜ヶ崎店/(株)羽原工務店/(株)めぐみカーブス龍ヶ崎/(有)霞資源 龍ヶ崎事業所/大昭建設(株)/水戸信用金庫 龍ヶ崎支店・龍ヶ岡支店

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、カーボンニュートラルになるまち

AAA

東京電力(株) 竜ヶ崎支社/ダイライト(株) 本社工場/茨城トヨペット(株) 竜ヶ崎出し山店/不二建設(株)/増川建設(株)/オカモト(株) 茨城工場/福智建設工業(株)/(株)常陽銀行 竜崎支店/(株)筑波銀行 龍ヶ崎支店/茨城県信用組合 佐貫支店/(株)諸岡/徇助川自動車工業

12-③ 都市や交通の低炭素化の推進

(1) コミュニティバスの運行

本市では、過度な自家用車利用の抑制などを目的として、平成14年7月からコミュニティバスの運行を行っています。

公共施設や商業施設、病院などを結ぶ市民の足として広く利用されており、市役所や関東鉄道竜ヶ崎駅といった交通結節点には、コミュニティバスの運行状況や到着予定時刻が確認できるデジタルサイネージを設置するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

【コミュニティバス乗車人数の推移】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
循環ルート(内回り)	52,489	60,438	73,694	69,844	72,965
循環ルート(外回り)	51,902	58,636	65,535	67,194	68,846
01 南が丘・長沖線	5,911	7,519	10,729	11,748	11,104
02 長山・松葉線	21,160	21,461	25,765	27,226	27,659
03 長戸・白羽線	4,156	3,780	4,001	3,721	3,002
04 大宮線	5,786	5,752	6,337	7,349	7,237
05 八原線	2,051	1,815	3,445	2,390	2,323
06 佐貫・川原代線	8,712	8,300	9,446	10,993	12,354
07 若柴線	7,442	8,952	10,305	11,028	11,485
シャトルバス	2,094	2,245	2,660	2,327	958
合 計	161,703	178,898	211,917	213,820	217,933

※シャトルバスについては、令和6年8月31日をもって運行終了

＜資料：都市計画課＞

(2) 乗合タクシーの運行

本市では、公共交通空白地域の移動手段や高齢者等移動が困難な方の移動手段として、平成24年7月から乗合タクシー（龍タク）を運行しています。民間タクシー事業者の車両を活用して、利用者が乗り合いで利用することにより、過度な自家用車利用の抑制を図りました。

【乗合タクシー登録者数等の推移】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数 (延べ人数)	2,528	2,704	2,985	3,236	3,515
利用者数	3,740	4,362	4,716	3,935	4,864
乗合率	24.5%	24.2%	27.3%	22.4%	25.6%

＜資料：都市計画課＞

(3) モビリティ・マネジメントの実施

自動車利用から公共交通利用への自発的転換を促すモビリティ・マネジメントについて、公共交通の必要性和コミュニティバスを題材とし、市内小学生を対象に実施しました。

【公共交通の必要性についてとコミュニティバスについて】

実施日	学校名	参加人数
1月28日(火)	松葉小学校	7人
1月31日(金)	馴柴小学校	74人
2月6日(木)	八原小学校	127人
2月27日(木)	馴馬台小学校	35人

<資料：都市計画課>

(4) サイクル&バスライドの設置

コミュニティバス停留所に近接する公共施設駐輪場15箇所を「サイクル&バスライド」として活用し、自転車で公共施設駐輪場まで行き、コミュニティバスで目的地へ出かけるなど環境にやさしい行動を推進しています。

(5) 充電インフラ設備等の設置

PHV（プラグインハイブリッド自動車）やEV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等の次世代自動車の普及に向けて、充電インフラ設備設置の促進が図られています。

【充電インフラ設備等の設置数の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	14箇所	14箇所	13箇所	13箇所	12箇所

<資料：生活環境課>

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、カーボンニュートラルになるまち

コラム

◇◇◇わが社の温室効果ガス排出削減に向けた取組①◇◇◇

成和化学工業株式会社

1. 機能性マスターバッチ「グリーンナノ」を使用した製品の開発

グリーンナノとは・・・

CO₂削減!

グリーンナノは、いつものプラスチックに僅かな量を加えるだけで、燃焼時のCO₂を大幅に削減する日本発の技術です。

グリーンナノは、製品でも素材でもありません。いつもの素材に僅かな量の機能性マスターバッチを原材料に加えるだけ。プラスチック製品を焼却処分する際の発生CO₂を大幅に削減します。日本で開発された次世代のエコ技術です。

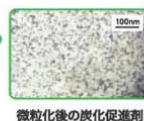
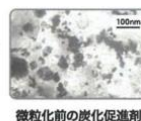
低コストでありながら高透明度・高強度が強み。

透明度・強度に劣る植物由来プラスチックなどとは違い、機能性マスターバッチを僅かな量を加えるだけなので、通常のプラスチック製品の性能はほぼ維持され、リサイクルにも対応可能です。導入時もデザイン・素材・生産設備はそのまま良く、手間やイニシャルコストがほとんどかかりません。加える量も僅かな為、環境配慮型プラスチックの中でも、安価に“エコ化”をすることが可能とされています。

その秘密は、炭化促進剤を微粒化して均一に分散させるナノ技術にあります。



CO₂削減効果のある添加物(炭化促進剤)を、微粒化して均一に分散させることで、プラスチックと接触する表面積が非常に大きくなり、より効果的な化学反応を起こすことが出来ます。それにより、透明度や強度に影響を与えない程度の僅かな添加物の量であっても、十分なCO₂削減効果が得られるエコプラスチックが実現しました。



■ CO₂削減の原理

炭化促進剤

- 炭化促進剤が脱水素の触媒として働くことで可燃性ガスが発生する際にかかる炭化反応を促進。
- 炭化物が通常よりも多く生成される。
- 炭素が残渣(灰)に閉じ込められることで、大気中に放出されるCO₂の量が減る。



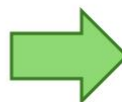
2. プラスチック容器の減容化

例) 5L容器減容化

改良前の重量
270 g



約42%の減容化



改良後の重量
140 g

- 減容化のメリット
- ①コストダウン・・・使用原料が少ないので安価になる。
 - ②ごみの減容化・・・容器が薄肉のため使用後の空容器は折りたたむことができる。

※少ない樹脂の量で同じ容量のボトルを成型するには、制約が多くなり技術的な難易度は高くなるが、弊社では設備の改良と多くの試作を重ねることにより、成型技術が向上し実現いたしました。

コラム

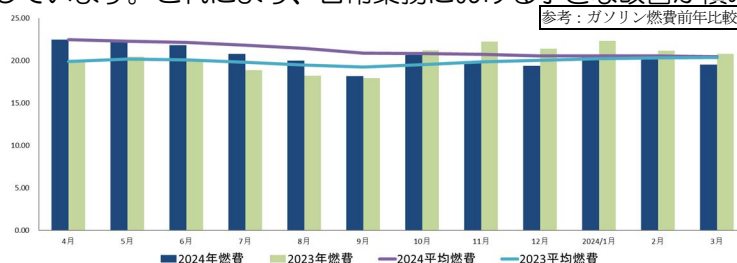
◇◇◇わが社の温室効果ガス排出削減に向けた取組②◇◇◇

シナネンアクシア株式会社

1. ISO14001 認証による環境マネジメントの強化

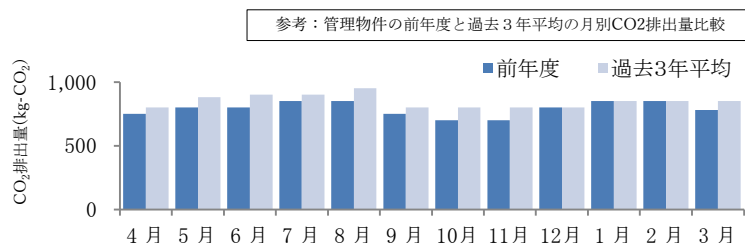
当社は、企業活動における環境負荷低減を最重要課題と位置づけ、国際的な環境マネジメント規格である ISO14001 認証を取得しています。この認証は、環境保全と事業活動の両立を目指すための仕組みを整備するものであり、当社では法令遵守はもちろん、エネルギー使用量や廃棄物削減など、環境負荷の低減を体系的に管理しています。

ISO14001 の運用を通じて、社員一人ひとりが「環境に配慮した選択」を徹底し、企業文化として定着させることを目指しています。これにより、日常業務における小さな改善が積み重なり、持続可能な社会の実現に向けた大きな力となっています。



2. エコチューニング事業で建物の省エネを推進

当社が注力するもう一つの取り組みが、エコチューニング事業です。これは、既存建物のエネルギー効率を改善し、CO₂排出量の削減を実現する技術です。空調や照明などの運用を最適化することで、快適性を維持し省エネを達成できる点が特徴です。



エコチューニングは、設備の更新を伴わず、運用改善によって省エネ効果を生み出すため、初期投資を抑えながら脱炭素化を進められる「すぐに始められる施策」として高く評価されています。自治体や企業の施設において、環境負荷低減とコスト削減の両立を可能にし、持続可能な社会づくりに貢献しています。



私たちは、これらの取り組みを通じて、地域社会とともに環境課題の解決に貢献し、未来世代に誇れる持続可能な社会を築いていきます。

シナネンアクシアは、これからも「環境と調和する企業」として、挑戦を続けてまいります。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし

目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし



環境基本計画より

〔施策〕

13-① 気候変動に適応できる、安全なくらし『SDGs ターゲット 13.2・13.3』

地球温暖化に伴う気候変動が、気象災害の増大につながったり、農作物、衛生等に影響をもたらしつつあると考えられることから、今後の大きな環境の変化に適応していくための対策の検討や情報提供等に取り組みます。

13-① 気候変動に適応できる、安全なくらし

(1) 気象予報士を活用した災害対応

平成29年度から民間の気象会社と「気象防災アドバイザー業務委託契約」を締結し、大雨発生時や台風接近時等をはじめ、気象予報士による24時間体制の気象状況の実況監視や気象解説を受けながら、市の災害対応を行いました。

【主な対応】

実施月	対応
6月	・茨城県南部の局地的な大雨に伴う解説、実況監視
7月	・茨城県南部の局地的な大雨に伴う解説、実況監視
8月	・台風第5号の接近と今後の影響について解説、実況監視 ・台風第7号の接近と今後の影響について解説、実況監視 ・台風第10号の接近と今後の影響について解説、実況監視
9月	・前線停滞に伴う大雨による影響について解説、実況監視 ・台風第14号の接近と今後の影響について解説、実況監視 ・熱帯低気圧の接近と今後の影響について解説、実況監視 ・台風第17号の今後の進路予想、実況監視

＜資料：防災安全課＞

(2) 台風接近及び集中豪雨等への対応

令和6年度において、大きな被害を受けるような気象状況にならなかったものの、大雨による道路冠水などが発生しました。

このような状況を踏まえ、排水路の整備や各地域の調節池、雨水幹線の巡回及び清掃等、雨水の流下能力が最大限発揮できるよう適切な管理を行うとともに、災害発生時には市民への注意喚起や避難発令、関係機関と連携した組織的な災害対応を行いました。また、大雨警戒レベル3の高齢者等避難が発令される前に、時間に余裕を持って避難できるよう、自主避難所の開設も行いました。

【主な台風等への対応状況】

事象名	気象状況	市体制	避難所開設数	避難者数
台風第7号	大雨警報（浸水害）発表	災害対策本部	4箇所	8名
台風第10号	警報級の発表はなし	警戒体制	0箇所	

＜資料：防災安全課＞

(3) 防災訓練及び出前講座の実施

各小学校、コミュニティ協議会や自主防災組織において防災訓練及び出前講座を実施し、市民の防災意識の向上を目指すとともに、災害時の対応方法等について周知を図りました。

【防災訓練及び出前講座の実施状況】

種別	内容等	実施回数	延べ参加人数
防災訓練	安否確認訓練、避難所設営訓練、情報伝達訓練など	37回	6,177人
出前講座	防災対策、地震・水害の備え、台風や大雨への対応など	17回	532人

＜資料：防災安全課＞

(4) 熱中症患者緊急搬送

市内で要請のあった熱中症患者の緊急搬送については、稲敷広域消防で対応しています。

年 度	件数/日数	月 別					計	気象データ(参考)		
								7月(℃)	8月(℃)	年間
								最高気温	最高気温	猛暑日日数
								日平均気温	日平均気温	真夏日日数
令和2年度	搬送件数	0	2	1	22	4	29	31.2	36.7	9
	実働日数	0	2	1	14	3	20	23.5	27.6	35
令和3年度	搬送件数	0	2	15	9	1	27	33.9	35.0	1
	実働日数	0	2	12	6	1	21	24.7	26.3	43
令和4年度	搬送件数	0	10	17	11	2	40	36.6	38.2	6
	実働日数	0	8	11	6	2	27	26.4	26.2	53
令和5年度	搬送件数	0	7	21	25	8	61	36.5	37.4	13
	実働日数	0	6	15	17	6	44	27.2	28.3	82
令和6年度	搬送件数	1	6	18	12	10	47	36.8	37.3	20
	実働日数	1	5	13	9	5	33	27.4	28.0	60

(5) 地球温暖化防止に関する取組

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域の温室効果ガス排出量の削減目標値を示す龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、龍ヶ崎市第2次環境基本計画に包括して平成29年3月に策定し、令和6年度において、市の上位計画等との整合や環境情勢の変化に対応し、改訂しました。

本計画では、国全体の温室効果ガス排出削減目標を「令和12（2030）年までに平成25（2013）年比で46%削減」や茨城県の削減目標と連動した取組を進めることを基本とし、次のとおり目標を定めました。

〔関連頁：20〕

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし

【推計による市の温室効果ガスの排出量の推移と目標排出量】

(単位：千t-CO₂)

区分		平成25年度 (基準年度/ 2013年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	現状年度 令和4年度(2022年度)		目標年度 令和12年度(2030年度)	
					排出量	構成比	目標排出量	現状年度比 削減率
産業 部門	製造業	509.6	413.2	496.8	487.8	58.9%	315.9	-35.2%
	建設業・鉱業	3.9	3.2	3.5	3.1	0.4%	2.3	-25.8%
	農林水産業	6.6	13.8	11.2	10.3	1.2%	4.2	-59.2%
業務部門		126.1	83.1	87.2	84.2	10.2%	61.2	-27.3%
家庭部門		130.0	108.0	108.6	118.2	14.3%	43.9	-62.9%
運輸 部門	自動車	130.2	108.2	106.8	110.5	13.3%	84.6	-23.4%
	鉄道	6.1	4.7	4.6	4.5	0.5%	2.6	-42.2%
廃棄物部門		11.4	8.7	11.7	9.8	1.2%	9.6	-2.0%
合計		923.9	743.0	830.3	828.4		524.3	-36.7%

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施サイト」よりデータを抽出

※1 平成25年度を2列で併記しているのは、右列が現年度と同様の排出原単位の値を使用したものであり、左列の数値は第2次環境基本計画策定時の排出原単位を用いた値としたことによるものです。基準値については19ページにも説明があります。

※ 推計の計算例（令和2年度の産業部門（製造業））

CO₂排出量（413.2）＝茨城県の製造業炭素排出量（4,966）[次頁【部門別炭素排出量等】より]／茨城県の製造品出荷額等（121,773.1）[次頁【統計データ】より]×市の製造品出荷額等（2,762.9）[次頁【統計データ】より]×44/12【(二酸化炭素分子量)/(炭素分子量)】

【部門別炭素排出量等の推移】

(単位：千t-C)

区 分			平成 25 年度 （基準値）	平成 25 年度 （基準年度/ 2013 年度）	令和 2 年度 （2020 年度）	令和 3 年度 （2021 年度）	令和 4 年度 （2022 年度）
産業部門 （茨城県）	製造業		4,683	7,109	4,966	6,170	5,805
	建設業・鉱業		96	58	50	53	48
	農林水産業		135	146	177	147	135
業務部門（茨城県）			2,220	1,548	1,018	1,078	1,041
家庭部門（茨城県）			1,073	1,315	1,091	1,092	1,191
運輸部門 （全国）	自動車	旅客	31,850	30,858	24,367	23,669	24,968
		貨物	21,318	21,894	19,770	20,059	19,883
	鉄道		2,639	2,710	2,137	2,049	2,014
廃棄物部門 （市）	燃やすごみ（t）		23,650	23,650	22,978	22,523	22,197
	内、廃プラスチック類（t）		4,967	4,967	4,388	5,383	6,881

※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施支援サイト」よりデータ抽出

廃棄物部門については、「龍ケ崎市ごみ処理基本計画に基づく実績報告」よりデータ抽出

【統計データの推移】

区 分				平成 25 年度 (基準値)	平成 25 年度 (基準年度/ 2013 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
産業部門	製造業	製造品出荷額等 (億円)	市	2,130.9	2,130.9	2762.9	3,005.7	3,405.2
			県	109,013.3	109,013.3	121,773.1	136,868.5	148,595.7
	建設業・ 鉱業	従業員数 (人)	市	1,883	1,883	1,507	1,507	1,507
			県	102,103	102,103	85,536	84,446	84,446
	農林 水産業	従業員数 (人)	市	136	136	272	273	273
			県	11,097	11,097	12,833	13,156	13,156
業務部門		従業員数 (人)	市	18,955	21,673	20,954	21,159	21,159
			県	827,735	975,092	940,472	958,720	958,720
家庭部門		世帯数 (世帯)	市	31,013	31,994	34,353	34,774	34,137
			県	1,116,821	1,187,182	1,272,765	1,281,935	1,298,834
運輸部門	自動車	保有台数 (台)	市	55,886	57,113	58,208	58,185	58,205
			国	76,696,825	78,292,160	79,986,780	80,036,801	79,927,809
	鉄道	人口 (人)	市	79,279	79,485	76,590	76,264	75,813
			国	127,298,000	128,438,013	126,654,244	125,927,902	125,416,877

【平成 25 年度～】

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施支援サイトより。

令和 4（2022）年度における本市の CO₂ 排出量は、828.4 千 t-CO₂ で、基準年度である平成 25（2013）年度と比較すると、95.5 千 t-CO₂ の減少（-10.3%）、前年度比では、1.9 千 t-CO₂ の減少（-0.2%）となっています。

基準年度と比較では、本市の CO₂ 排出量の約 60%を占める製造業や次いで割合の大きい家庭部門などで着実な削減が見られるものの、前年度との比較では、大きな変化が見られなかったため、減少幅もごく小さい結果となっています。

5 環境学習分野

目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし

5 環境学習分野

目標14 環境情報が充実し、環境の課題や取組が共有されるまち



環境基本計画より

〔施策〕

14-① 年次報告の作成と公表

14-② 行動指針等の提供

14-③ 地域環境に関する情報提供『SDGs ターゲット 4.4・4.7』

市の環境調査や施策の進捗、ごみの出し方・分別方法や省エネ等の身近な行動の指針、地域の自然や歴史、地域資源の特性、地球環境の問題、市民活動のネットワーク等、環境に関する様々な情報の充実と、市・市民・事業者による情報や課題の共有促進に取り組みます。

14-① 年次報告の作成と公表

(1) 環境に関する報告書の作成・公表

市の環境施策の実施状況等についてとりまとめた環境白書、市のごみの排出状況を取りまとめた一般廃棄物処理実施計画実績報告を作成しています。いずれの冊子も市公式ホームページ等で公表しています。

14-② 行動指針等の提供

(1) 広報紙（りゅうほー）の活用

ごみの適正分別と資源物の有効利用を促進し、住み続けられるまちづくりの実現のため、龍ケ崎市におけるごみの処理体制や排出されたごみの現状、4R の取り組みについてなど、広報紙を活用し周知を図っています。

【りゅうほーへの掲載状況】

掲載号	掲載内容
9月後半号	ちょっとした工夫で食品ロスを減らそう！
10月前半号	「雑がみ」の分別・リサイクルにご協力ください！
3月前半号	雑がみリサイクルのため、リユース（再利用）紙袋を配布しています！

<資料：生活環境課>

目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち



環境基本計画より

〔施策〕

15-① 学校における環境学習の支援 『SDGs ターゲット 4.4・4.7・16.6・16.7』

15-② 市民・事業者の環境学習の促進 『SDGs ターゲット 4.4・4.7・16.6・16.7』

家庭、学校、職場等、様々な場面とあらゆる年代における、環境についての理解と実践に向けて、教材の充実、機会の拡大等環境学習の促進に取り組みます。

15-① 学校における環境学習の支援

(1) 小中学校における取組

市内の小中学校では、総合的な学習の時間等の中に、自然保護や環境保全に関わる自然体験や社会体験を位置付けており、令和6年度は茨城県環境アドバイザー等を招いて、普段の授業とは違った、それぞれの特色を生かした授業を実施しました。

【外部講師による授業】

学校名	実施日	学年	講師	内 容
馴柴小学校	1月20日(月)	4年生	・茨城県環境アドバイザー	キッズミッション
龍ヶ崎西小学校	4月26日(金)	4年生	・茨城県環境アドバイザー	カブトムシの飼育と観察
	6月28日(金)		・県下水道課	下水道出前講座
松葉小学校	4月30日(火) 1月22日(水)	4年生	・茨城県環境アドバイザー	カブトムシの飼育と観察
	5月29日(水)	5年生	・茨城県環境アドバイザー	SDGsの学習
	1月20日(月)	6年生	・茨城県環境アドバイザー	土の働きを考えよう
長山小学校	4月25日(木) 12月10日(火) 1月22日(水)	4年生 6年生	・茨城県環境アドバイザー	カブトムシの飼育と観察 土のはたらき
	4月30日(火) 1月29日(水) 1月29日(水)	4年生 6年生	・茨城県環境アドバイザー	季節と生き物の関係を考えよう 土壌の働き
	5月10日(木) 12月18日(水) 1月30日(木)	4年生 6年生	・茨城県環境アドバイザー	カブトムシの飼育と観察 土のはたらき
城ノ内小学校	4月23日(火)	4年生	・市民環境会議 環境学習部会	カブトムシの飼育と観察
長山中学校	6月27日(木) 11月18日(月) 2月6日(木)	1年生 2年生 3年生	・茨城県環境アドバイザー	SDGsの学習
	6月6日(木) 7月18日(木) 11月12日(火)	3年生 2年生 1年生	・茨城県環境アドバイザー	SDGsの学習

※派遣された茨城県環境アドバイザーは、環境学習部会の会員も担っているため、「P78 表【環境学習部会による出前授業】」と一部、同一の内容となっています。

<資料：指導課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

(2) ビオトープ☆を活用した環境学習

小学校にあるビオトープを活用し、自然環境に直接触れることで、環境保全に対する意識の高揚を図っています。

【ビオトープ設置校】

区 分	学校名
小学校	松葉小学校・馴馬台小学校・城ノ内小学校

<資料：指導課>

(3) 子ども達を対象とした農業体験

子ども達の食への興味・関心の喚起、農業に対する意識向上及び理解促進を図る取組として、農作業の体験事業を実施しています。令和6年度は八原保育所年長組の園児を対象に、さつまいも、ミニトマト、ゴーヤの栽培体験やいちご狩り体験を行いました。

作業名	開催日	対象者	参加人数
作物栽培体験	5月30日（木）	八原保育所園児	24人
作物収穫体験	11月5日（火）	八原保育所園児	26人
作物収穫体験	3月5日（水）	八原保育所園児	27人

<資料：農業政策課>

(4) くりーんプラザ・龍における取組

くりーんプラザ・龍では、1階の展示場所で環境学習コーナーを設置し、市民団体等によるリサイクル作品の展示や環境に関するビデオ上映を行っています。

また、構成市町（龍ヶ崎市、河内町、利根町）の各小学校等から視察を受け入れ、ごみ処理の仕組みについて解説を行いました。

【視察受入状況の推移】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数	—	2校	9校	5校	10校
児童数	—	103人	467人	246人	576人

<資料：龍ヶ崎地方塵芥処理組合>

15-② 市民・事業者の環境学習の促進

(1) 市の取組

① 龍ヶ崎市出前講座の実施

市民の学習機会の充実を図るとともに、市政に関する理解を深め、市民協働のまちづくりを推進するため、市民等からの要請に応じて市職員が地域に出向き、市政等について説明する出前講座（環境基本計画に関連する講座数：11）を開設しています。

【龍ヶ崎市出前講座：環境関連】

講座名	講座内容	回数
ごみ減量とリサイクルのすすめ	龍ヶ崎市のごみの現状や市の取組、ごみ・資源物の出し方についてプロジェクト等を活用して説明	1
みんなの足・市内公共交通	市内の鉄道・バス交通の現状や課題、公共交通の割引制度とかしこい利用の仕方についての説明	2

<資料：文化・生涯学習課>

② 小野川探検隊の開催

小野川流域や霞ヶ浦の水辺、動植物などふれあうことを通じて、流域の子どもたちや住民の水環境への関心を高めることを目的に近隣自治体と連携した事業を展開しています。

令和2年度以降、実施を中断していた交流事業ですが、令和6年度は、牛久沼湖岸かっぱの小径において「牛久沼湖岸パドルボード等体験イベント」を開催しました。児童41名とその保護者が参加し、パドルボードの上から牛久沼を体感し、浅瀬で水生生物の観察を行うなど、水環境とのふれあい体験事業を実施しました。

③ 牛久沼への稚魚の放流等

牛久沼漁業協同組合と連携し、牛久沼の水質汚濁防止及び水産資源の保護、また環境保全への意識醸成を目的として、市内小学生を対象に稚魚の放流事業を実施しました。

【実施状況】

内 容	実 施 日	場 所	放 流 量	小学生参加数
種うなぎ放流	9月28日（土）	牛久沼水辺公園	27kg	28人
ふな放流	12月8日（日）	牛久沼西谷田川	163kg	—



（稚魚の放流の様子）

<資料：農業政策課>

④ 史跡めぐり等の実施

歴史民俗資料館において、本市の文化環境や変遷を後世に伝えるため、歴史講演会、歴史散歩等を開催し、歴史的・文化的遺産を活用した事業を実施しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

【実施状況】

区 分	回 数	参加人数
歴史散歩	4回	延べ81人

＜資料：文化・生涯学習課＞

⑤ 展示及び郷土史解説の実施

歴史民俗資料館において、市内や近隣市町村の小学校延べ14校から見学の受入れ及び展示資料の解説依頼があり、実施しました。また、龍ヶ崎市の出前講座に登録し、市民団体やグループからの依頼に応じ、郷土史講座を行っています。

(2) 市民環境会議の取組

① 工場見学の実施

生活環境部会では、省エネやリサイクルなどの啓発活動として、小学生を対象とした工場見学を実施しています。令和6年度は、8月にエフピコ関東リサイクル工場（八千代町）などを見学するリサイクル工場見学ツアーを開催し、小学4～6年生25名が参加しました。

② 親子 de エコ・クッキングの開催

食品ロスや水などの資源の節約を考えることを目的として、環境学習部会と東京ガス株式会社つくば支社との協働で、親子 de エコ・クッキングを開催しました。

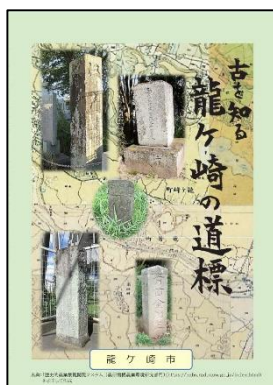
令和6年度は、小学1～4年生の親子10組が参加し、食材の使い切りや水の節約などを実践しながら学習を行いました。

③ 破竹川での水生生物調査の実施

水・大気環境部会と自然環境部会では、小学生と保護者を対象として、破竹川の水生生物調査を行っています。令和6年度は、小学生20名、保護者7名が参加し、茨城県環境アドバイザーの解説を受けながら、生き物について学びました。

④ 冊子「古を知る 龍ヶ崎の道標」の作成

文化環境部会では、市内に点在する道標について平成30年度から調査し、刻まれた文字や時代の背景などをまとめた冊子を作成しており、令和7年3月に完成に至りました。



【冊子概要】

- ・タイトル：「古を知る 龍ヶ崎の道標」
- ・サイズ：A4判・フルカラー
- ・ページ数：96ページ

⑤ 小中学校での出前授業の取組

環境学習部会では、平成25年度から市内の小中学校において、出前授業を実施しています。令和6年度は、小学生を対象に、季節とカブトムシ（4年生）、キッズミッション（SDGs）（5年生）、土のはたらき（6年生）、中学生を対象に食料やエネルギーについて、SDGsに関連した授業を行いました。

【環境学習部会による出前授業】

学校名	実施日	学年	内容
龍ヶ崎西小学校	4月26日（金）	4年生	季節とカブトムシ（春）
松葉小学校	4月30日（火）	4年生	季節とカブトムシ（春）
	5月30日（水）	5年生	SDGs キッズミッション
	1月20日（月）	6年生	土のはたらき
	1月22日（水）	4年生	季節とカブトムシ（冬）
長山小学校	4月25日（木）	4年生	季節とカブトムシ（春）
	12月10日（火）	4年生	季節とカブトムシ（春）
	12月16日（月）	5年生	サトウキビの刈り取り体験
	1月22日（水）	6年生	土のはたらき
馴馬台小学校	4月30日（火）	4年生	季節とカブトムシ（春）
	1月29日（水）	6年生	土のはたらき
	1月29日（水）	4年生	季節とカブトムシ（冬）
久保台小学校	5月10日（金）	4年生	季節とカブトムシ（春）
	12月18日（水）	4年生	季節とカブトムシ（冬）
	1月30日（木）	6年生	土のはたらき
城ノ内小学校	4月23日（火）	4年生	季節とカブトムシ（春）
長山中学校	6月27日（木）	1年生	SDGsと食料
	11月18日（月）	2年生	SDGsとエネルギー
	2月6日（木）	3年生	SDGsと廃棄物
中根台中学校	6月6日（木）	3年生	持続可能な「食とエネルギー」
	7月18日（木）	1年生	SDGsと食料
	11月12日（火）	2年生	SDGsとエネルギー

＜資料：生活環境課＞

5 環境学習分野

目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

コラム

◇◇◇水辺ファンは毎年水質調査をする◇◇◇

市民環境会議 水・大気部会では、市内の河川の水質調査を毎年続けています。調査した水質結果は、国土交通省環境省などが主催する「身近な水環境の全国一斉調査」に報告しています。

コロナ禍以前は、水環境に興味を持ってもらう為、中学生と一緒に水質調査をしておりましたが、現在は水・大気部会員と自然環境部会員で行っています。仲間内だけで行っても、市民に発信出来ないのが今後どういうやり方で市民に発信するかが課題です。



○透視度測定中



○水質測定中

龍ヶ崎には、西部に牛久沼、小貝川、旧小貝川、北部に小野川、蛇沼、東部に破竹川、南部に中沼、街中を流れる江川、大正堀川などがあります。

なんと言っても牛久沼は龍ヶ崎市最大の水辺です。自然的にも文化的にも大きな役割を果たしてきたと言えます。元々は川だった場所が小貝川氾濫の際の土砂で堰き止められて沼となったそうです。広さは、6.52km² と、龍ヶ崎市の 8.3%も占めています。しかし面積はこんなに広いのに浅いのです。平均水深が1m、最大3mしかありません。遠浅の水際では、かつて、浮田（ウキタ）と呼ばれる水上稲作が行われていた事も珍しい事柄です。



○牛久沼

牛久沼に対して中沼も興味深い沼です。こちら小貝川氾濫により作られていますが、堰き止められた訳ではなく、氾濫した水の水流によってえぐられて出来ました。面積は1.1ha(0.011km²)と、牛久沼のたった 600 分の1です。しかし、最大深さが13mを超え、牛久沼の4.5倍にもなっています。13mもえぐられたかと思うと水の威力に驚かされます。

広くて浅い沼、小さくて深い沼、こんな極端な形状の沼が2つもあって、水辺ファンの私にとっては誇らしい故郷です。しかしながら、人口増加と開発に伴い、水質が悪化していることは否めません。

45年前の中学生のとき、牛久沼の橋の上から見下ろすと水中に水草が一面に茂っていました。今でも覚えています。しかし、いつの間にかその光景は見られなくなってしまいました。浚渫や透明度の低下により環境が変わってしまったようです。

また小学生の頃は、中沼に釣りに行くとテナガエビやハゼなどが釣れました。その頃の中沼の水際はなだらかに傾斜しておりアシなどが生えていました。エコトーンと呼ばれる状態です。そして県内有数の透明度を誇っていましたが、これは地下水のわき水が有る為です。

しかしながら現在は護岸工事が施され、自然浄化作用は減少し、かつての透視度は無くなっています。

【文：龍ヶ崎市民環境会議 水・大気環境部会長 斉藤 健二】

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち



環境基本計画より

〔施策〕

16-① 市民参加の拡充 『SDGs ターゲット 11.3・16.7』

16-② 協働の取組の推進 『SDGs ターゲット 16.6・16.b・17.17』

市民活動日本一を目指すまちとして、環境情報や環境学習の取組と連動して、市民参加と協働の推進に取り組みます。

16-① 市民参加の拡充

(1) 市民活動センターによる情報提供

市民活動センターでは、環境保全等をはじめ自主的な公益活動を行っている団体や個人を対象に、会議室等の貸出や印刷機、コピー機などを供出し、活動の場を提供するほか、団体の設立や運営に必要な情報の収集及び提供、相談業務などを行っています。

市民活動センター登録団体のうち、環境保全を主として活動している団体は17団体であり、令和6年度はシニア向け及び親子向けのボランティア啓発事業を実施し、活動参加への機会創出を図りました。

16-② 協働の取組の推進

(1) りゅうがさき市民活動フェアの開催

令和7年2月15日（土）・16日（日）に、サプラスクエアで市民活動センター及び市主催による「りゅうがさき市民活動フェア」を開催しました。

このフェアでは、日頃市内で活動している市民活動団体や市内の高校等が、ステージ発表やパネル展示により活動の紹介を行いました。参加した市民活動団体のうち、環境保全活動を行っている団体の参加は9団体でした。

【りゅうがさき市民活動フェアに出展した環境保全活動をしている団体】

NO	団体名	NO	団体名
1	小貝川・花とふれあいの輪	6	龍ヶ崎市民環境会議 環境学習部会
2	たつのこプロジェクト実行委員会	7	龍ヶ崎市民環境会議 自然環境部会
3	公園の里親・のぼさんクラブ	8	龍ヶ崎市民環境会議 水・大気環境部会
4	蛇沼公園再生プロジェクト	9	龍ヶ崎市民環境会議 生活環境部会
5	龍ヶ崎市民環境会議 文化環境部会		



（市民活動フェア展示の様子）

<資料：地域づくり推進課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標16 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

(2) 龍ヶ崎市 SDGs パートナースhip制度の運用

令和4年度から、SDGs の理念に基づき、持続可能な地域及び社会づくりに取り組む企業・団体等を「龍ヶ崎市 SDGs パートナー」として登録し、その取組を広く周知するとともに、パートナー同士の連携の促進等を図ることにより、市内における SDGs の普及や持続可能な地域、社会づくりに向けた活動の拡大に寄与することを目的として、様々な取組を行っています。

【取組内容】

No.	名 称	開催日
1	龍ヶ崎市 SDGs パートナー交流会	令和6年7月23日
2	龍ヶ崎市 SDGs フェアでのワークショップ、パネル展示等	令和6年10月27日
3	龍ヶ崎市 SDGs パートナー事例報告会	令和7年1月24日

【制度登録数・パートナー連携事業所数】（令和7年3月31日現在）

年度	令和6年度
登録数	76
パートナー連携事業数	16

【登録企業・団体等】（令和7年3月31日現在）

No.	企業・団体等名	No.	企業・団体等名
1	流通経済大学バスケットボール部	2	RKU BASKETBALL LAB(小谷ゼミ)
3	株式会社諸岡	4	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校・附属中学校
5	関東鉄道株式会社	6	株式会社 MK 技術研究所
7	龍ヶ崎市立城ノ内中学校	8	ソフトバンク株式会社
9	株式会社アドバンス	10	関鉄レールファン CLUB
11	コナミスポーツ株式会社	12	有限会社佐貫タクシー
13	株式会社クラウドファンディングデザイン	14	龍ヶ崎市 B&G 海洋クラブ
15	ヒラデ・スタイル株式会社	16	NPO 法人クラブ・ドラゴンズ
17	茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	18	エモーションナルリンク合同会社
19	株式会社新都市ライフホールディングス	20	なないろキャップ
21	龍ヶ崎市立八原小学校	22	常陽銀行竜崎支店
23	龍ヶ崎市立中根台中学校	24	東洋グリーン株式会社
25	龍ヶ崎市立松葉小学校	26	龍ヶ崎市立久保台小学校
27	龍ヶ崎市立馴柴小学校	28	龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校
29	MIRLAEMPRESS	30	株式会社クオーレ
31	龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校	32	ガイドードリンコ株式会社 首都圏第二営業部
33	龍ヶ崎市立城西中学校	34	龍ヶ崎市立川原代小学校
35	龍ヶ崎市立馴馬台小学校	36	龍ヶ崎市立城ノ内小学校
37	龍ヶ崎市立長山中学校	38	龍ヶ崎市立長山小学校
39	龍ヶ崎市立大宮小学校	40	イセデリカ株式会社

41	龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校	42	株式会社ギルドヒーローズ
43	株式会社筑波銀行龍ヶ崎支店	44	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会
45	メディカルコンサルティング合同会社	46	大和ハウス工業株式会社竜ヶ崎工場
47	龍ヶ崎市民環境会議	48	NPO 法人茨城県南生活者ネット(KCN)
49	茨城県立竜ヶ崎南高等学校	50	フクイホームページ
51	株式会社小野写真館ガーデン&邸宅ウェディングアルシェ	52	NPO 法人龍ヶ崎の価値ある建造物を保存する市民の会
53	有限会社横田農場	54	新中央航空株式会社
55	三協設備株式会社	56	福智建設工業 株式会社
57	株式会社 平川建設	58	たつのこプレーパーク遊んじゃ王
59	株式会社 東大先生	60	株式会社 菅原造花店（すがわら葬祭）
61	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校	62	株式会社 竹屋
63	株式会社 SEEC	64	株式会社 komachi
65	株式会社 うちなーうえび	66	一般社団法人 美ら琉会エルプラスクリニック
67	東洋鍛工 株式会社	68	常陸金属 株式会社
69	不二建設 株式会社	70	税理士法人 経営サポートプラスアルファ
71	スターバックス コーヒー 龍ヶ崎店	72	株式会社 ユタカ
73	合同会社 VACCINE 中央協会	74	不用品回収トラッシュアップ東京
75	増川建設 株式会社	76	みつきコンサルティング 株式会社



SDGs フェアでの活動報告の様子



龍ヶ崎市 SDGs パートナー交流会の様子

<資料：企画課>

資料編

[概説]

この資料編は、令和 6 年度に本市が実施した環境測定調査（騒音・振動、水質汚濁）の結果について記載しています。

また、茨城県が実施した環境測定調査（水質汚濁、航空機騒音、土壌汚染、地下水汚染、大気汚染、地盤沈下）の結果についても一部記載しています。

[構成]

第 1 節	騒音・振動	87
1	交通騒音・振動	87
2	環境騒音	105
3	航空機騒音	115
第 2 節	水質汚濁	116
第 3 節	土壌汚染	139
第 4 節	地下水汚染	140
第 5 節	大気汚染	141
第 6 節	地盤沈下	146
第 7 節	SDGs	148

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

(1) 交通騒音・振動調査の概要

交通騒音・振動に関する調査は7地点で、また、自動車の走行等により発生する騒音については幹線道路から20m以内で実施しています。[関連頁：13～14]

なお、交通騒音の測定は、交通振動や環境騒音と併せて市内の概況把握を行うために実施していますが、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に規定されている測定方法等とは、一部異なる部分があります。したがって、交通騒音測定結果と要請限度との比較については、参考として評価等を行っています。

また、交通騒音の測定は、令和3年度より隔年での実施に変更したため、令和5年度の数値はありません。

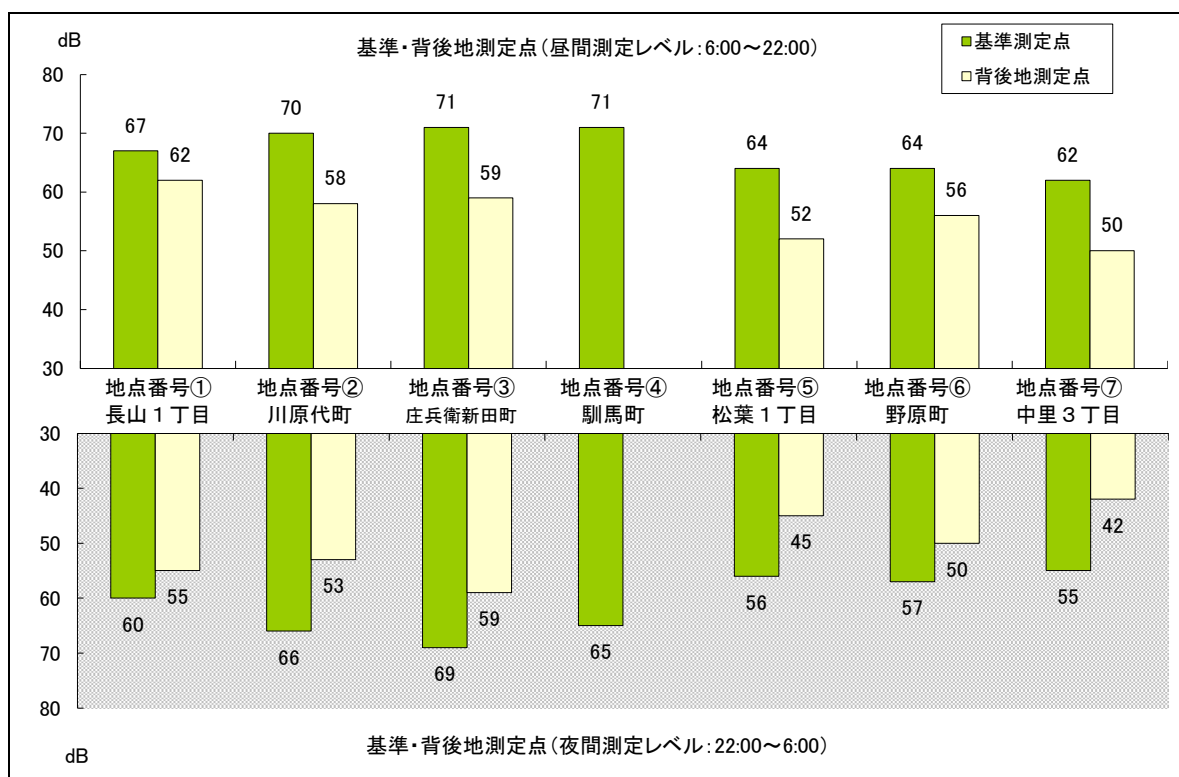
【測定地点】

地点 番号	調 査 地 点 名
①	長山1丁目2番地（若柴公園付近交差点） 基準測定点：県道八代庄兵衛新田線 上り線側道路境界 背後地測定点：市道第⑦-345号線（長山方面の住居側）
②	川原代町3695番地（佐藤建設㈱付近） 基準測定点：県道竜ヶ崎潮来線 下り線側道路境界 背後地測定点：川原代町3695番地（佐藤建設㈱）
③	庄兵衛新田町282番地155（㈱諸岡本社工場付近） 基準測定点：国道6号 上り線側道路境界 背後地測定点：庄兵衛新田町282番地155（㈱諸岡本社工場）
④	馴馬町2612番地（大昭ホール龍ヶ崎駐車場） 基準測定点：県道土浦竜ヶ崎線 下り線側道路境界 背後地測定点：未 設 定
⑤	松葉1丁目・小柴5丁目境（竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前） 基準測定点：市道第①-65号線（けやき通り）上り線側道路境界 背後地測定点：市道第⑦-375号線（松葉1丁目2番地・松葉1丁目17番地境歩道）
⑥	野原町79番地（茨城トヨペット㈱竜ヶ崎出し山店前） 基準測定点：市道第Ⅰ-8号線 上り線側道路境界 背後地測定点：野原町79番地 市道第④-201号線 （茨城トヨペット㈱竜ヶ崎出し山店東側車道）
⑦	中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園） 基準測定点：県道竜ヶ崎阿見線 上り線側道路境界 背後地測定点：中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）



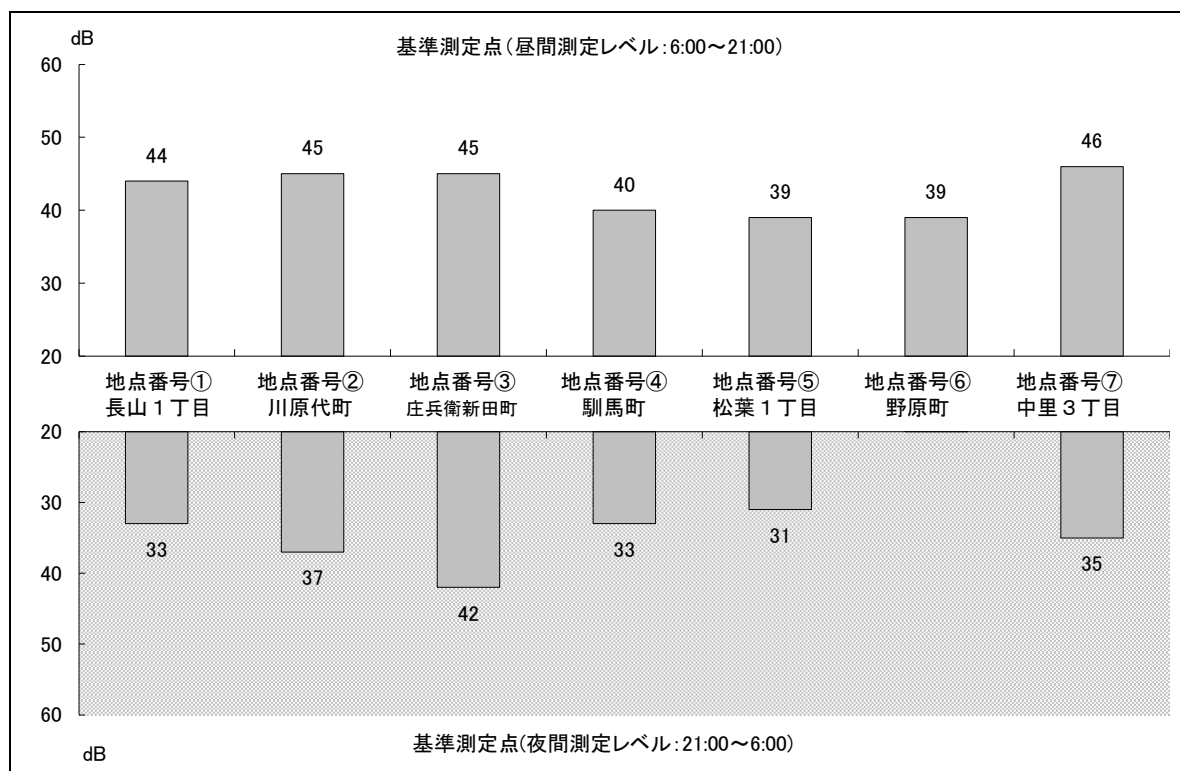
(2) 交通騒音・振動及び交通量等の調査結果一覧 (令和6年度)

騒音調査の測定結果

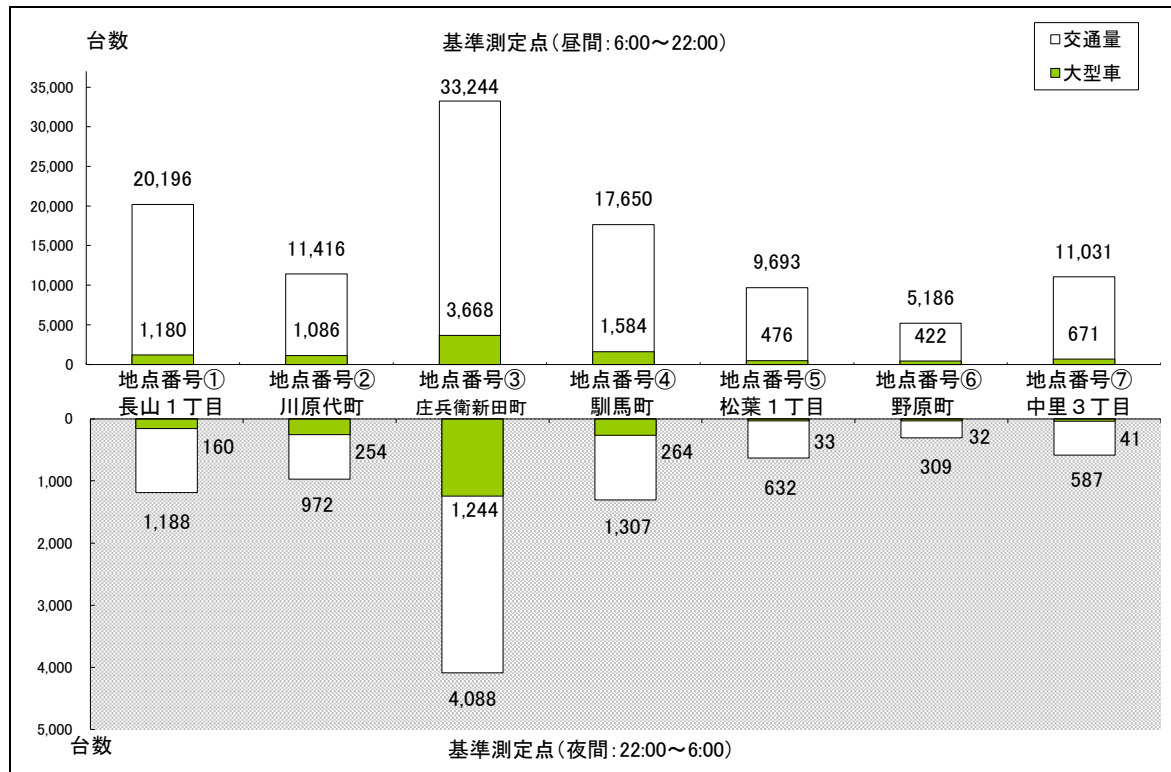


※ 全地点とも騒音規制法の自動車騒音要請限度地域に該当します。

振動調査の測定結果



地点別交通量集計・大型車混入グラフ



【騒音の大きさの例】

騒音レベル☆	騒音の例
120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	カラオケ（店内客席中央）、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所、クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の屋
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

【振動の大きさの例】

振動レベル☆	人体に及ぼす影響	気象庁震度階	
90dB	人体に生理的影響が生じはじめる	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震	中震
80dB	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合） 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震	弱震
70dB	浅い睡眠に影響がではじめる	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるぐらいの地震	軽震
60dB	振動を感じはじめる ほとんど睡眠影響はない	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震	微震
50dB	常時微動	人体に感じないで地震計に記録される程度	無感
40dB			

(3) 各調査地点の測定結果

地点番号① 長山1丁目2番地（若柴公園付近交差点）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで	
測定場所	基準測定点	長山1丁目2番地（若柴公園付近交差点）
	背後地測定点	同上（市道第⑦-345号線長山方面歩道橋上住居側）
道路名	県道八代庄兵衛新田線（白鳥通り）、市道第Ⅰ-2号線（平面交差）	
区域の区分	騒音	A区域（第1種中高層住居専用地域）
		幹線交通を担う道路に近接する空間
	振動	第1種区域（第1種中高層住居専用地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB(A))

測定位置	基準時間帯*	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	69	19,485 (973)	68	22,732 (1,897)	67	20,196 (1,180)
	夜間 (22:00~ 6:00)	70	63	1,017 (168)	62	1,596 (345)	60	1,188 (160)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	61	—	63	—	62	—
	夜間 (22:00~ 6:00)	70	54	—	56	—	55	—

要請限度*: 等価騒音レベル (L_{Aeq}) *

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	65	44	19,059 (962)	44	22,208 (1,878)	44	19,762 (1,170)
	夜間 (21:00~ 6:00)	60	32	1,443 (179)	34	2,120 (364)	33	1,622 (170)

要請限度: 80%レンジの上端値 (L_{v10})

(まとめ)

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において61~69dB(A)の範囲で変動し、7時に最大値(68.9dB(A))を観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、0時に最小値57.5dB(A)を観測しました。

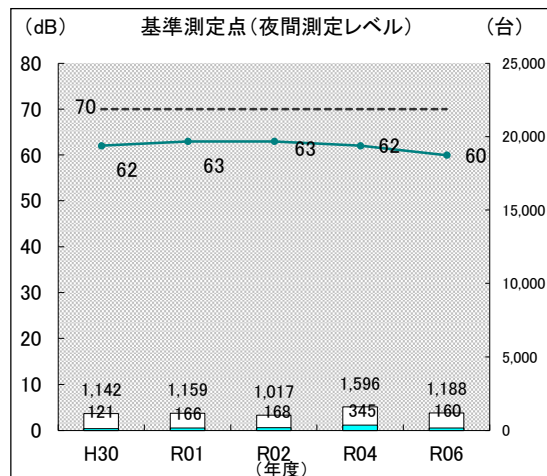
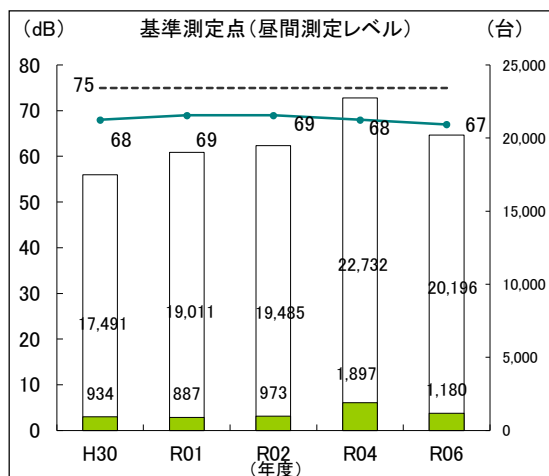
振動レベルは、昼間の時間帯において39~47dBの範囲で変動し、7時に最大値47dBを観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、1時から3時には最小値30dB未満を観測しました。

交通量の状況としては、過去4年と比較し、令和4年度からは減少したものの、その他の年度とほぼ横ばいとなっています。

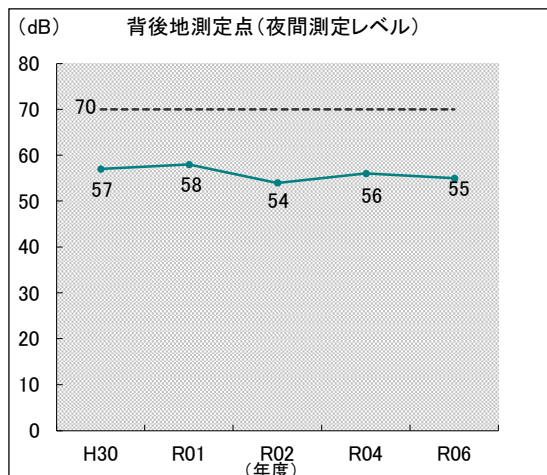
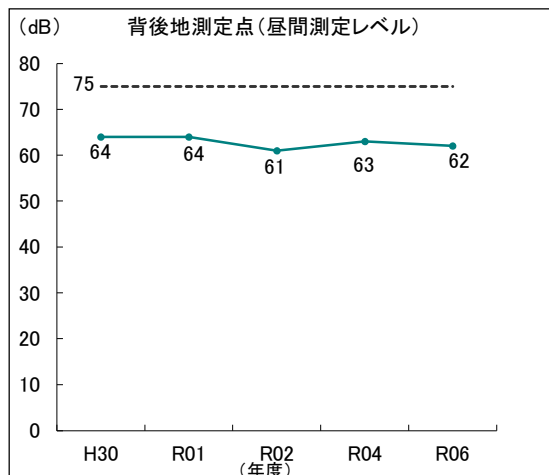
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

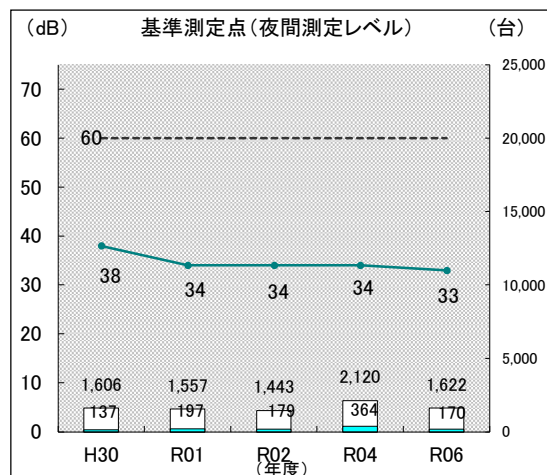
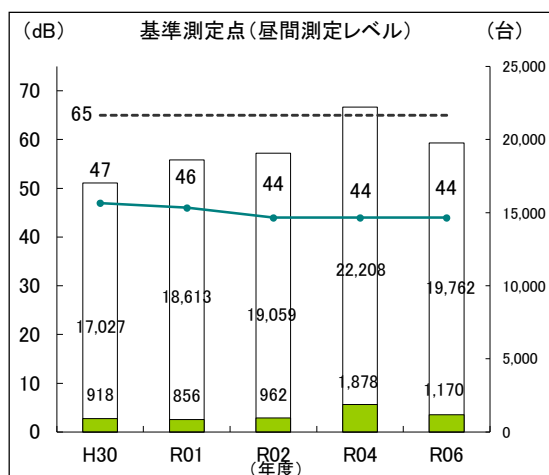
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



● 測定値 - - - - 要請限度 □ 交通量 ■ 大型車

地点番号② 川原代町3695番地（佐藤建設㈱付近）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで	
測定場所	基準測定点	川原代町 3695 番地（佐藤建設㈱付近）
	背後地測定点	川原代町 3695 番地（佐藤建設㈱）
道路名	県道竜ヶ崎潮来線（ほたる通り）	
区域の区分	騒音	C 区域（用途地域の指定のない地域）
		幹線交通を担う道路に近接する空間
	振動	第2種区域（用途地域の指定のない地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB(A)）

測定位置	基準時間帯☆	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	70	11,811 (857)	70	11,668 (1,198)	70	11,416 (1,086)
	夜間 (22:00～6:00)	70	65	710 (226)	66	882 (250)	66	972 (254)
背後地測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	60	—	58	—	58	—
	夜間 (22:00～6:00)	70	56	—	55	—	53	—

要請限度☆：等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB）

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～21:00)	70	45	11,617 (845)	46	11,395 (1,184)	45	11,159 (1,067)
	夜間 (21:00～6:00)	65	37	904 (238)	37	1,155 (264)	37	1,229 (273)

要請限度：80%レンジの上端値（ L_{v10} ）

（まとめ）

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において67～72dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値72.0dB(A)を観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、0時に最小値63.9dBを観測しました。

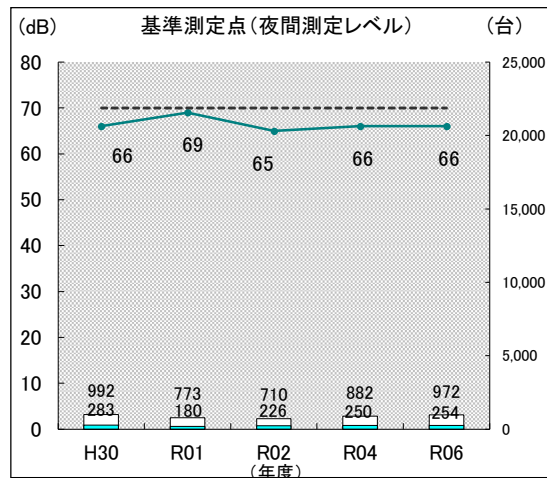
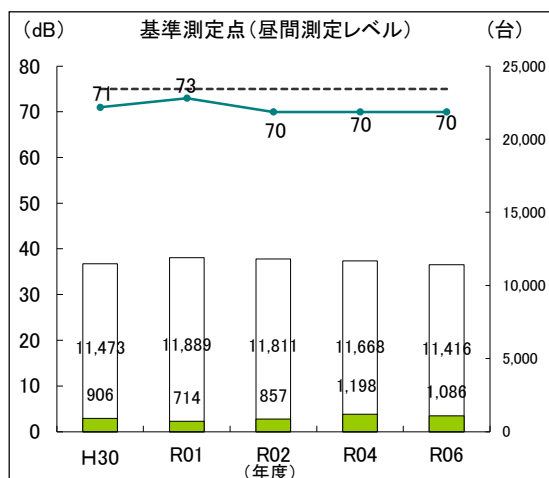
振動レベルは、昼間の時間帯において40～48dBの範囲で変動し、7時～10時に最大値48dBを観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、23時に最小値31dBを観測しました。

交通量の経年変化では、過去4年と比較し、横ばいとなっています。

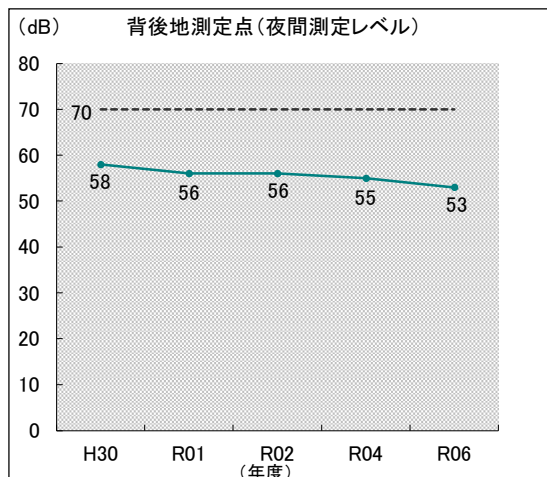
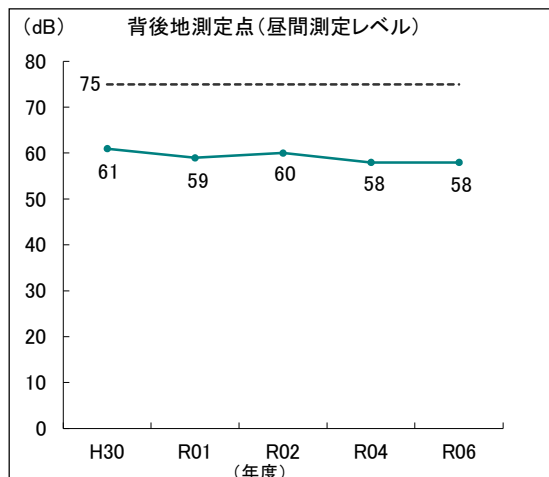
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

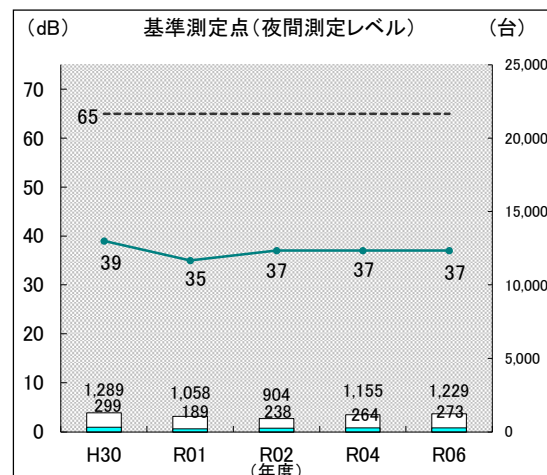
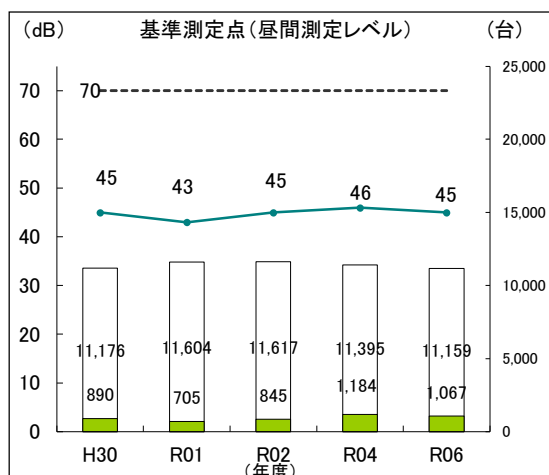
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



● 測定値 - - - - 要請限度 □ 交通量 ■ 大型車

地点番号③ 庄兵衛新田町282番地155（株諸岡本社工場付近）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで	
測定場所	基準測定点	庄兵衛新田町282番地155（株諸岡本社工場付近）
	背後地測定点	庄兵衛新田町282番地155（株諸岡本社工場）
道路名	国道6号	
区域の区分	騒音	C区域（用途地域の指定のない地域）
		幹線交通を担う道路に近接する空間
	振動	第2種区域（用途地域の指定のない地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB(A))

測定位置	基準時間帯 [☆]	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	71	36,459 (3,499)	71	33,434 (4,286)	71	33,244 (3,668)
	夜間 (22:00~6:00)	70	69	4,140 (1,489)	70	4,281 (1,398)	69	4,088 (1,244)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	62	—	58	—	59	—
	夜間 (22:00~6:00)	70	60	—	57	—	59	—

要請限度[☆]：等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）[☆]

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	70	47	35,537 (3,418)	46	32,354 (4,207)	45	32,225 (3,611)
	夜間 (21:00~6:00)	65	46	5,062 (1,570)	44	5,361 (1,477)	42	5,107 (1,301)

要請限度：80%レンジの上端値（ L_{v10} ）

（まとめ）

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において69～73dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値（72.7dB(A））を観測しました。夜間は、0時に最小値67.4dB(A）を観測したものの、70dB(A)前後から大きく変動することはありませんでした

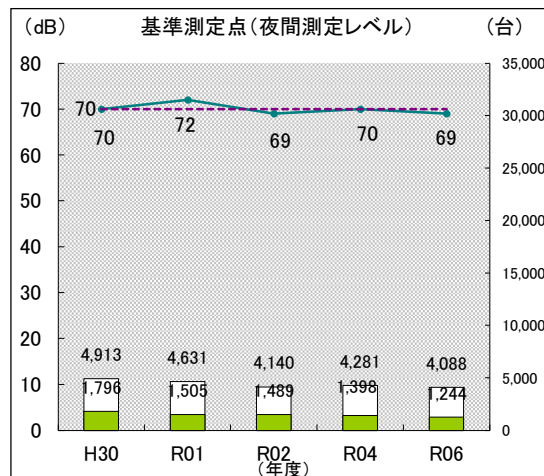
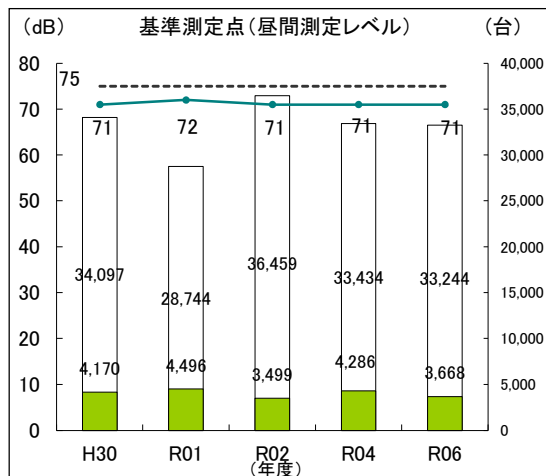
振動レベルは、昼間の基準時間帯において38～51dBの範囲内で変動し、15時に最大値（51dB）を観測しました。夜間では、23時及び0時に最小値（36dB）を観測したが、その後時間の経過とともに上昇しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和元年度を除いてほぼ横ばいとなっています。

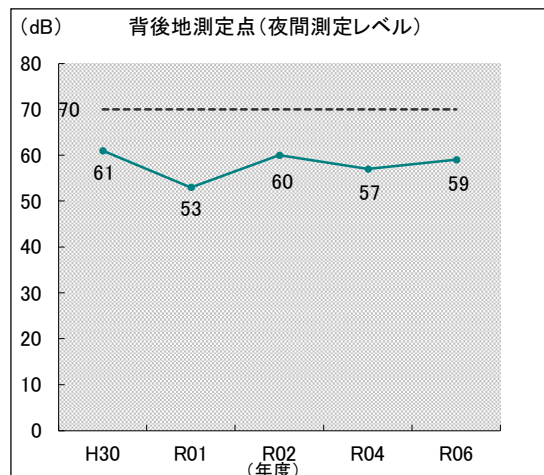
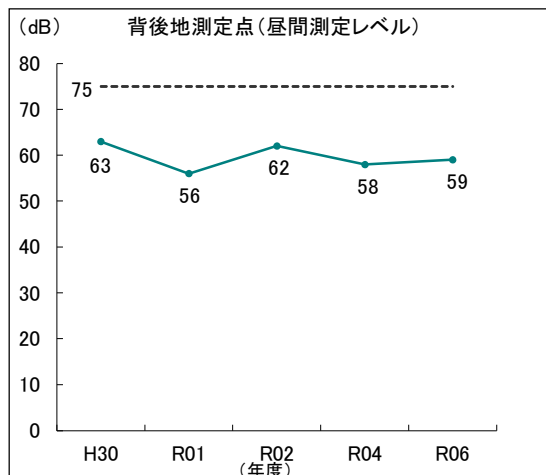
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

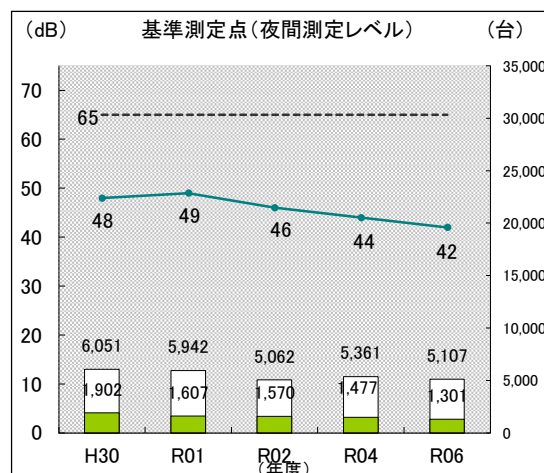
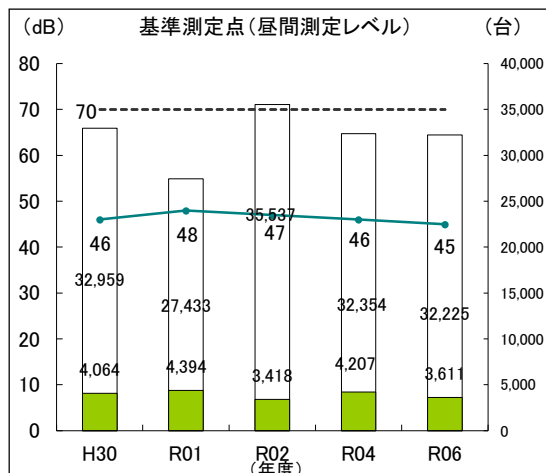
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



—●— 測定値 - - - - 要請限度 □ 交通量 ■ 大型車

地点番号④ 馴馬町 2612 番地（大昭ホール龍ヶ崎駐車場）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで	
測定場所	基準測定点	馴馬町 2612 番地（大昭ホール龍ヶ崎駐車場）
	背後地測定点	未設定
道路名	県道 土浦竜ヶ崎線（おなばけ通り）	
区域の区分	騒音	C 区域（用途地域の指定のない地域）
		幹線交通を担う道路に近接する空間
	振動	第2種区域（用途地域の指定のない地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB(A))

測定位置	基準時間帯 [☆]	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	71	16,226 (1,029)	71	17,901 (1,796)	71	17,650 (1,584)
	夜間 (22:00~ 6:00)	70	66	1,110 (226)	65	1,260 (291)	65	1,307 (264)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	(75)	—	—	—	—	—	—
	夜間 (22:00~ 6:00)	(70)	—	—	—	—	—	—

要請限度[☆]: 等価騒音レベル (L_{Aeq}) [☆]

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	70	42	15,912 (1,023)	40	17,478 (1,779)	40	17,221 (1,563)
	夜間 (21:00~ 6:00)	65	33	1,424 (232)	33	1,683 (308)	33	1,736 (285)

要請限度: 80%レンジの上端値 (L_{v10})

(まとめ)

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において68~74dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値73.4dB(A)を観測しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、1時に最小値61.4dB(A)を観測しました。

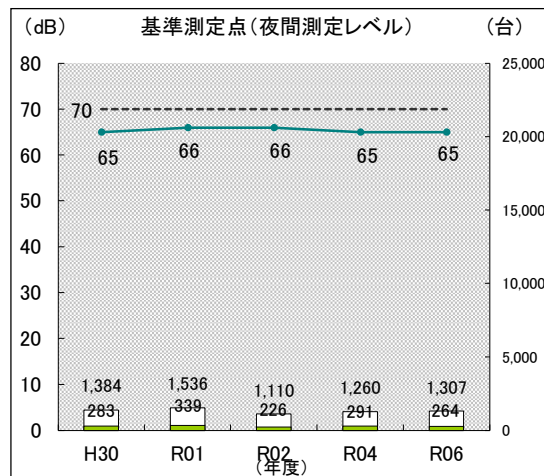
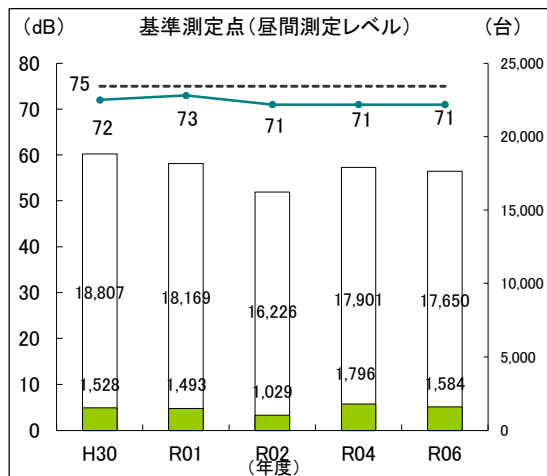
振動レベルは、昼間の時間帯において35~44dBで推移し、7時及び8時に最大値44dBを観測しました。16時以降は時間の経過とともに低下し、23時から3時に最小値30dB未満を観測しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和2年度を除いてほぼ横ばいで推移しています。

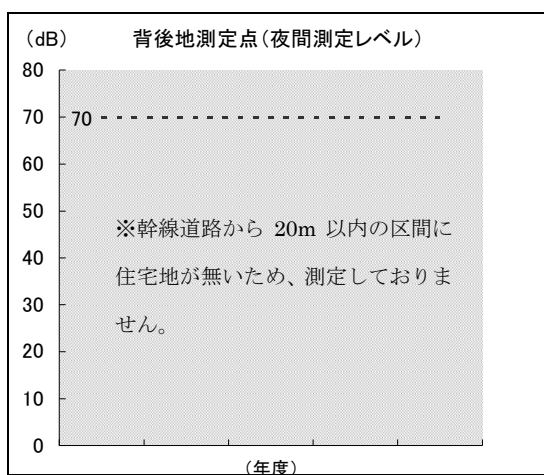
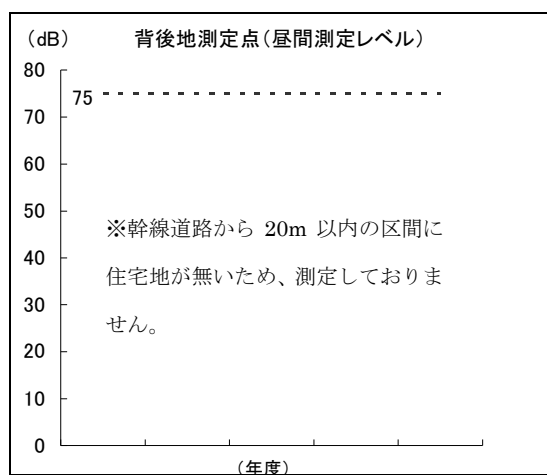
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

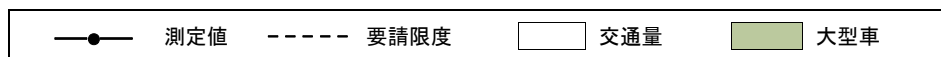
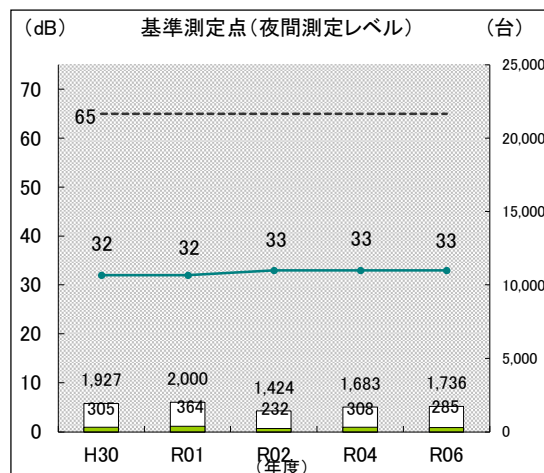
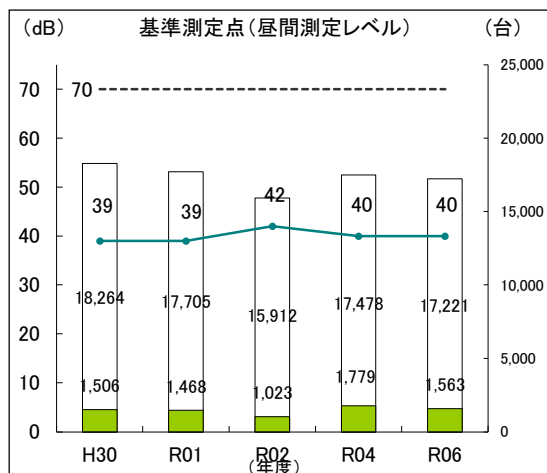
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



地点番号⑤ 松葉1丁目・小柴5丁目境（竜ヶ崎ニュータウン中央バス停留所前）

測定年月日・時間	令和 7 年 1 月 21 日（火）13 時から 1 月 22 日（水）13 時まで		
測 定 場 所	基 準 測 定 点	松葉 1 丁目・小柴 5 丁目境（竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前）	
	背後地測定点	松葉 1 丁目 2 番地・松葉 1 丁目 17 番地境歩道	
道 路 名	市道第①-65 号線（けやき通り）		
区 域 の 区 分	騒音	C 区 域（近隣商業地域）	
		幹線交通を担う道路に近接する空間	
	振動	第 2 種区域（近隣商業地域）	

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB(A)）

測定位置	基準時間帯 [☆]	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	64	9,041 (505)	64	9,770 (530)	64	9,693 (476)
	夜間 (22:00～6:00)	70	56	475 (33)	56	606 (34)	56	632 (33)
背後地測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	53	—	51	—	52	—
	夜間 (22:00～6:00)	70	45	—	47	—	45	—

要請限度[☆]：等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）[☆]

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB）

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～21:00)	70	41	8,811 (488)	40	9,445 (512)	39	9,418 (464)
	夜間 (21:00～6:00)	65	32	705 (50)	32	931 (52)	31	907 (45)

要請限度：80%レンジの上端値（ L_{v10} ）

（まとめ）

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において60～67dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値66.9dB(A)を観測しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、3時に最小値48.4dB(A)を観測しました。

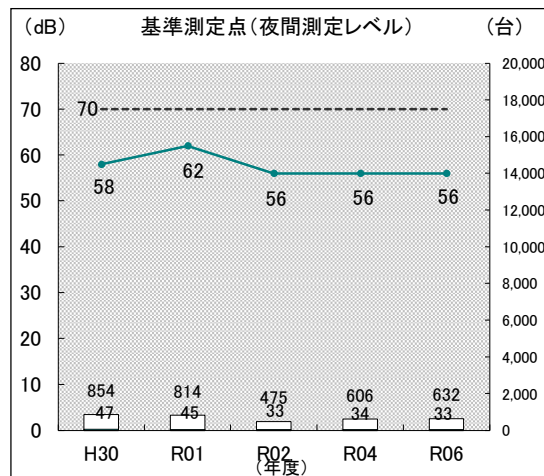
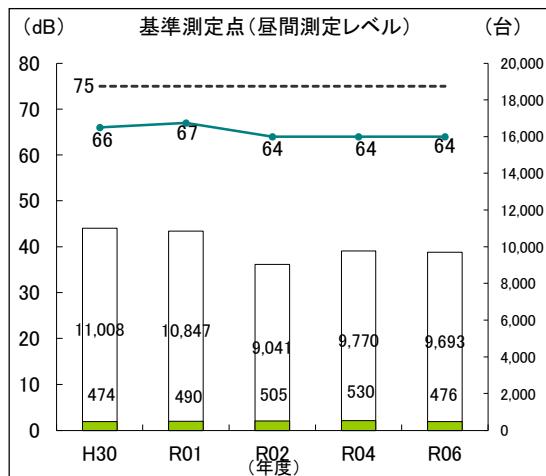
振動レベルは、昼間の基準時間帯において37～41dBの範囲内で変動し、7時及び8時に最大値41dBを観測しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、0時から4時に最小値30dB未満を観測しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和2年度に一時減少したものの、令和4年度以降は、それ以前の水準に戻りつつあります。

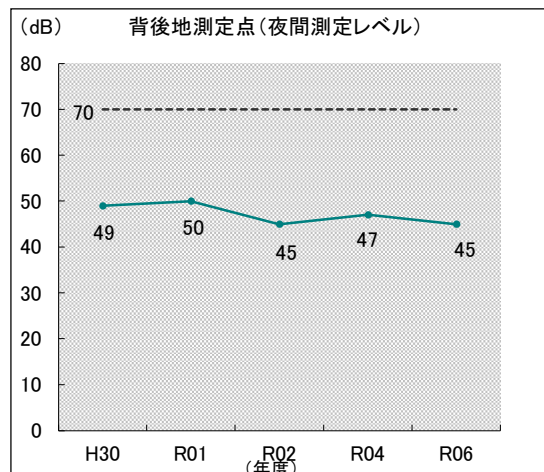
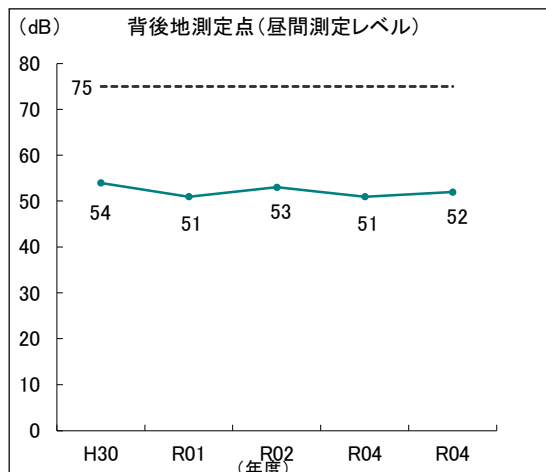
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

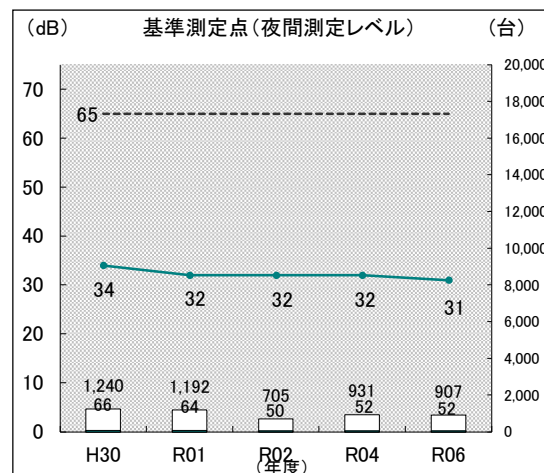
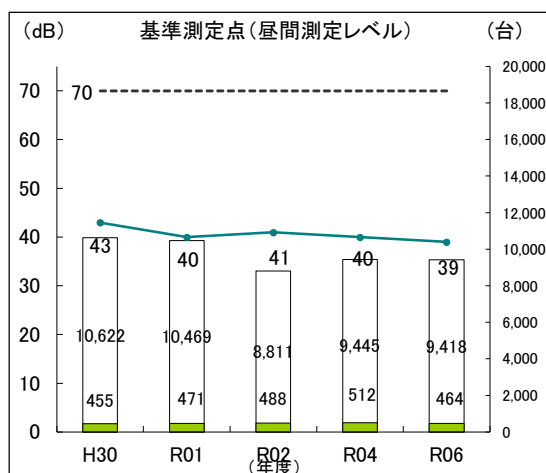
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



● 測定値
 --- 要限度
 交通量
 大型車

地点番号⑥ 野原町 79 番地（茨城トヨペット(株)竜ヶ崎出し山店前）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで	
測定場所	基準測定点	野原町 79 番地（茨城トヨペット(株)竜ヶ崎出し山店前）
	背後地測定点	野原町 79 番地（茨城トヨペット(株)竜ヶ崎出し山店東側の車道）
道路名	市道 I－8号線	
区域の区分	騒音	B 区域（第1種住居地域）
		2車線以上の道路に面する地域
	振動	第1種区域（第1種住居地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB(A)）

測定位置	基準時間帯 [☆]	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	64	4,730 (213)	64	5,313 (505)	64	5,186 (422)
	夜間 (22:00～6:00)	70	57	228 (21)	57	313 (22)	57	309 (32)
背後地測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	56	—	56	—	56	—
	夜間 (22:00～6:00)	70	49	—	49	—	50	—

要請限度[☆]：等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）[☆]

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB）

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～21:00)	65	37	4,656 (210)	39	5,206 (501)	39	5,077 (416)
	夜間 (21:00～6:00)	60	<30	302 (24)	<30	420 (26)	<30	418 (38)

要請限度：80%レンジの上端値（ L_{v10} ）

（まとめ）

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において60～67dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値66.7dB(A)を観測しました。18時以降は時間の経過とともに徐々に低下し、3時に最小値50.8dB(A)を観測しました。

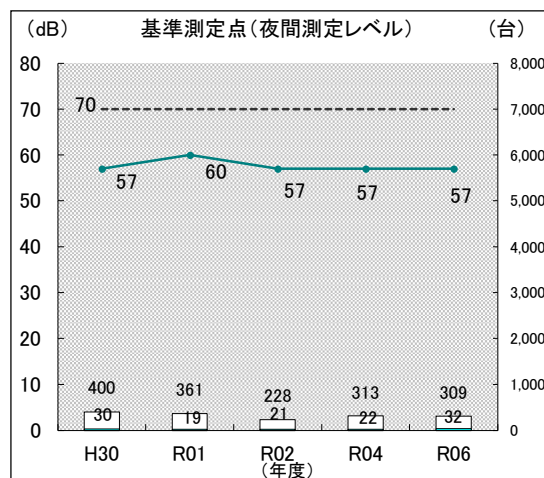
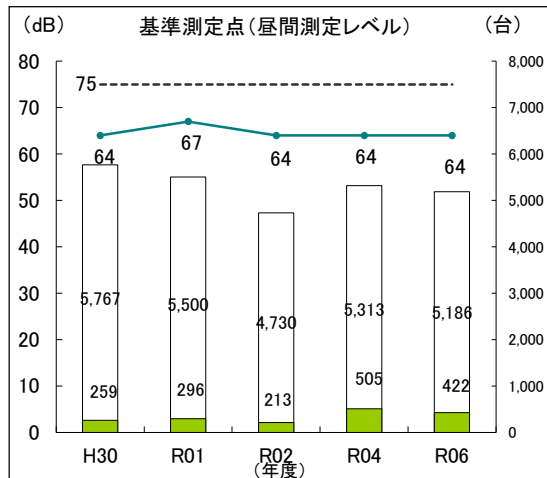
振動レベルは、昼間の基準時間帯において33～42dBの範囲で変動し、9時及び13時に最大値42dBを観測しました。17時以降は時間の経過とともに低下し、22時から5時までの時間帯で、最小値30dB未満を観測しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和2年度に次いで少ない結果となりました。

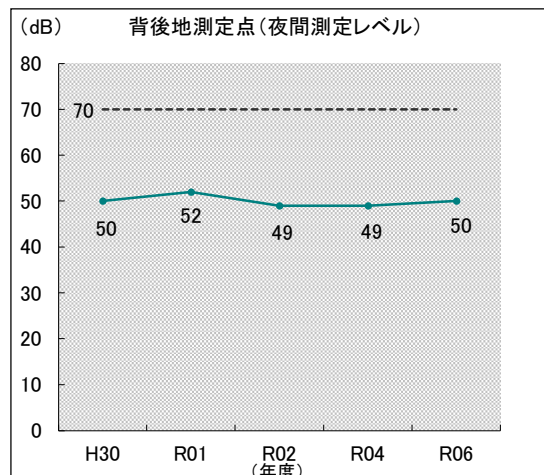
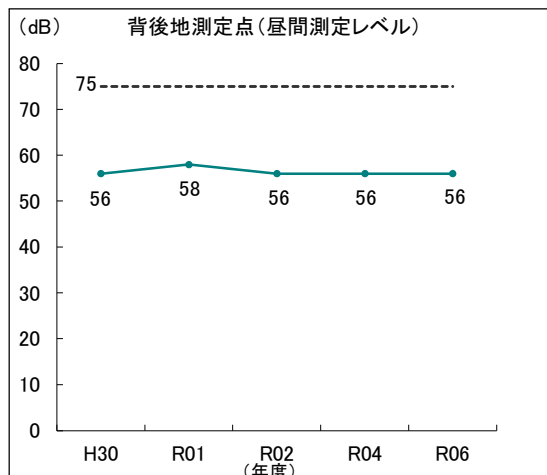
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

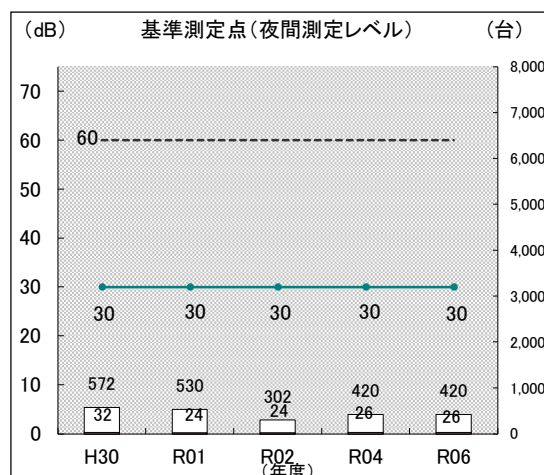
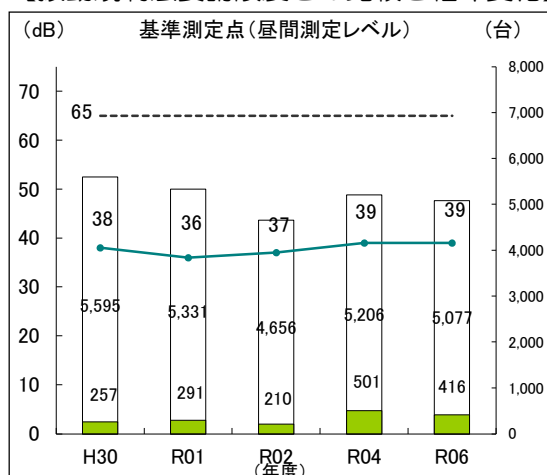
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



—●— 測定値 - - - - 要請限度 □ 交通量 ■ 大型車

地点番号⑦ 中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで	
測定場所	基準測定点	中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）
	背後地測定点	中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）
道路名	県道竜ヶ崎阿見線（たつのご通り）	
区域の区分	騒音	B区域（第1種住居地域） 幹線交通を担う道路に近接する空間
	振動	第1種区域（第1種住居地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB(A)）

測定位置	基準時間帯 [☆]	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	64	11,281 (637)	62	11,652 (551)	62	11,031 (671)
	夜間 (22:00~6:00)	70	56	468 (49)	55	541 (38)	55	587 (41)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	56	—	49	—	50	—
	夜間 (22:00~6:00)	70	42	—	41	—	42	—

要請限度[☆]：等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）[☆]

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB）

測定位置	基準時間帯	要請限度	令和2年度		令和4年度		令和6年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	65	41	11,043 (630)	44	11,359 (545)	46	10,772 (667)
	夜間 (21:00~6:00)	60	32	706 (56)	34	834 (44)	35	846 (45)

要請限度：80%レンジの上端値（ L_{v10} ）

（まとめ）

騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において58～64dB(A)の範囲内で変動し、8時に最大値63.4dB(A)を観測しました。17時以降は時間の経過とともに徐々に低下傾向にあり、2時に最小値51.1dB(A)を観測しました。

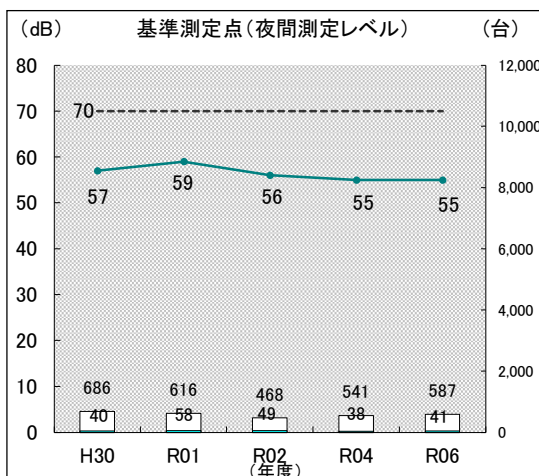
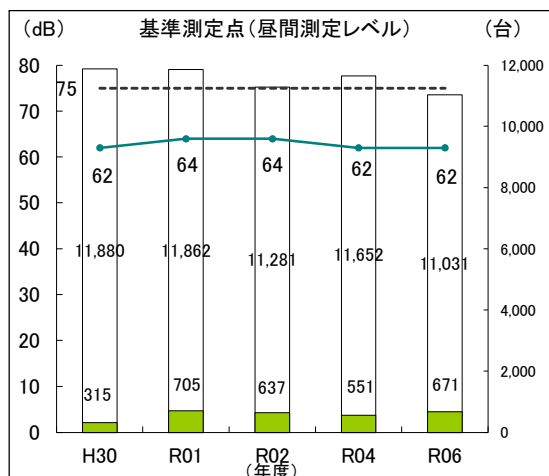
振動レベルは、昼間の時間帯において44～49dBを示し、7時及び8時に最大値49dBを観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、1時から3時の時間帯は最小値30dB未満を観測しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。

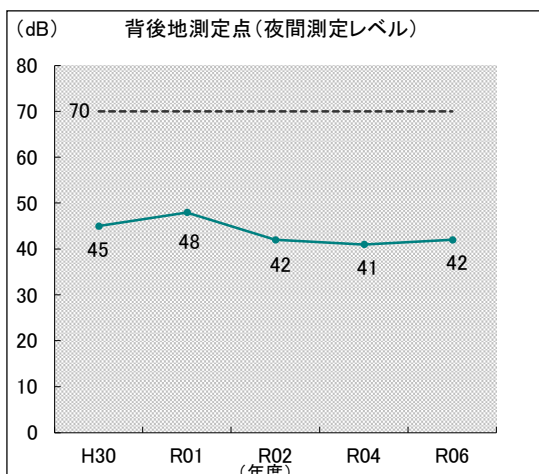
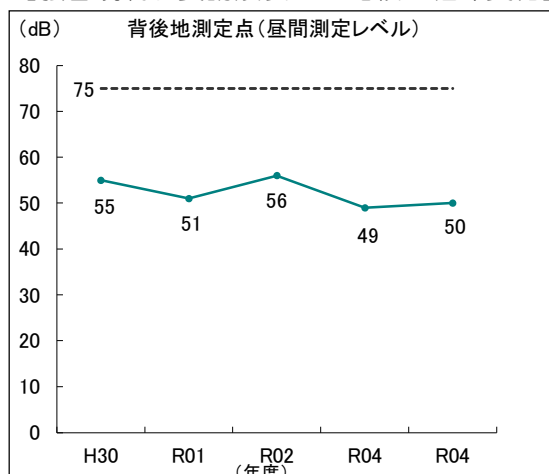
第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

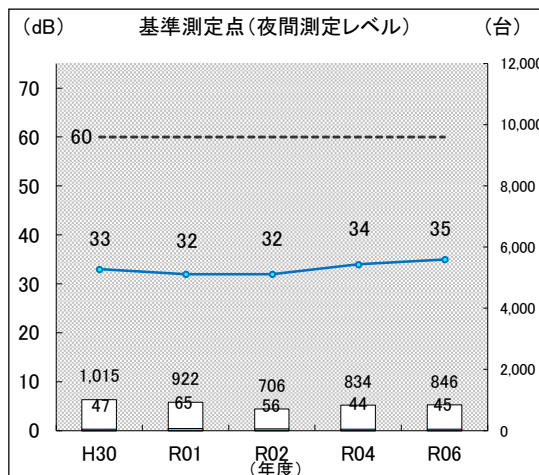
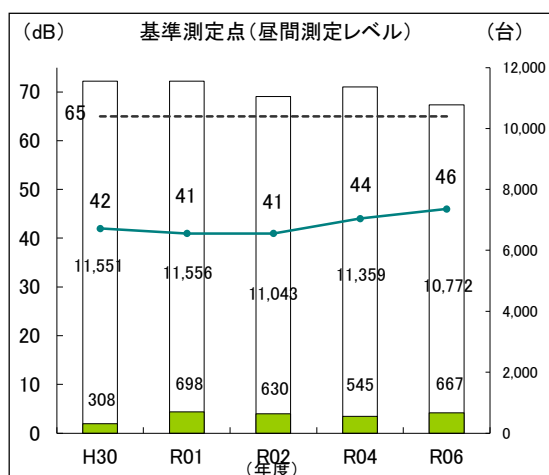
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



—●— 測定値 - - - - 要請限度 □ 交通量 ■ 大型車

2 環境騒音

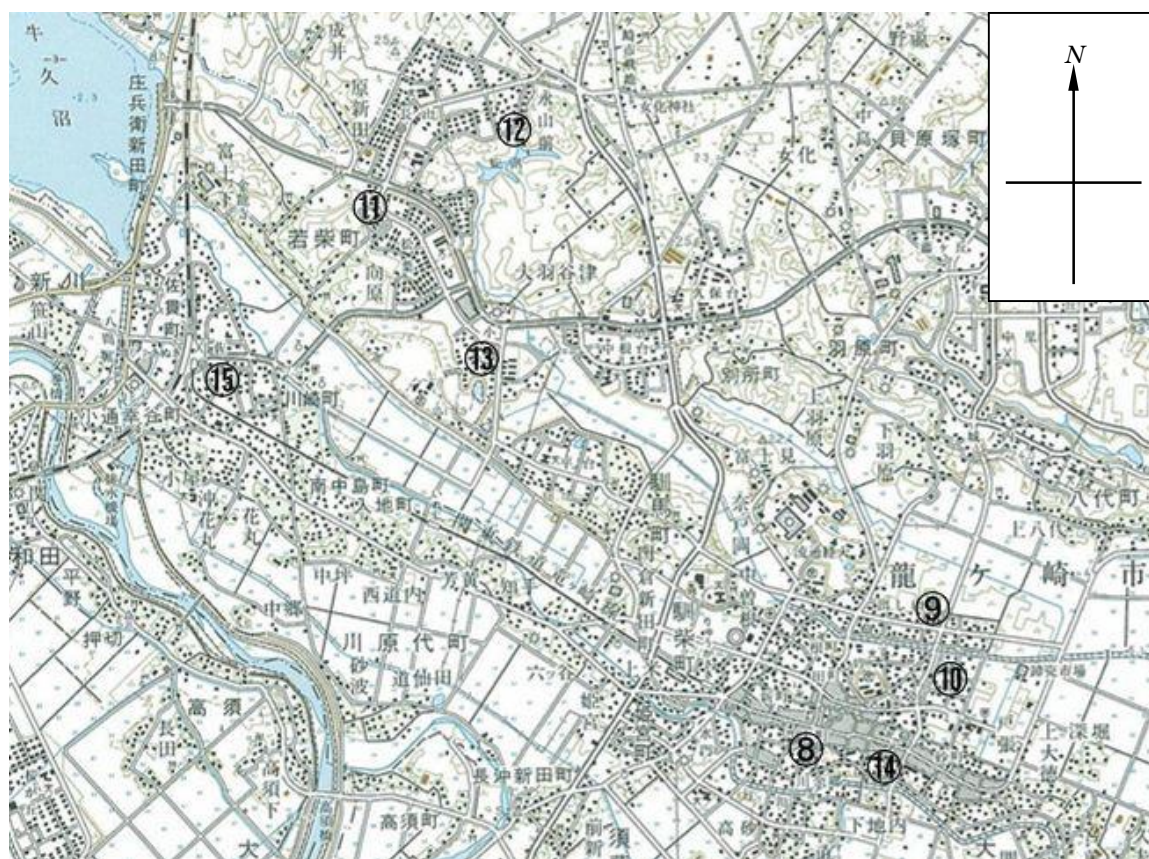
(1) 環境騒音調査の概要

環境騒音に関する調査として、8 地点で測定調査を実施しています。

【測定地点】

地点番号	調 査 地 点 名
⑧	上町4274番地1（中央公園 元青年研修所駐車場）
⑨	出し山町71番地（出し山第二児童公園）
⑩	緑町104番地（緑町第一児童公園）
⑪	松葉4丁目7番地（松葉第二児童公園）
⑫	長山4丁目1番地（蛇沼公園付近）
⑬	小柴4丁目5番地（小柴第二児童公園）
⑭	立野4942番地（松並児童遊園地）
⑮	佐貫2丁目16番地8（佐貫第五児童公園）

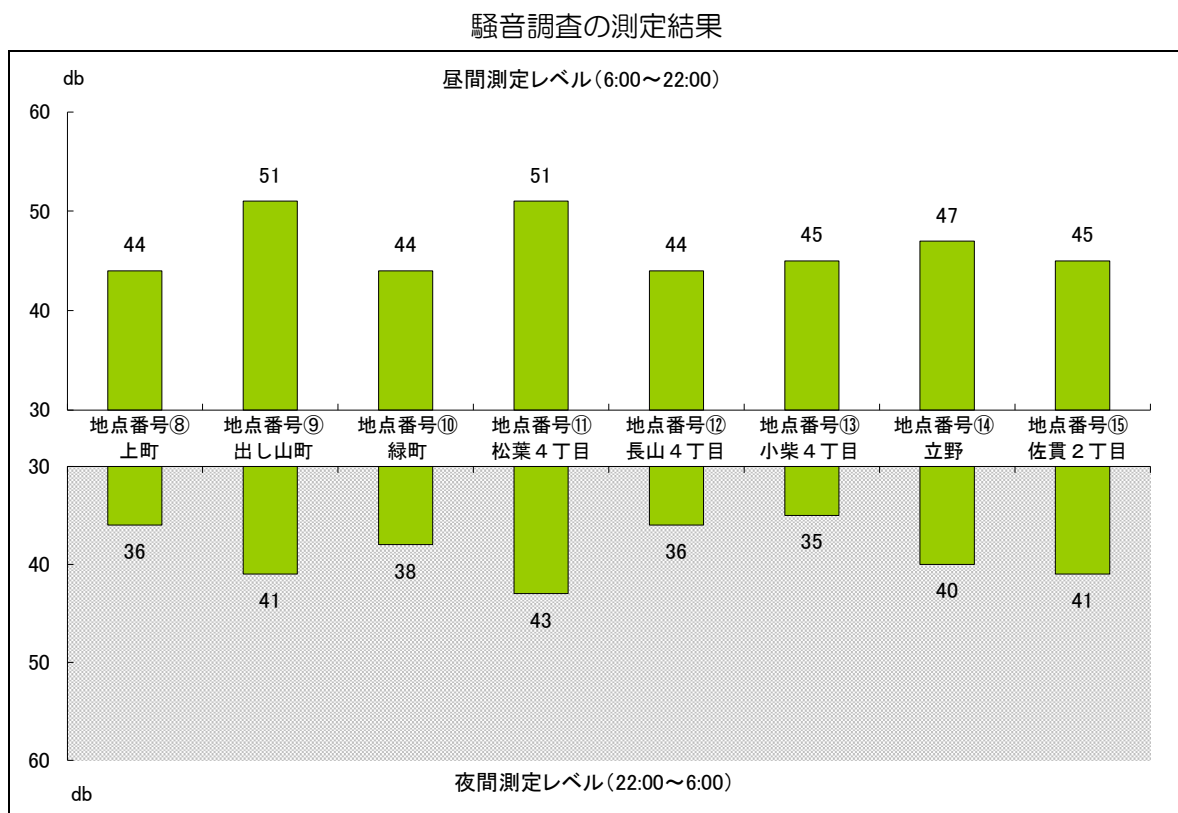
環境騒音調査 調査地点一覧



〔環境騒音に関する測定位置〕

原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価しています。

(2) 環境騒音調査結果一覧



【騒音の大きさの例】

騒音レベル☆	騒音の例
120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	カラオケ（店内客席中央）、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所、クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の屋
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

(3) 各調査地点の測定結果

地点番号⑧ 上町 4274 番地 1 (中央公園 元青年研修所駐車場)

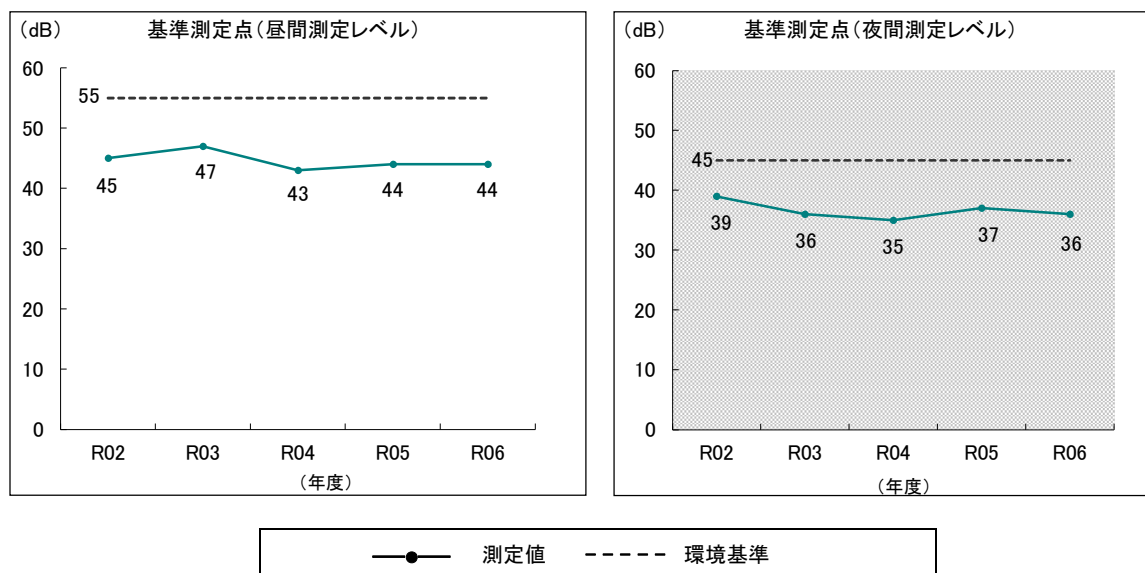
測定年月日・時間	令和 7 年 1 月 21 日 (火) 13 時から 1 月 22 日 (水) 13 時まで
環境基準類型	B区域 (第1種住居地域)

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

(単位: dB(A))

基準時間帯☆	環境基準	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
昼間 (6:00~22:00)	55	45	47	43	44	44
夜間 (22:00~ 6:00)	45	39	36	35	37	36

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(まとめ)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において39~47dB(A)の範囲内で変動し、8時に最大値46.6dB(A)を観測しました。22時以降は時間の経過とともに低下し、1時に最小値31.1dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間・夜間ともに過年度の範囲内(昼間43~47dB(A)、夜間:36~39dB(A))でした。

地点番号⑨ 出し山町71番地（出し山第二児童公園）

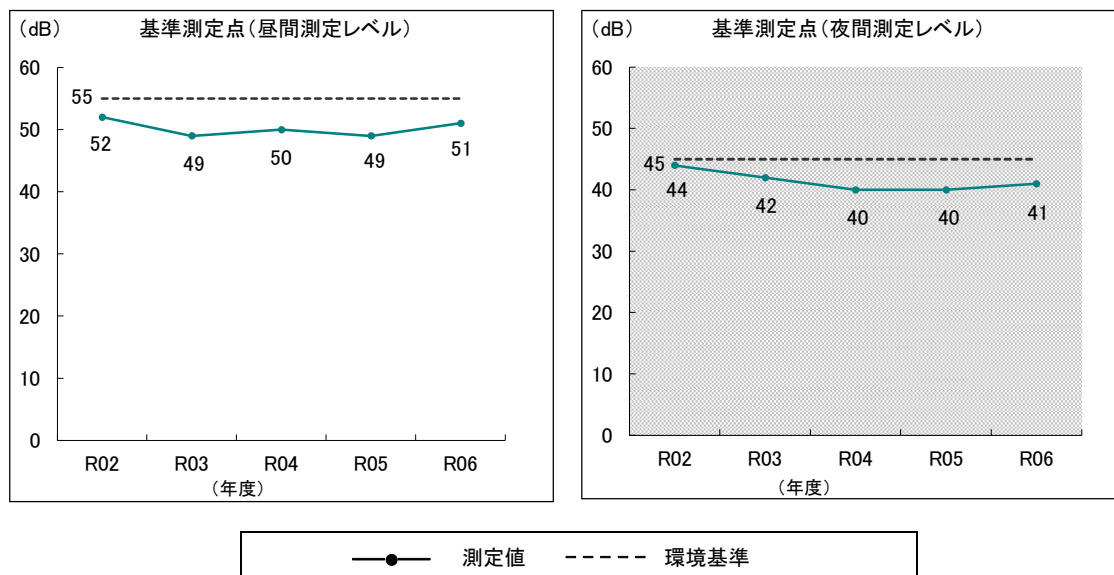
測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第2種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	52	49	50	49	51
夜間（22:00～6:00）	45	44	42	40	40	41

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において43～53dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値54.2dB(A)を観測しました。21時以降は時間の経過とともに低下傾向にあり、3時に最小値36.4dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間、夜間ともに過年度の範囲内（昼間：49～52dB(A)、夜間：40～44dB(A)）でした。

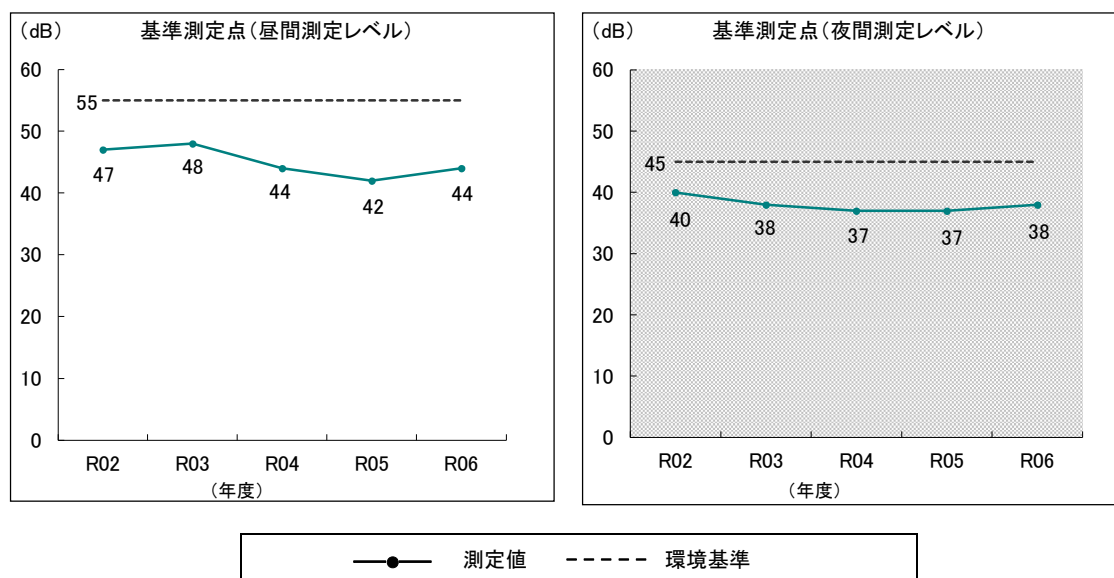
地点番号⑩ 緑町 104 番地（緑町第一児童公園）

測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第1種低層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	47	48	44	42	44
夜間（22:00～6:00）	45	40	38	37	37	38

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において41～48dB(A)の範囲内で変動し、9時に最大値47.3dB(A)を観測しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、2時に最小値34.5dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間・夜間ともに、過年度の範囲内（昼間：42～48dB(A)、夜間：36～40dB(A)）でした。

地点番号⑪ 松葉4丁目7番地（松葉第二児童公園）

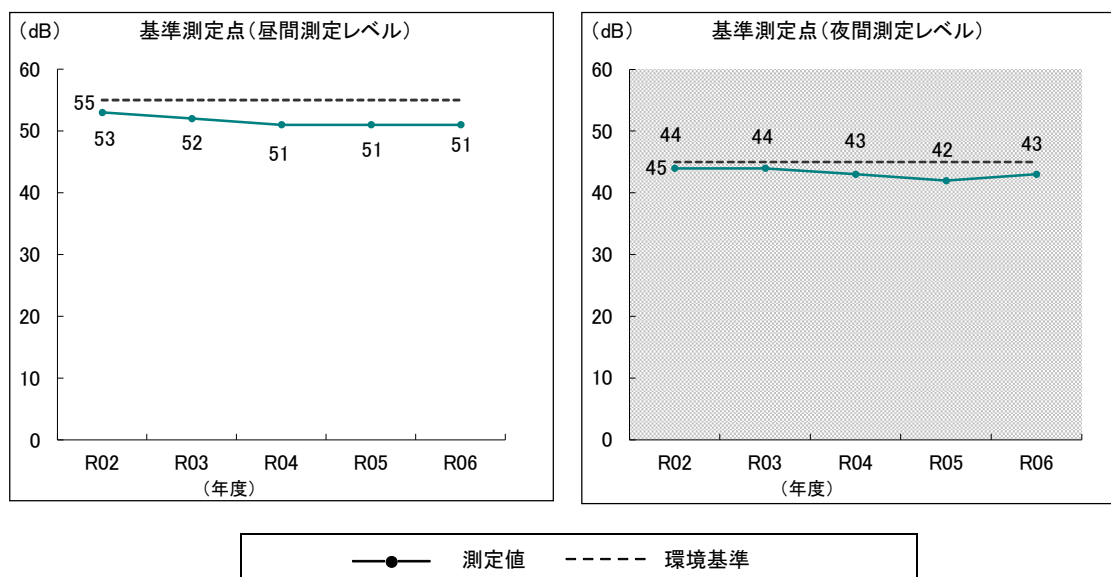
測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第1種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	53	52	51	51	51
夜間（22:00～6:00）	45	44	44	43	42	43

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において48～54dB(A)の範囲内で変動し、8時に最大値53.1dB(A)を観測しました。18時以降は時間の経過とともに低下し、1時に最小値37.8dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間・夜間ともに、過年度の範囲内（昼間：51～53dB(A)、夜間：42～44dB(A)）でした。

地点番号⑫ 長山4丁目1番地（蛇沼公園付近）

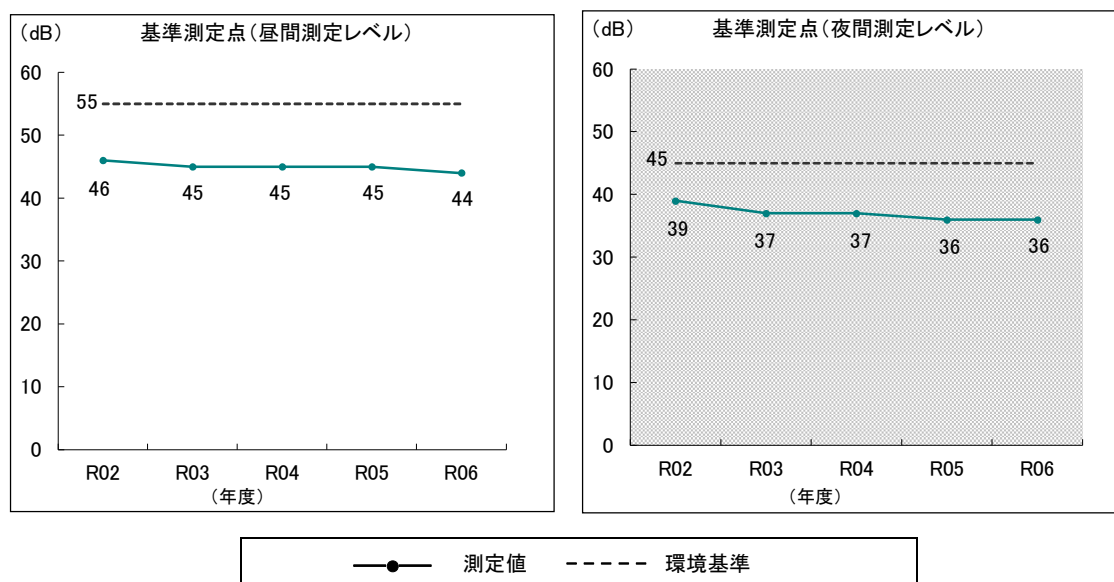
測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第1種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	46	45	45	45	44
夜間（22:00～6:00）	45	39	37	37	36	36

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において40～47dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値46.9dB(A)を記録しました。21時以降は時間の経過とともに低下し、0時に最小値30.4dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間は過年度よりも低い数値であり、夜間は過年度の範囲内（36～39 dB）でした。

地点番号⑬ 小柴4丁目5番地（小柴第二児童公園）

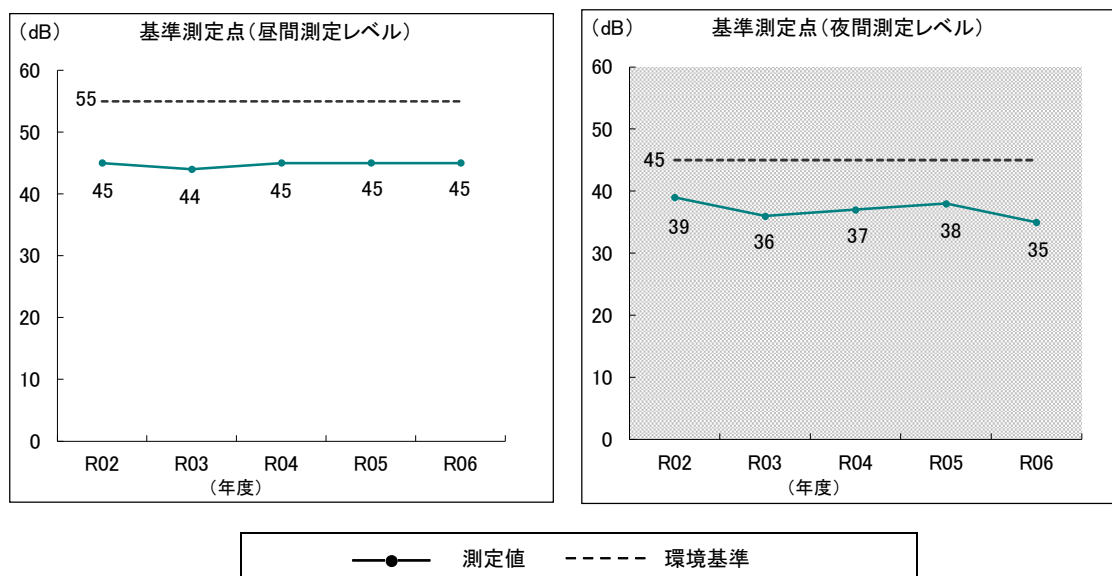
測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第1種低層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	45	44	45	45	45
夜間（22:00～6:00）	45	39	36	37	38	35

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において40～48dB(A)の範囲内で変動し、10時に最大値47.6dB(A)を観測しました。21時以降は時間の経過とともに低下し、1時に最小値31.0dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間は過年度の範囲内（昼間：44～45dB(A)）、夜間は過年度よりも低い結果でした。

地点番号⑭ 立野4942番地（松並児童遊園地）

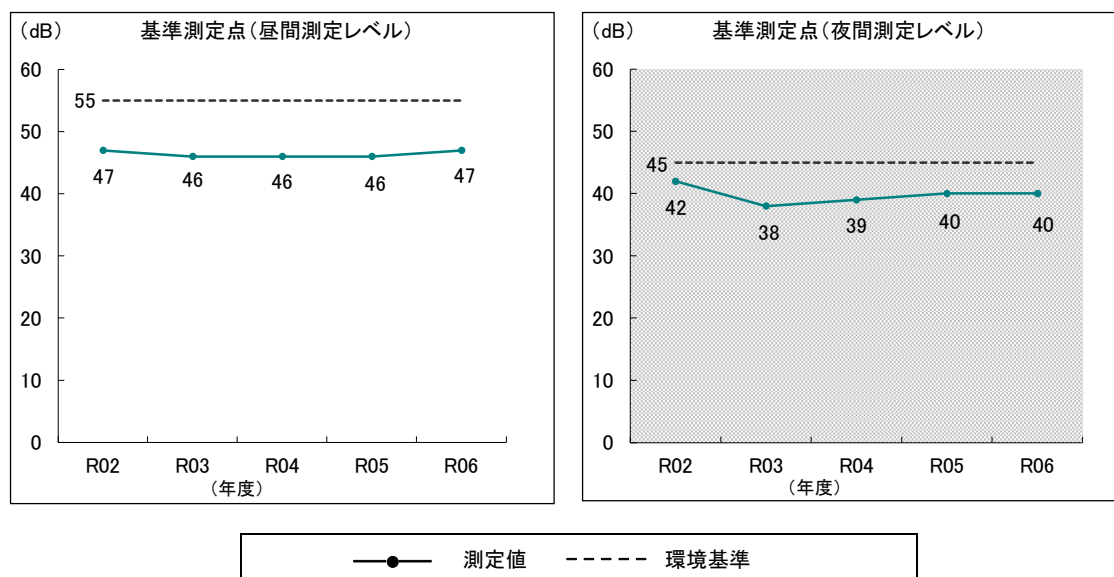
測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第2種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	47	46	46	46	47
夜間（22:00～6:00）	45	42	38	39	40	40

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯において42～49dB(A)の範囲内で変動し、16時に最大値48.5dB(A)を観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、0時及び3時に最小値35.9dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間、夜間ともに、過年度の範囲内（昼間：46～47dB(A)、夜間：38～42dB(A)）でした。

地点番号⑮ 佐貫2丁目16番地8（佐貫第五児童公園）

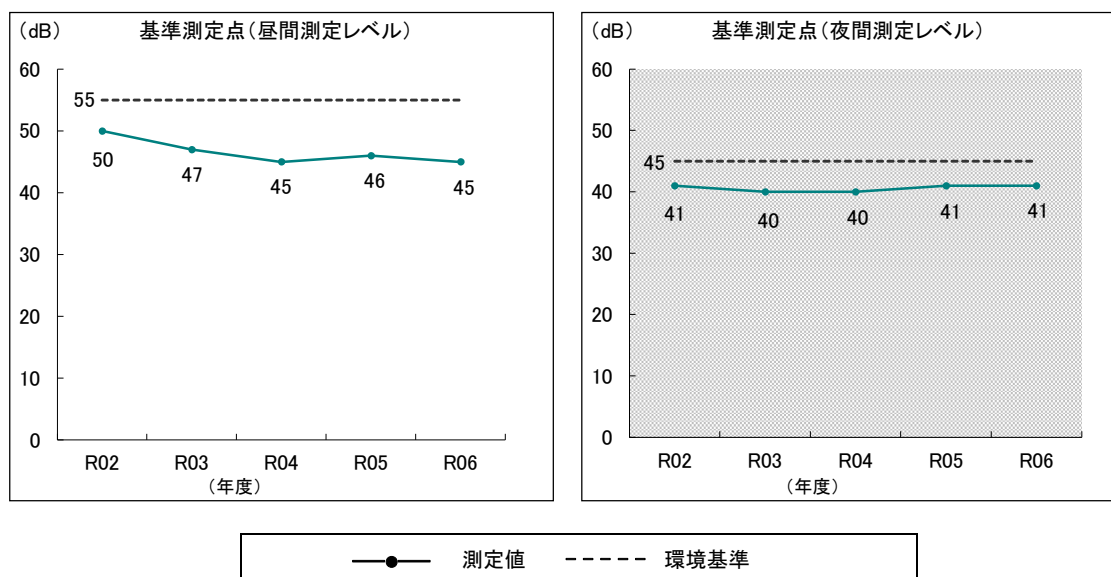
測定年月日・時間	令和7年1月21日（火）13時から1月22日（水）13時まで
環境基準類型	A区域（第2種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】

（単位：dB(A)）

基準時間帯☆	環境基準	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼間（6:00～22:00）	55	50	47	45	46	45
夜間（22:00～6:00）	45	41	40	40	41	41

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



（まとめ）

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルは、昼間の基準時間帯は42～48dB(A)の範囲内で変動し、7時に最大値47.9dB(A)を観測しました。18時以降は時間の経過とともに低下し、0時に最小値37.6dB(A)を観測しました。

過去4年間の調査結果と比較すると、昼間、夜間ともに過年度の範囲内（昼間：45～50 dB(A)、夜間：40～41 dB(A)）でした。

3 航空機騒音

(1) 航空機騒音調査の概要

航空機騒音（成田国際空港）の測定調査は、茨城県が自動測定（10 地点）及び短期測定（17 地点）を実施しており、龍ケ崎市では、短期測定として長戸コミュニティセンターが測定地点になっています。[関連頁：15, 45]

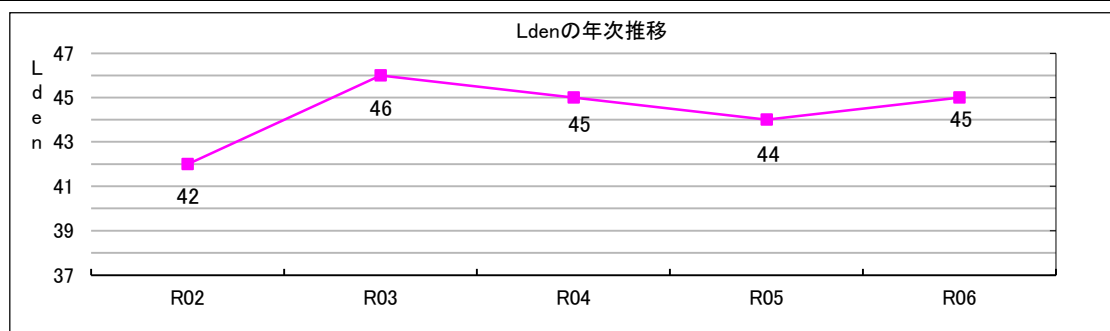
【短期測定地点での測定結果】

＜資料：茨城県環境対策課＞

市町村名	測定局名	R 5 Lden (dB)	R 6 Lden (dB)	環境基準
龍ケ崎市	長戸コミュニティセンター	44	45	—
牛久市	奥原婦人ホーム	49	49	
	井ノ岡公会堂	45	46	
稲敷市	荒野生活改善センター	47	48	57 以下
	旧阿波小学校	48	47	57 以下
	南ヶ丘ふれあい会館	49	49	57 以下
	桜川公民館	47	46	57 以下
	東支所	44	43	
河内町	旧みずほ小学校（旧源清田小学校）	42	46	57 以下
	十三間戸公会堂	44	46	
	旧長竿小学校	52	54	
	金江津 民家	59	58	
潮来市	市立図書館	39	39	—
阿見町	霞クリーンセンター	42	44	
美浦村	美浦水処理センター	43	43	
	安中地区多目的研修集会施設	44	45	
土浦市	土浦合同庁舎	32	35	

【龍ケ崎市（長戸コミュニティセンター（旧長戸小学校）*1） 測定結果の年次推移】

年度	Lden(dB)	実施期間
令和2年度	42	令和2年9月10日～9月16日、令和3年1月14日～1月20日
令和3年度	46	令和3年5月26日～6月1日、令和3年8月25日～8月31日 令和3年11月19日～11月25日、令和4年1月12日～1月18日
令和4年度	45	令和4年6月5日～6月11日、令和4年8月31日～9月6日 令和4年11月9日～11月15日、令和5年1月5日～1月11日
令和5年度	44	令和5年6月1日～6月7日、令和5年8月31日～9月6日 令和5年11月17日～11月23日、令和6年1月10日～1月16日
令和6年度	45	令和6年6月20日～6月26日、令和6年8月28日～9月3日 令和6年11月14日～11月20日、令和7年1月10日～1月16日



*1 令和2年度以前は旧長戸小学校で測定していましたが、令和3年度からは長戸コミュニティセンターで測定しています。

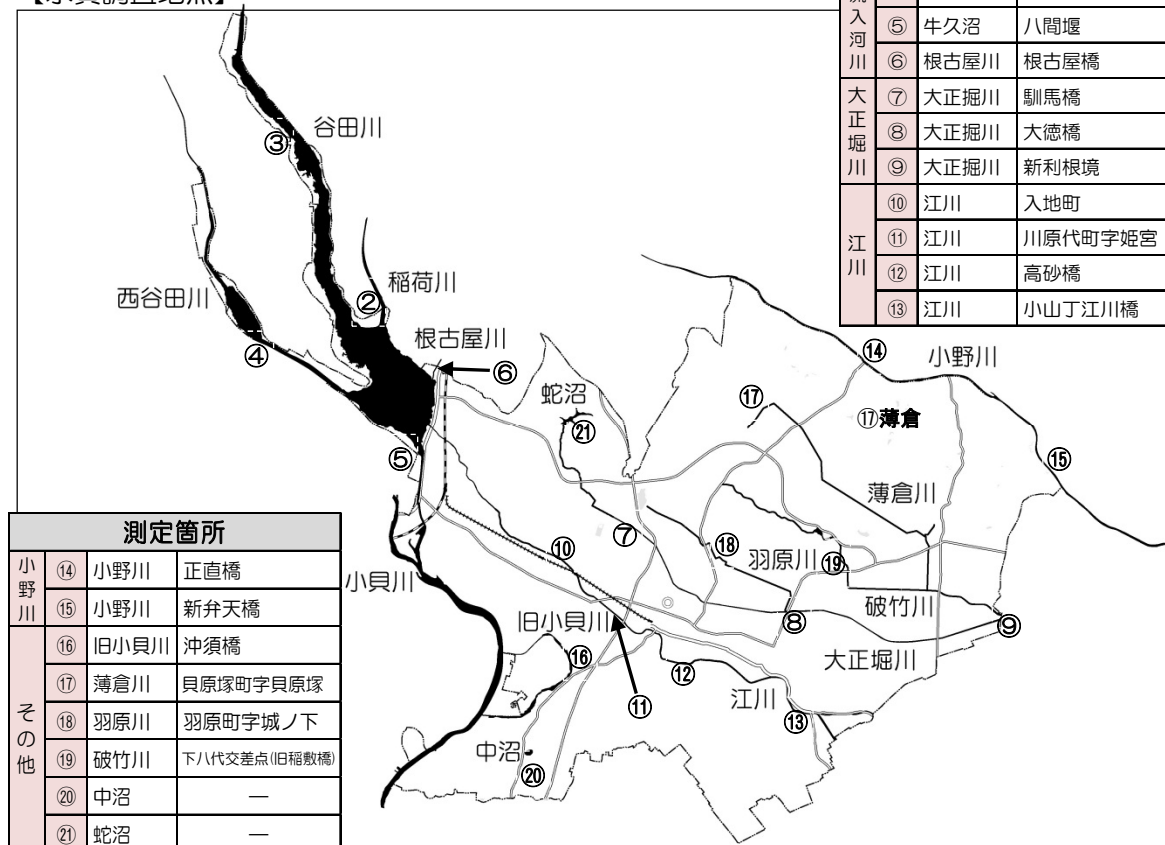
第2節 水質汚濁

(1) 水質汚濁調査の概要

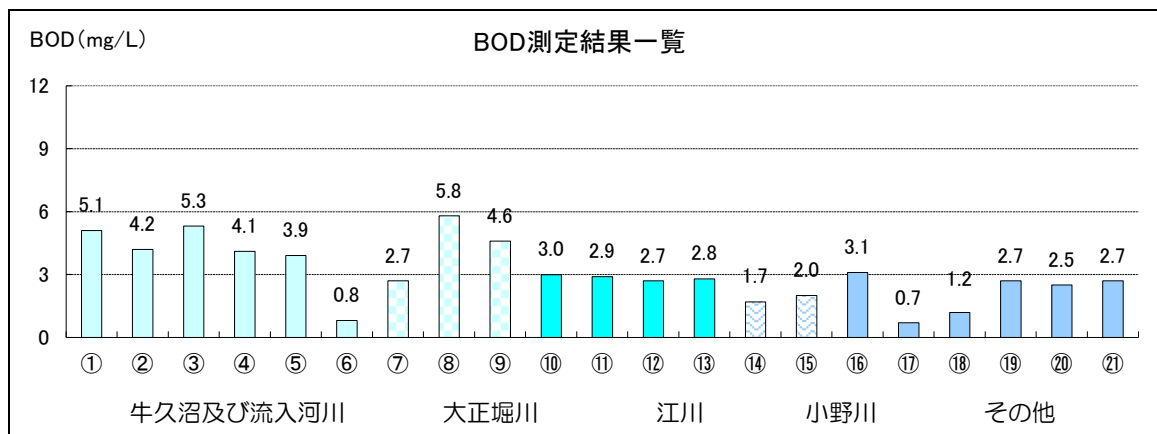
水質汚濁に関する調査を21地点（湖沼3地点・河川18地点）で実施し、水質状況の把握に努めています。なお、牛久沼（湖心及び八間堰）については、茨城県の測定結果を掲載しています。

【関連頁：8～9、29】

【水質調査地点】



(2) 水質汚濁調査の結果一覧



※牛久沼（①）及び中沼（⑲）・蛇沼（⑲）の水質を表す指標は通常 COD を用いますが、他の河川と比較するため、上記グラフでは BOD で表示しています。

(3) 各地点の水質調査結果

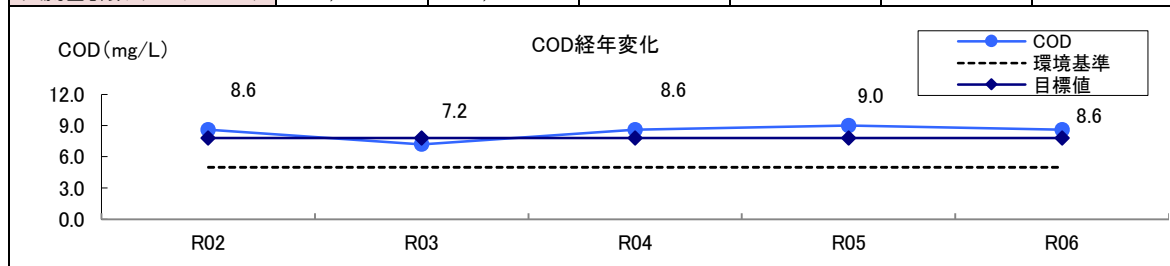
① 牛久沼（湖心）

【測定結果】※茨城県のデータ（1年間の測定結果の中から、市の測定月に合わせて抜粋）

項目 \ 調査日	R06 6.4	7.9	8.21	9.18	11.20	12.11	環境基準
天候	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	—
採取時刻	9:34	10:17	9:34	10:12	9:58	9:57	—
気温 (°C)	22.6	30.7	30.1	34.4	7.3	11.3	—
水温 (°C)	23.4	31.5	31	30.2	12.6	9.2	—
透視度 (cm)	50	40	45	40	50	70	—
水位 (cm)	180	170	150	150	160	150	—
pH [☆]	7.4	7.7	7	8.6	7.7	7.8	6.5~8.5
BOD ^{☆ *1} (mg/L)	3.9	3.4	5.5	4.9	4.1	4	—
COD ^{☆ *1} (mg/L)	8.6	10	10	10	7.4	6.4	(5以下)
SS [☆] (mg/L)	25	37	32	23	24	13	15以下
DO [☆] (mg/L)	8.3	5.7	7.3	8.8	9.8	12	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.73	0.67	0.49	0.72	1.2	1.4	0.6以下
全りん [☆] (mg/L)	0.087	0.11	0.092	0.091	0.077	0.045	0.05以下
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	4	3	3	<1	7	5	—

【経年変化】※茨城県のデータ（4月～3月迄年12回の測定結果の平均値）

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
COD (mg/L)	8.6	7.2	8.6	9.0	8.6	—
COD 75%水質値	9.7	8.7	10	9.9	10	5以下
pH (mg/L)	8.1	8.1	8.1	7.0	7.9	6.5~8.5
BOD (mg/L)	4.3	3.2	4.7	5.1	4.5	—
SS (mg/L)	27	19	23	20	24	15以下
DO (mg/L)	10	9.6	9.5	9.6	9.7	5以上
全窒素 (mg/L)	1.2	1.5	1.1	0.94	0.97	0.6以下
全りん (mg/L)	0.095	0.071	0.083	0.082	0.079	0.05以下
大腸菌数 ^{*2} (CFU/100mL)	—	—	8	6	22	—
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,100	1,300	—	—	—	—



(まとめ)

牛久沼は、環境基準の水域類型指定で湖沼B類型に指定されています。

上記の測定結果より、DOは年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目については、測定をした月の全て、もしくは一部の月にて基準を上回る数値が検出されています。

年間平均水質では、過去4年間と比較して、ほぼ同等の水質となっていることから、水質が改善されていることの傾向はみられませんでした。

人の健康保護項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

*1 本節におけるCOD及びBODの数値には、75%水質値を掲載

*2 本節における大腸菌数の数値には、90%水質値を掲載

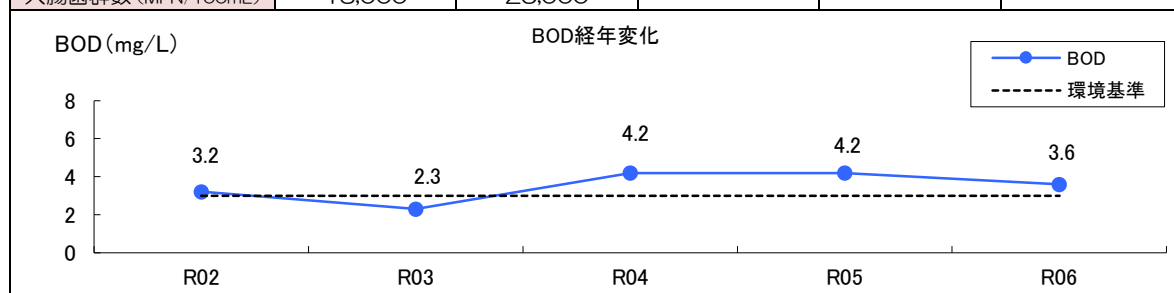
② 稲荷川（三日月橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	9:53	09:50	09:52	10:00	10:25	10:00	—
気温 (°C)	29.0	34.0	30.0	22.0	15.3	6.7	—
水温 (°C)	24.5	33.0	27.5	22.0	13.0	6.5	—
透視度 (cm)	38	34	36	27	>50	>50	—
水位 (cm)	170	184	142	134	140	150	—
pH [☆]	7.2	8.2	7.8	8.1	7.7	7.8	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	7.0	4.6	4.1	3.3	1.6	1.2	3以下
COD [☆] (mg/L)	10	9.2	8.3	7.5	3.1	3.3	—
SS [☆] (mg/L)	15	11	13	18	5	3	25以下
DO [☆] (mg/L)	8.5	10	9.5	9.7	10	12	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.5	0.74	1.1	1.2	1.5	1.9	—
全りん [☆] (mg/L)	0.12	0.096	0.067	0.086	0.050	0.045	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	19	2	19	10	3500	3	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	3.2	2.3	4.2	4.2	3.6
(環境基準)	(3以下)	(3以下)	(3以下)	(3以下)	(3以下)
pH (mg/L)	7.8	7.6	7.7	8.0	7.8
COD (mg/L)	6.3	4.9	6.3	7.6	6.9
SS (mg/L)	12	7	10	12	11
DO (mg/L)	8.9	8.9	10	10	9.9
全窒素 (mg/L)	1.4	1.5	1.5	1.1	1.3
全りん (mg/L)	0.081	0.061	0.083	0.085	0.077
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	190	190	3,500
大腸菌群数 (MPN/100mL)	13,000	25,000	—	—	—



(まとめ)

稲荷川は、環境基準の水域類型指定で河川のB類型に指定されており、上流には、住宅地があり、生活雑排水が多く流れ込んでいます。

上記測定の結果、pH、SS、DOについては、年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の数値は、一部の月で基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、大腸菌数以外は、横ばいの結果となっています。

人の健康保護項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

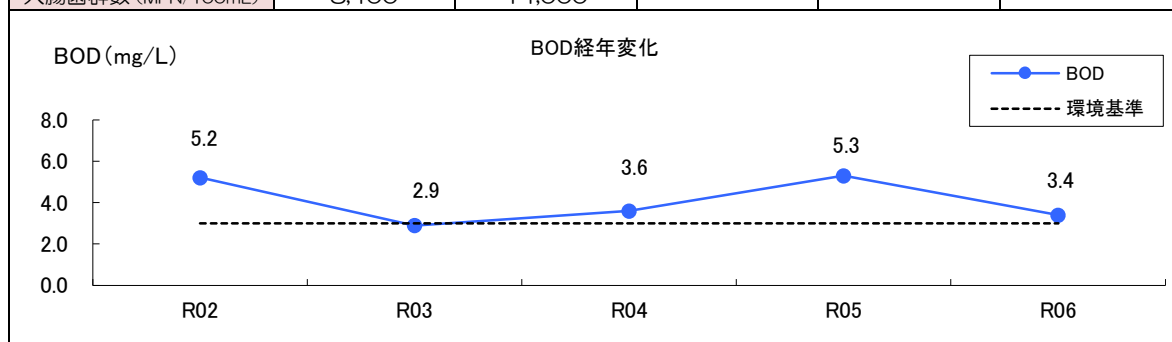
③ 谷田川（荃崎橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	10:10	10:07	10:07	10:20	10:37	10:11	—
気温 (°C)	29.0	35.0	30.0	22.0	16.0	7.0	—
水温 (°C)	27.0	—	28.2	22.5	12.5	6.3	—
透視度 (cm)	38	27	25	25	>50	>50	—
水位 (cm)	215	230	176	158	220	186	—
pH [☆]	7.3	8.0	7.9	8.1	7.7	8.5	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	2.7	5.0	4.0	3.7	1.6	3.4	3以下
COD [☆] (mg/L)	7.3	9.2	8.8	7.9	3.4	4.9	—
SS [☆] (mg/L)	9	15	22	19	6	11	25以下
DO [☆] (mg/L)	8.6	9.7	9.6	8.6	12	15	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.2	0.96	1.4	1.2	2.1	1.9	—
全りん [☆] (mg/L)	0.063	0.11	0.091	0.10	0.036	0.036	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	22	10	8	7	110	5	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	5.2	2.9	3.6	5.3	3.4
(環境基準)	(3以下)	(3以下)	(3以下)	(3以下)	(3以下)
pH (mg/L)	8.2	7.8	8.0	8.2	7.9
COD (mg/L)	7.7	5.6	6.5	8.4	6.9
SS (mg/L)	17	10	11	16	13
DO (mg/L)	10	10	10	10	10
全窒素 (mg/L)	1.6	1.8	1.5	1.2	1.2
全りん (mg/L)	0.1	0.059	0.072	0.1	0.072
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	2,300	340	110
大腸菌群数 (MPN/100mL)	8,400	14,000	—	—	—



(まとめ)

谷田川は、環境基準の水域類型指定で河川のB類型に指定されており、上流には住宅団地があり、生活雑排水が多く流れ込んでいます。

上記測定の結果より、pH、SS、DO、大腸菌数は、年間を通して環境基準を満たしましたが、BODは一部の月で基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、全ての項目が、過年度の測定結果の範囲内となりました。

人の健康保護項目については、砒素及びふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P136 参照)

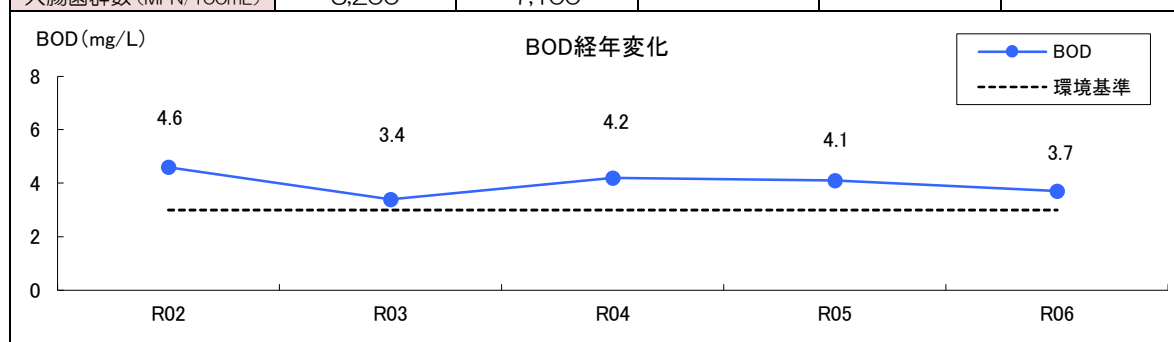
④ 西谷田川（細見橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	10:23	10:20	10:22	10:40	11:00	10:25	—
気温 (°C)	29.0	35.0	30.0	22.0	16.0	7.0	—
水温 (°C)	27.0	32.7	28.6	23.0	12.8	6.0	—
透視度 (cm)	35	>50	25	28	>50	>50	—
水位 (cm)	340	332	248	242	320	308	—
pH [☆]	7.6	7.7	7.7	8.3	7.9	8.1	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	3.0	4.2	4.6	4.4	2.7	3.4	3以下
COD [☆] (mg/L)	8.2	8.7	10	8.5	4.5	4.7	—
SS [☆] (mg/L)	10	14	20	15	7	4	25以下
DO [☆] (mg/L)	10	9.5	8.2	10	12	13	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.1	0.86	1.5	1.9	2.6	2.8	—
全りん [☆] (mg/L)	0.056	0.084	0.080	0.10	0.035	0.043	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	7	9	72	86	4	1	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	4.6	3.4	4.2	4.1	3.7
(環境基準)	(3以下)	(3以下)	(3以下)	(3以下)	(3以下)
pH (mg/L)	8.1	8	7.9	8.1	7.8
COD (mg/L)	7.7	6.2	7.2	8.0	7.4
SS (mg/L)	17	10	9	13	11
DO (mg/L)	10	10	10	10	10
全窒素 (mg/L)	1.5	2	1.5	1.3	1.7
全りん (mg/L)	0.089	0.059	0.069	0.075	0.066
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	92	140	86
大腸菌群数 (MPN/100mL)	5,200	7,100	—	—	—



(まとめ)

西谷田川は、環境基準の水域類型指定で河川のB類型に指定されており、この採水地点の上流部には住宅団地や水田が多くあります。

上記測定の結果、BOD以外の項目については年間を通して環境基準を満たしているものの、BODは一部の月で基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、大腸菌数が最小値となっていますが、その他の項目と合わせて横ばいの結果となっています。

人の健康保護項目については、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

⑤ 牛久沼（八間堰）

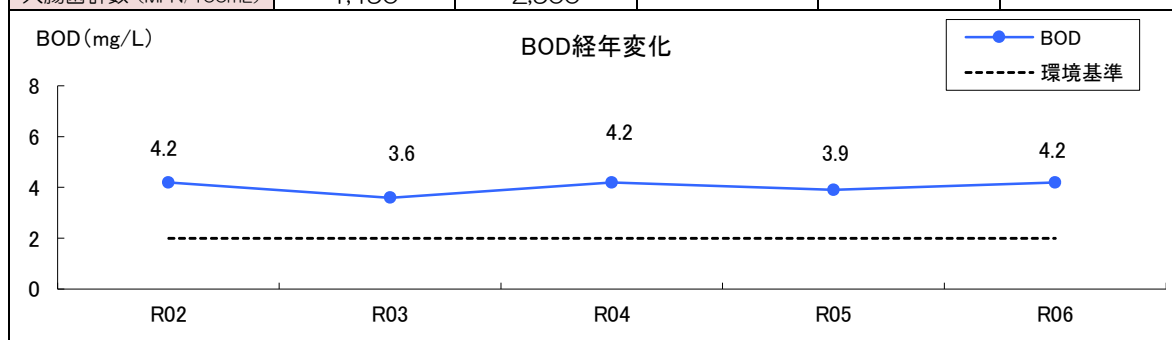
【測定結果】※茨城県のデータ（毎月の測定結果の中から、市の測定月に合わせて抜粋）

項目 \ 調査日	R06 6.17	7.10	8.1	9.9	11.6	12.4	環境基準
天候	曇り	薄曇り	晴れ	薄曇り	曇り	晴れ	—
採取時刻	15:15	8:50	13:55	12:45	13:15	13:20	—
気温 (°C)	29.0	33.0	32.0	33.0	15.0	18	—
水温 (°C)	28.0	31.0	33.0	31.0	17.0	13	—
透視度 (cm)	—	—	—	—	—	—	—
水位 (cm)	300	300	320	140	130	110	—
pH☆	8.5	8.0	8.0	8.1	7.8	8.3	6.6~8.5
BOD☆ (mg/L)	5.7	4.2	3.4	3.7	2.9	4.2	2 以下
COD☆ (mg/L)	10	7.8	8.5	8.3	6.9	6.7	—
SS☆ (mg/L)	16	15	20	25	21	18	25 以下
DO☆ (mg/L)	10	6.8	6.9	6.9	9.3	11	7.5 以上
全窒素☆ (mg/L)	0.7	—	0.77	—	—	1.6	—
全りん☆ (mg/L)	0.077	—	0.081	—	—	0.055	—
大腸菌数☆ (CFU/100mL)	15	5	110	22	49	80	300 以下

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】※茨城県のデータ（4月～3月迄年12回の測定結果の平均値）

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	4.2	3.6	4.2	3.9	4.2
(環境基準)	(2 以下)	(2 以下)	(2 以下)	(2 以下)	(2 以下)
pH (mg/L)	8	8.1	8.1	8.0	8.1
COD (mg/L)	8.2	7.2	7.3	7.9	7.6
SS (mg/L)	23	19	19	21	20
DO (mg/L)	9	9.6	9	8.7	9.0
全窒素 (mg/L)	1.2	1.3	1.1	0.92	1.1
全りん (mg/L)	0.101	0.071	0.068	0.067	0.07
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	87	100	120
大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,490	2,900	—	—	—



(まとめ)

八間堰は、環境基準の水域類型指定で河川のA類型に指定されており、厳しい環境基準が設定されています。小貝川への放流水路であり、上流は八間堰、下流は牛久沼水門に挟まれているため、水の滞留時間が長く、雨量によって水量が大きく変わります。

上記測定の結果より、pH、SS、大腸菌数は年間を通して環境基準を満たしていますが、BODは全て、DOについては一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年間と比較では、全ての項目がほぼ横ばいとなっています。

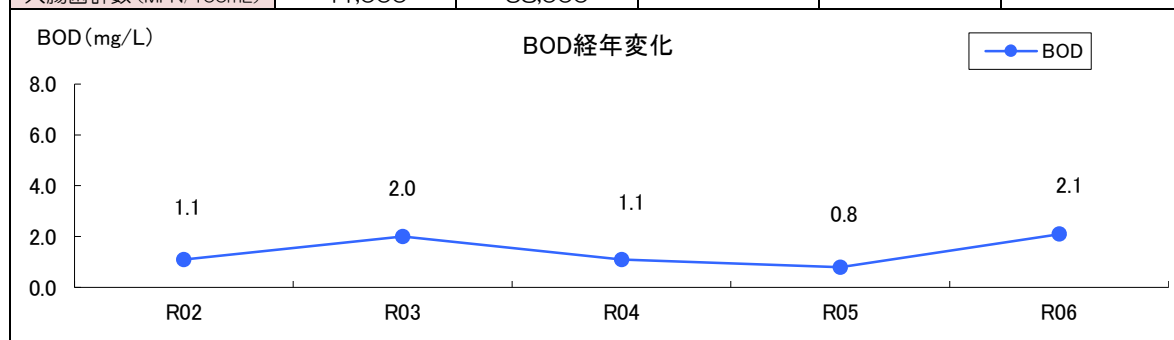
⑥ 根古屋川（根古屋橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	09:40	09:37	09:38	09:38	09:34	09:37	—
気温 (°C)	27.0	33.0	30.0	22.0	14.2	6.0	—
水温 (°C)	24.5	29.0	27.0	21.5	14.8	5.5	—
透視度 (cm)	>50	33	>50	>50	45	>50	—
水位 (cm)	100	96	36	70	65	63	—
pH [☆]	7.1	7.2	7.5	7.7	6.9	7.4	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.2	6.1	1.3	0.7	2.5	1.0	3以下
COD [☆] (mg/L)	7.5	10	6.2	4.1	7.8	3.7	—
SS [☆] (mg/L)	4	13	3	2	8	5	25以下
DO [☆] (mg/L)	5.3	6.5	4.8	5.5	7.9	9.8	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.3	1.6	1.2	1.2	1.4	2.0	—
全りん [☆] (mg/L)	0.049	0.11	0.050	0.040	0.071	0.037	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	170	69	190	86	2,000	140	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	1.1	2	1.1	0.8	2.1
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.5	7.5	7.5	7.4	7.3
COD (mg/L)	5.7	5.8	5.8	4.5	6.5
SS (mg/L)	8	7	6	5	5
DO (mg/L)	7.5	7.4	6.7	6.8	6.6
全窒素 (mg/L)	1.7	1.8	1.6	1.7	1.4
全りん (mg/L)	0.056	0.046	0.05	0.041	0.059
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	4,000	730	2,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	41,000	58,000	—	—	—



(まとめ)

根古屋川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。川の全長が1.5kmと短く、川幅も狭いため、水深が浅い状況です。また、本河川には主に生活雑排水が流入しています。

上記測定の結果、pH、SSは年間を通して環境基準を満たしましたが、その他の項目については一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年間との比較では、BOD、CODともに最も高い数値が検出されました。

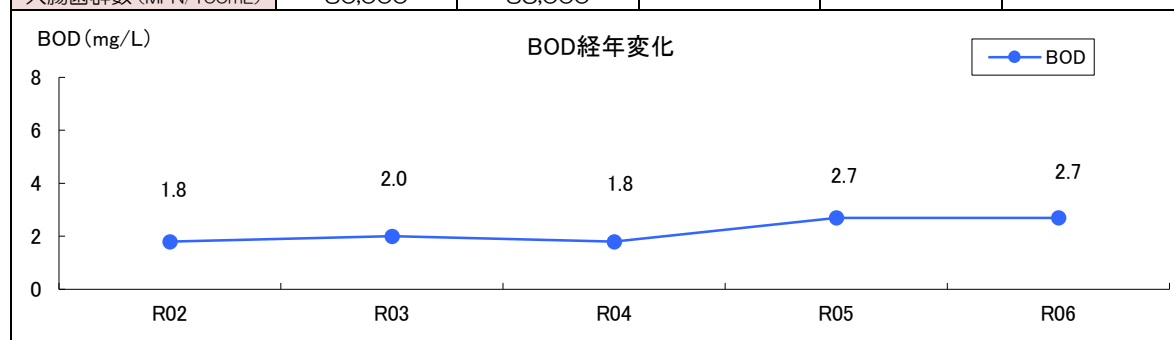
⑦ 大正堀川（馴馬橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	15:10	16:10	15:10	16:23	15:05	15:05	—
気温 (°C)	31.0	29.0	32.0	23.0	19.1	11.0	—
水温 (°C)	25.5	28.0	27.0	23.0	14.0	6.0	—
透視度 (cm)	>50	35	43	>50	>50	38	—
水位 (cm)	10	8	5	3	10	5	—
pH [☆]	7.1	7.2	7.7	7.8	7.0	7.7	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.3	3.0	3.7	1.7	2.7	4.0	3以下
COD [☆] (mg/L)	7.9	10	7.1	6.4	5.0	6.3	—
SS [☆] (mg/L)	4	10	8	7	6	9	25以下
DO [☆] (mg/L)	6.4	5.8	7.5	6.5	9.0	8.3	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.82	1.1	0.70	1.0	0.97	1.1	—
全りん [☆] (mg/L)	0.037	0.083	0.042	0.052	0.032	0.077	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	99	1,800	450	600	2,000	730	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	1.8	2	1.8	2.7	2.7
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.6	7.4	7.6	7.5	7.4
COD (mg/L)	6.2	6.6	6.9	6.8	7.1
SS (mg/L)	8	5	10	6	7
DO (mg/L)	7.9	8.8	7.8	8.1	7.2
全窒素 (mg/L)	0.96	0.87	0.82	0.85	0.94
全りん (mg/L)	0.061	0.050	0.059	0.050	0.053
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	1,300	1,900	2,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	30,000	35,000	—	—	—



(まとめ)

大正堀川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

大正堀川は、市街地中心を流れており生活排水等の影響を受けやすい河川です。

上記測定の結果、pH、SSは年間を通して環境基準を満たしましたが、その他の項目は環境基準を満たしていない月があり、特にDOは年間を通して環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、大腸菌数の数値が上昇傾向にあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

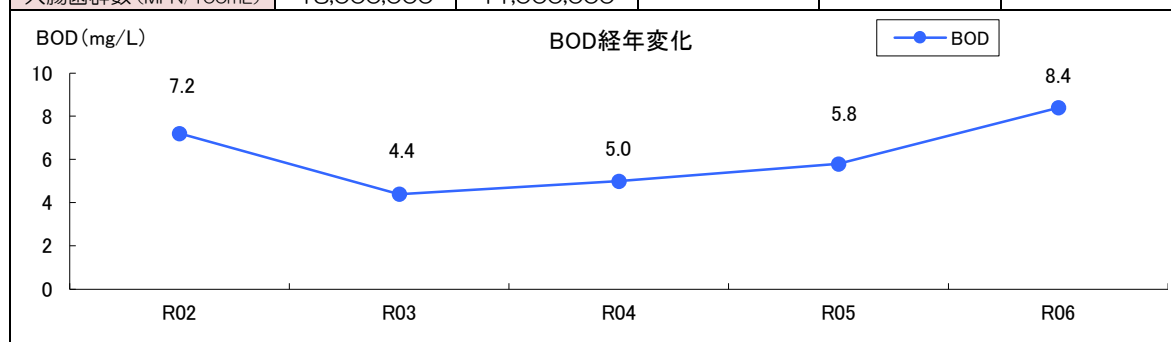
⑧ 大正堀川（大徳橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	13:40	14:35	13:32	14:00	13:35	13:30	—
気温 (°C)	31.0	27.0	32.0	23.0	19.1	11.0	—
水温 (°C)	26.5	28.5	27.0	22.5	15.5	11.7	—
透視度 (cm)	36	18	32	37	>50	40	—
水位 (cm)	76	92	60	20	42	37	—
pH [☆]	7.3	7.2	7.5	7.7	7.1	7.5	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	6.3	6.4	11	10	4.8	12	3以下
COD [☆] (mg/L)	13	14	16	12	7.5	14	—
SS [☆] (mg/L)	10	45	14	11	8	12	25以下
DO [☆] (mg/L)	9.5	7.0	5.2	7.3	9.3	8.9	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.6	1.8	2.4	1.9	1.5	2.3	—
全りん [☆] (mg/L)	0.15	0.23	0.24	0.28	0.11	0.27	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	280	13000	100	650	1600	15	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	7.2	4.4	5	5.8	8.4
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.5	7.5	7.5	7.5	7.3
COD (mg/L)	11	8.7	12	12	12
SS (mg/L)	11	8	14	13	16
DO (mg/L)	7.5	9	8.1	8.0	7.8
全窒素 (mg/L)	1.6	1.3	1.5	1.5	1.9
全りん (mg/L)	0.19	0.11	0.18	0.18	0.21
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	340	450	13,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	13,000,000	11,000,000	—	—	—



(まとめ)

大正堀川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。上記測定の結果、pHのみ年間を通して環境基準を満たしましたが、その他の項目は、全ての月もしくは一部の月で、環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、BOD、SS、全窒素、全りん、大腸菌数において、最も高い数値を検出しました。

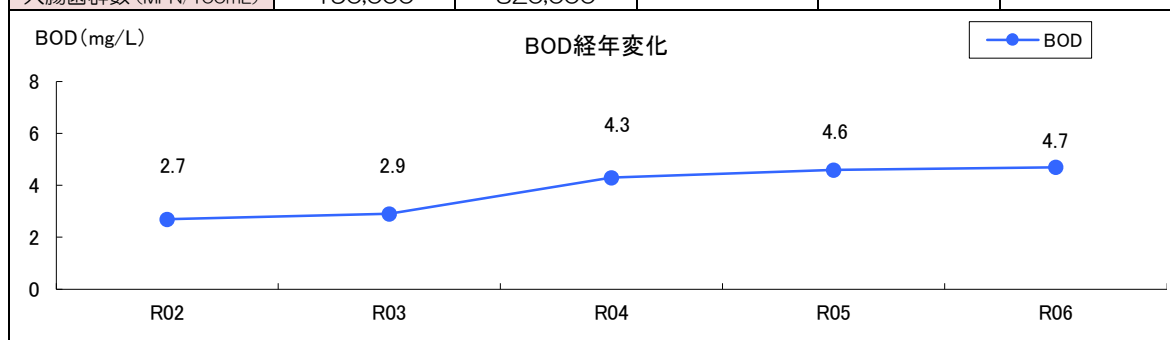
⑨ 大正堀川（新利根境）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	13:53	14:55	13:50	14:30	13:50	13:50	—
気温 (°C)	31.0	27.0	32.0	23.0	19.2	11.0	—
水温 (°C)	26.5	31.5	30.5	23.2	14.6	8.6	—
透視度 (cm)	36	25	19	18	38	>50	—
水位 (cm)	124	220	186	180	174	178	—
pH☆	7.3	7.6	8.3	8.0	7.0	7.8	6.5~8.5
BOD☆ (mg/L)	4.1	3.6	12	3.9	2.6	2.2	3 以下
COD☆ (mg/L)	12	15	18	12	6.0	6.6	—
SS☆ (mg/L)	13	19	24	28	11	3	25 以下
DO☆ (mg/L)	8.9	9.1	14	8.3	8.8	7.8	5 以上
全窒素☆ (mg/L)	1.0	0.93	1.2	1.7	1.2	1.5	—
全りん☆ (mg/L)	0.11	0.13	0.13	0.14	0.076	0.087	—
大腸菌数☆ (CFU/100mL)	13	79	4	4	1,200	1	1,000 以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	2.7	2.9	4.3	4.6	4.7
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.7	7.5	7.8	7.9	7.6
COD (mg/L)	8	8.5	10	9.8	11
SS (mg/L)	11	12	12	12	16
DO (mg/L)	7	7.8	9.2	10	9.4
全窒素 (mg/L)	1.4	1.2	1.1	1.0	1.2
全りん (mg/L)	0.11	0.1	0.12	0.1	0.11
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	200	81	1,200
大腸菌群数 (MPN/100mL)	190,000	320,000	—	—	—



(まとめ)

大正堀川は環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

上記測定の結果、pH、DOは年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目では一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、COD、SS、大腸菌数で最も高い数値を検出されています。

環境基準健康項目については、砒素とふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

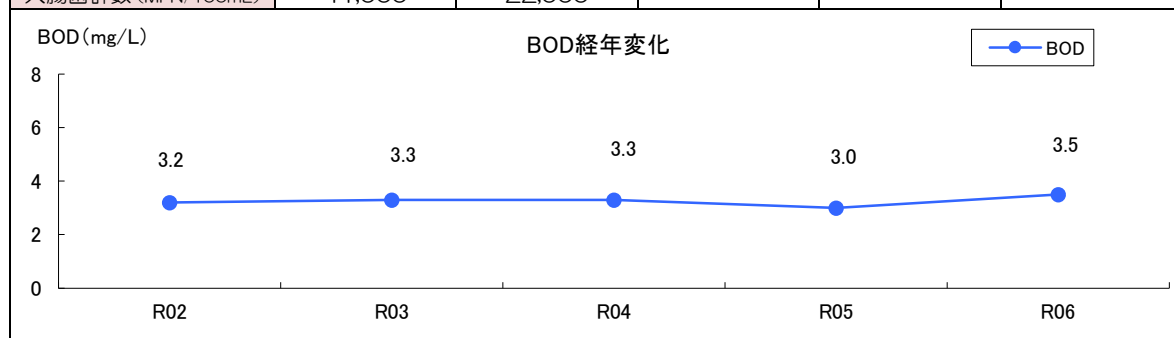
⑩ 江川（入地町／入地駅付近）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	10:50	10:48	10:43	11:07	11:20	10:47	—
気温 (°C)	29.0	36.0	30.5	23.0	16.0	9.0	—
水温 (°C)	27.0	31.5	26.5	22.0	13.0	5.1	—
透視度 (cm)	26	19	19	24	16	30	—
水位 (cm)	66	75	32	47	28	22	—
pH [☆]	7.5	7.6	7.3	8.0	6.8	7.6	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	3.6	2.9	3.8	3.9	3.2	3.7	3以下
COD [☆] (mg/L)	10	10	9.1	9.0	6.6	6.7	—
SS [☆] (mg/L)	30	35	37	22	27	17	25以下
DO [☆] (mg/L)	5.9	5.9	4.1	7.5	8.0	9.2	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.89	0.93	1.6	1.2	1.1	2.0	—
全りん [☆] (mg/L)	0.10	0.12	0.15	0.12	0.12	0.14	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	87	640	200	820	3900	380	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	3.2	3.3	3.3	3.0	3.5
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.6	7.4	7.6	7.4	7.4
COD (mg/L)	7.7	7.8	8.9	8.7	8.5
SS (mg/L)	24	23	26	28	28
DO (mg/L)	7.6	7.4	7	6.5	6.7
全窒素 (mg/L)	1	1.1	0.95	1.0	1.2
全りん (mg/L)	0.12	0.095	0.1	0.1	0.12
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	670	2,800	3,900
大腸菌群数 (MPN/100mL)	41,000	22,000	—	—	—



(まとめ)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

上記測定の結果、pHのみ年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目は一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、BOD、大腸菌数で最も高い数値が検出されました。

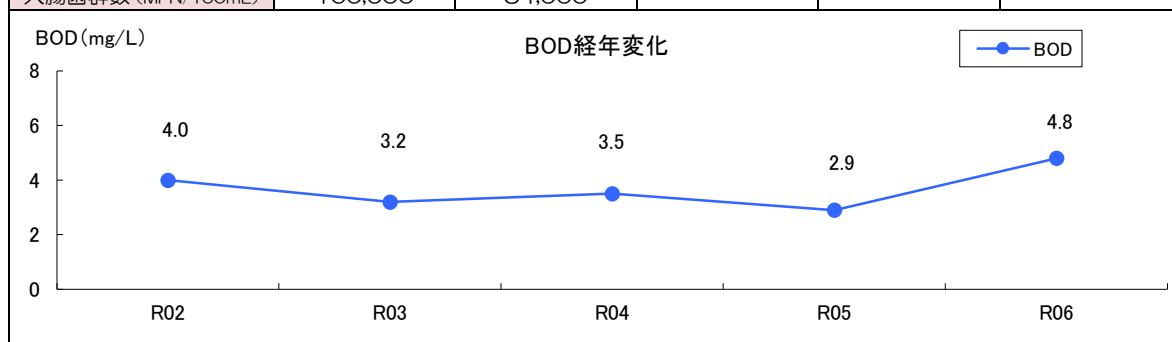
⑪ 江川（川原代町字姫宮／竜ヶ崎警察官舎付近）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	11:01	10:55	10:55	11:18	11:30	11:00	—
気温 (°C)	30.0	36.0	30.5	23.0	16.4	9.0	—
水温 (°C)	26.5	31.0	26.8	22.2	13.4	7.1	—
透視度 (cm)	25	20	45	45	16	38	—
水位 (cm)	52	47	17	33	35	21	—
pH☆	7.3	7.4	7.7	7.5	7.0	7.3	6.5~8.5
BOD☆ (mg/L)	4.3	3.8	4.0	2.5	7.3	6.9	3以下
COD☆ (mg/L)	10	10	9.0	7.2	11	5.9	—
SS☆ (mg/L)	25	27	15	18	62	17	25以下
DO☆ (mg/L)	6.6	7.6	5.5	3.5	7.3	8.9	5以上
全窒素☆ (mg/L)	1.0	0.94	1.4	1.3	2.2	3.4	—
全りん☆ (mg/L)	0.10	0.12	0.10	0.13	0.27	0.10	—
大腸菌数☆ (CFU/100mL)	250	270	220	1000	4400	2700	1,000以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	4	3.2	3.5	2.9	4.8
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.6	7.4	7.6	7.6	7.3
COD (mg/L)	7.7	7.9	8.9	8.4	8.8
SS (mg/L)	19	24	21	25	27
DO (mg/L)	7.7	7.2	7.3	7.2	6.5
全窒素 (mg/L)	1.4	1.2	1.1	1.1	1.7
全りん (mg/L)	0.15	0.11	0.11	0.1	0.13
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	11,000	1,600	4,400
大腸菌群数 (MPN/100mL)	100,000	54,000	—	—	—



(まとめ)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

調査地点は、上流の入地町と違い、三面コンクリートであり、農業用水と排水路に分かれています。また、周辺には人家が多く、生活系排水が多く流入する箇所です。

上記測定の結果、pHは年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目では、一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、BOD、SS、全窒素で最も高い数値が検出されました。

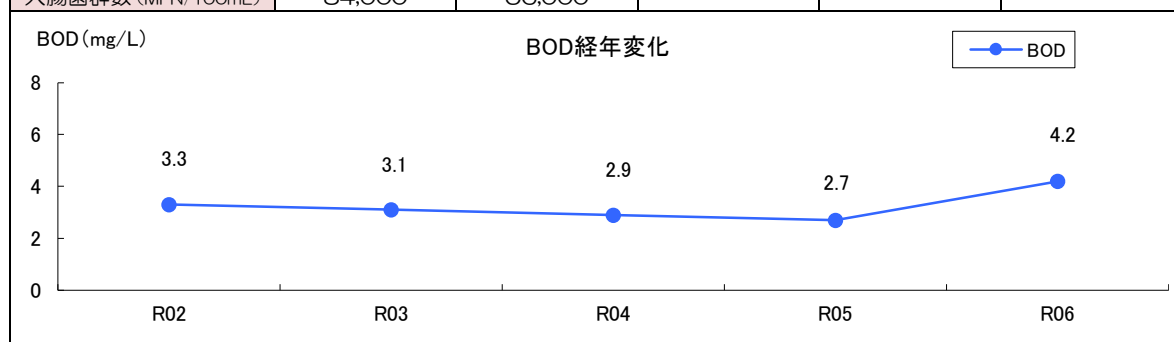
⑫ 江川（高砂橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	11:42	11:37	11:30	12:00	12:10	11:35	—
気温 (°C)	30.0	37.0	32.0		18.4	10.0	—
水温 (°C)	26.5	30.5	27.0	23.9	13.6	8.3	—
透視度 (cm)	23	20	47	27	20	>50	—
水位 (cm)	43	43	23	27	38	21	—
pH [☆]	7.4	7.5	7.6	7.6	7.1	7.3	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	4.9	3.8	3.3	3.6	5.6	4.2	3以下
COD [☆] (mg/L)	10	13	7.4	7.5	8.2	5.8	—
SS [☆] (mg/L)	25	29	8	12	37	9	25以下
DO [☆] (mg/L)	7.4	6.6	6.2	7.2	7.8	7.3	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.0	1.0	1.1	1.3	1.7	2.8	—
全りん [☆] (mg/L)	0.11	0.13	0.14	0.17	0.20	0.11	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	700	760	12000	73	4500	150	1,000以下

【経年変化（まとめ）】 ※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	3.3	3.1	2.9	2.7	4.2
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.5	7.6	7.7	7.6	7.4
COD (mg/L)	7.4	7.4	7.7	7.8	8.6
SS (mg/L)	18	18	16	18	20
DO (mg/L)	7.3	8.	7.6	7.8	7.0
全窒素 (mg/L)	1.4	1.1	1	1.1	1.4
全りん (mg/L)	0.14	0.1	0.1	0.11	0.14
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	4,200	3,600	12,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	84,000	56,000	—	—	—



(まとめ)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。調査地点は、市街地を流れていますが、下水道や浄化槽の普及などにより、生活雑排水の流入による負荷の割合が低くなっています。

上記測定の結果、pH及びDOは年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目では環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、BOD、CODなどで最も高い数値が検出されました。

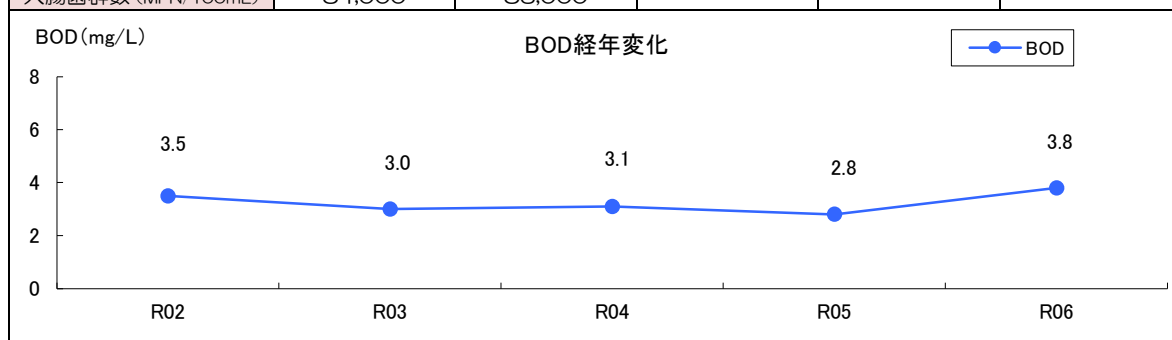
⑬ 江川（小山丁江川橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	11:54	11:50	11:45	12:15	13:20	11:50	—
気温 (°C)	30.0	37.0	32.0	23.0	19.0	11.0	—
水温 (°C)	27.0	31.0	27.5	25.0	15.5	8.9	—
透視度 (cm)	29	30	37	>50	28	>50	—
水位 (cm)	100	45	33	40	48	36	—
pH☆	7.3	7.5	7.8	7.9	7.2	7.6	6.5~8.5
BOD☆ (mg/L)	4.1	3.0	4.6	2.3	6.1	3.1	3以下
COD☆ (mg/L)	9.5	10	8.3	7.4	8.6	5.5	—
SS☆ (mg/L)	20	20	10	6	26	3	25以下
DO☆ (mg/L)	7.9	6.9	7.0	9.6	7.2	10	5以上
全窒素☆ (mg/L)	1.1	0.95	1.2	1.8	1.7	2.2	—
全りん☆ (mg/L)	0.13	0.12	0.14	0.18	0.17	0.11	—
大腸菌数☆ (CFU/100mL)	1300	970	1200	3200	4100	16000	1,000以下

【経年変化（まとめ）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	3.5	3	3.1	2.8	3.8
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.5	7.5	7.6	7.6	7.5
COD (mg/L)	6.8	6.9	7.7	7.2	8.2
SS (mg/L)	14	14	17	13	14
DO (mg/L)	6.7	7.8	7.9	8.1	8.1
全窒素 (mg/L)	1.5	1.2	1.1	1.1	1.4
全りん (mg/L)	0.14	0.11	0.11	0.11	0.14
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	4,900	19,000	16,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	84,000	83,000	—	—	—



(まとめ)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

調査地点は人家が多く、生活雑排水が流れ込んでいます。

上記測定の結果、pH及びDOについては年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目では一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、BOD及びCODで最も高い数値が検出されました。

人の健康保護項目については、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素及びふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

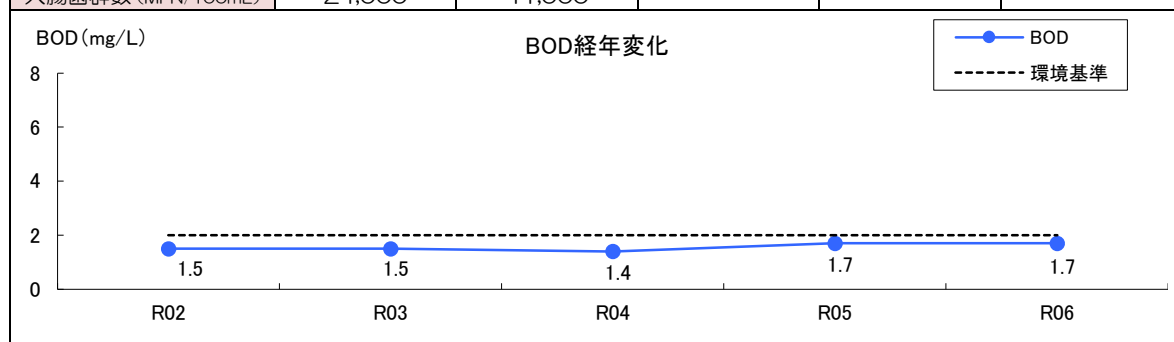
⑭ 小野川（正直橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	14:24	15:24	14:20	15:13	14:15	14:20	—
気温 (°C)	31.0	27.0	32.0	23.0	19.0	11.0	—
水温 (°C)	27.0	29.0	27.5	24.0	14.5	8.0	—
透視度 (cm)	31	>50	40	42	26	>50	—
水位 (cm)	92	92	92	70	48	42	—
pH [☆]	7.5	7.7	8.1	8.1	7.2	8.1	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.1	1.5	2.6	1.5	2.7	1.1	2 以下
COD [☆] (mg/L)	7.1	7.1	6.0	5.6	6.0	3.3	—
SS [☆] (mg/L)	20	9	10	10	20	1	25 以下
DO [☆] (mg/L)	7.5	8.9	9.5	9.8	10	14	7.5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.4	1.0	1.5	1.8	1.4	2.4	—
全りん [☆] (mg/L)	0.069	0.061	0.056	0.080	0.082	0.067	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	170	56	90	34	2000	150	300 以下

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	1.5	1.5	1.4	1.7	1.7
(環境基準)	(2 以下)	(2 以下)	(2 以下)	(2 以下)	(2 以下)
pH (mg/L)	7.9	7.8	7.8	7.9	7.7
COD (mg/L)	5.3	4.8	5.4	5.6	5.8
SS (mg/L)	13	7	10	11	11
DO (mg/L)	9.7	10	9	10	9.9
全窒素 (mg/L)	2.1	1.9	1.6	1.7	1.5
全りん (mg/L)	0.086	0.052	0.066	0.068	0.069
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	690	2,000	2,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	24,000	41,000	—	—	—



(まとめ)

小野川は環境基準の水域類型指定で河川のA類型に指定されており、調査地点の周辺は人家が少なく、水田が多いことから、水質は年間を通して良好な状況です。

上記測定の結果、pH、SS、DOは年間を通して環境基準を満たしていましたが、その他の項目は一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、全ての項目において経年変動の範囲内でした。

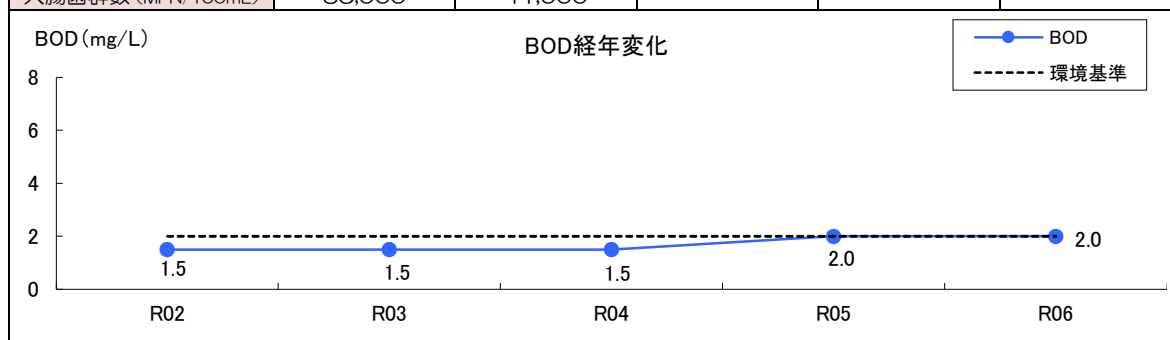
⑮ 小野川（新弁天橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	14:07	15:05	14:05	14:53	14:05	14:05	—
気温 (°C)	31.0	27.0	32.0	23.0	19.2	11.0	—
水温 (°C)	27.5	29.5	28.2	23.0	14.7	7.5	—
透視度 (cm)	45	45	34	35	25	>50	—
水位 (cm)	141	156	180	168	200	122	—
pH☆	7.5	7.8	8.2	8.1	7.2	7.9	6.5~8.5
BOD☆ (mg/L)	1.4	2.0	3.8	1.5	2.4	1.1	2以下
COD☆ (mg/L)	6.7	7.9	8.0	6.3	5.9	3.8	—
SS☆ (mg/L)	12	8	12	13	18	4	25以下
DO☆ (mg/L)	9.7	9.4	11	9.9	10	11	7.5以上
全窒素☆ (mg/L)	1.5	1.1	1.6	2.2	1.5	2.4	—
全りん☆ (mg/L)	0.067	0.062	0.067	0.092	0.093	0.063	—
大腸菌数☆ (CFU/100mL)	62	59	20	47	3600	82	300以下

【経年変化（まとめ）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0
(環境基準)	(2以下)	(2以下)	(2以下)	(2以下)	(2以下)
pH (mg/L)	7.8	7.7	7.8	7.9	7.7
COD (mg/L)	5.1	4.9	5.8	5.8	6.4
SS (mg/L)	11	8	10	9	11
DO (mg/L)	9.5	9.6	9.7	10	10
全窒素 (mg/L)	2.2	2	1.9	1.9	1.7
全りん (mg/L)	0.08	0.054	0.07	0.071	0.074
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	440	510	3,600
大腸菌群数 (MPN/100mL)	35,000	41,000	—	—	—



(まとめ)

小野川は環境基準の水域類型指定で河川のA類型に指定されており、調査地点は上流の正直橋と比べ、人家が少なく、水田が広がっています。

上記測定の結果、pH、SS、DOについては年間を通して環境基準を満たしていましたが、BOD及び大腸菌数においては一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、COD及び大腸菌数で最も高い数値が検出されました。

人の健康保護項目については、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

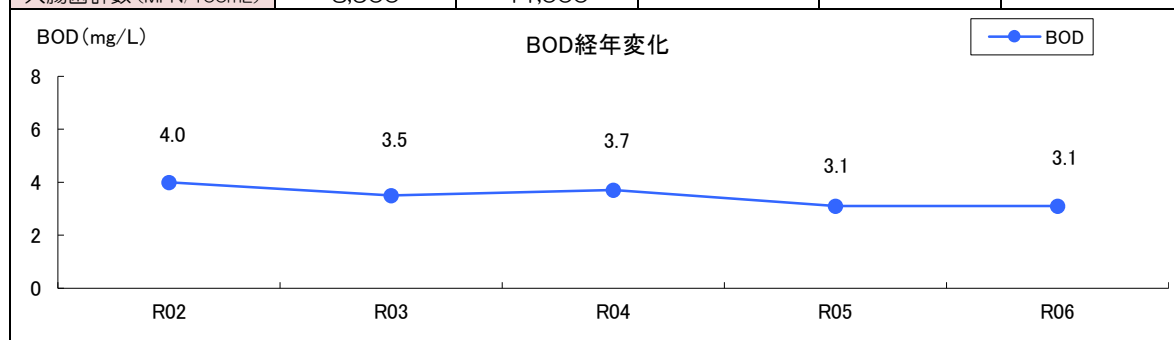
⑯ 旧小貝川（沖須橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	11:27	11:25	11:15	11:47	11:55	11:23	—
気温 (°C)	30.0	37.0	31.0	23.0	18.0	10.0	—
水温 (°C)	29.0	33.5	30.5	23.5	13.8	7.6	—
透視度 (cm)	25	>50	31	25	>50	>50	—
水位 (cm)	146	180	72	120	144	140	—
pH [☆]	8.4	8.1	9.0	8.1	7.9	7.8	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	2.9	1.9	5.0	3.7	2.2	3.1	3 以下
COD [☆] (mg/L)	10	7.1	16	15	7.4	7.7	—
SS [☆] (mg/L)	25	7	19	37	4	3	25 以下
DO [☆] (mg/L)	13	10	12	10	10	11	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.72	0.61	0.79	1.1	0.59	0.61	—
全りん [☆] (mg/L)	0.069	0.039	0.046	0.10	0.037	0.040	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	5	3	4	34	76	11	1,000 以下

【経年変化（まとめ）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
BOD (mg/L)	4	3.5	3.7	3.1	3.1
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	8.3	8.2	8.3	8.2	8.2
COD (mg/L)	8.7	8.4	8.5	8.4	10
SS (mg/L)	18	21	16	14	15
DO (mg/L)	11	11	12	11	11
全窒素 (mg/L)	0.94	0.8	0.73	0.74	0.73
全りん (mg/L)	0.091	0.07	0.081	0.059	0.055
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	230	68	76
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3,900	11,000	—	—	—



(まとめ)

旧小貝川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。
上記測定の結果、SS、DO、大腸菌数については環境基準を満たしていましたが、pH 及び BOD は一部の月で環境基準を満たしていませんでした。

過去 4 年との比較では、COD で最も高い数値が検出されました。

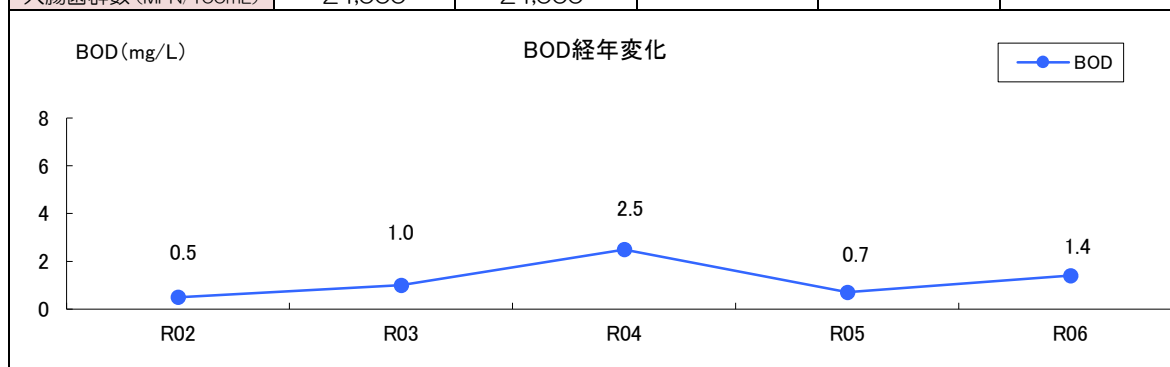
⑰ 薄倉川（貝原塚町字貝原塚）

【測定結果】

項目	調査日	R06 9.24	環境基準
天候		晴れ	—
採取時刻		15:29	—
気温 (°C)		23.0	—
水温 (°C)		20.5	—
透視度 (cm)		>50	—
水位 (cm)		40	—
pH☆		7.7	6.5~8.5
BOD☆ (mg/L)		1.4	3 以下
COD☆ (mg/L)		4.7	—
SS☆ (mg/L)		9	25 以下
DO☆ (mg/L)		5.6	5 以上
全窒素☆ (mg/L)		3.7	—
全りん☆ (mg/L)		0.054	—
大腸菌数☆ (CFU/100mL)		81	1,000 以下

【経年変化】

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
BOD (mg/L)		<0.5	1	2.5	0.7	1.4
(環境基準)		—	—	—	—	—
pH (mg/L)		7.6	7.6	7.4	8.0	7.7
COD (mg/L)		3.8	6.2	5.7	5.3	4.7
SS (mg/L)		4	17	11	10	9
DO (mg/L)		7.5	6.2	6.3	5.2	5.6
全窒素 (mg/L)		2.6	3.7	3.9	5.1	3.7
全りん (mg/L)		0.063	0.082	0.074	0.068	0.054
大腸菌数 (CFU/100mL)		—	—	2,000	81	81
大腸菌群数 (MPN/100mL)		24,000	24,000	—	—	—



(まとめ)

薄倉川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

薄倉川は、水田の中を流れる水深 1m 程度の小さな河川です。上流に埋立地があり、その浸出水が流入することもあります。

上記測定の結果、全ての項目で環境基準を満たしており、過去 4 年との比較においても経過変動の範囲内でした。

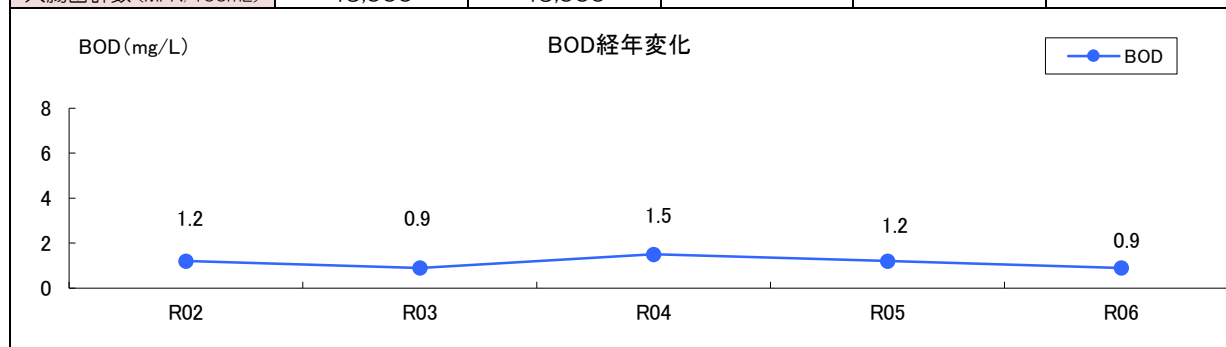
⑱ 羽原川（羽原町字城ノ下）

【測定結果】

項目	調査日	R06 9.24	環境基準
天候		晴れ	—
採取時刻		13:40	—
気温 (°C)		23.0	—
水温 (°C)		21.2	—
透視度 (cm)		>50	—
水位 (cm)		9	—
pH [☆]		8.1	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)		0.9	3 以下
COD [☆] (mg/L)		6.4	—
SS [☆] (mg/L)		2	25 以下
DO [☆] (mg/L)		9.1	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)		0.99	—
全りん [☆] (mg/L)		0.069	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)		110	1,000 以下

【経年変化】

項目	年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
BOD (mg/L)		1.2	0.9	1.5	1.2	0.9
(環境基準)		—	—	—	—	—
pH (mg/L)		7.8	7.7	7.4	8.1	8.1
COD (mg/L)		5.1	5	6.5	5.9	6.4
SS (mg/L)		2	2	3	1	2
DO (mg/L)		9	8.1	7	8.5	9.1
全窒素 (mg/L)		1.5	1.1	1	1.1	0.99
全りん (mg/L)		0.042	0.034	0.061	0.061	0.069
大腸菌数 (CFU/100mL)		—	—	54	54	110
大腸菌群数 (MPN/100mL)		49,000	49,000	—	—	—



(まとめ)

羽原川は、環境基準の水質類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。
 上記測定の結果、全ての項目で環境基準を満たしており、過去4年と比較すると、全窒素で最も低い数値が検出されました。

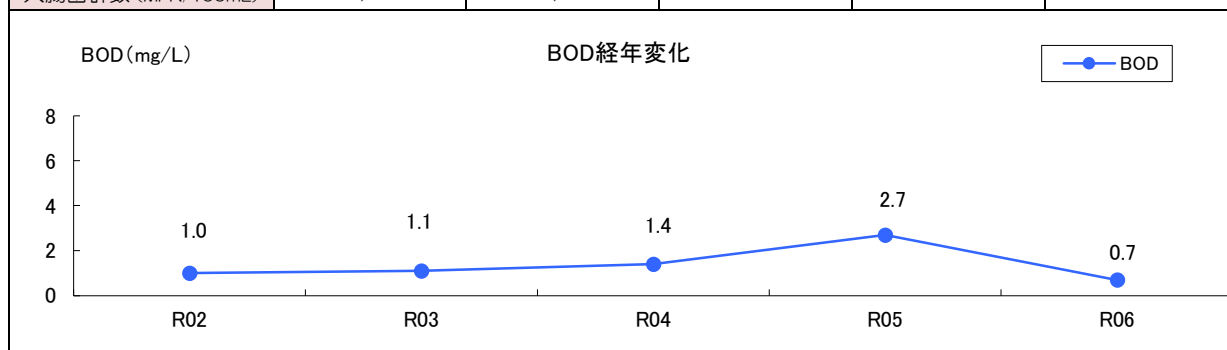
⑬ 破竹川（旧稲敷橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 9.24	環境基準
天候	晴れ	—
採取時刻	14:13	—
気温 (°C)	23.0	—
水温 (°C)	22.0	—
透視度 (cm)	>50	—
水位 (cm)	9	—
pH [☆]	7.9	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	0.7	3 以下
COD [☆] (mg/L)	3.7	—
SS [☆] (mg/L)	4	25 以下
DO [☆] (mg/L)	6.1	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.87	—
全りん [☆] (mg/L)	0.053	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	23	1,000 以下

【経年変化】

項目 \ 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
BOD (mg/L)	1.0	1.1	1.4	2.7	0.7
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.4	7.7	7.3	8.2	7.9
COD (mg/L)	5.5	5.1	4.8	5.9	3.7
SS (mg/L)	2	2	1	6	4
DO (mg/L)	7.8	9.9	8.6	9.9	6.1
全窒素 (mg/L)	0.85	0.6	1	0.72	0.87
全りん (mg/L)	0.034	0.033	0.04	0.049	0.053
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	100	200	23
大腸菌群数 (MPN/100mL)	49,000	33,000	—	—	—



(まとめ)

破竹川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

上記測定の結果、全ての項目で環境基準を満たしていました。

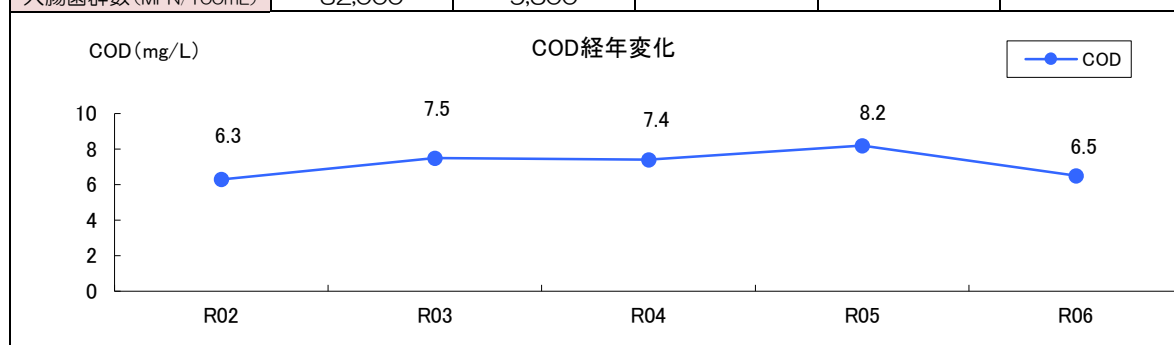
過去 4 年との比較では、BOD 及び COD で最も低い数値が検出されました。

⑳ 中沼
【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	11:17	11:13	11:05	11:35	11:45	11:13	—
気温 (°C)	30.0	37.0	31.0	23.0	17.2	10.0	—
水温 (°C)	27.5	33.0	29.5	25.0	15.5	10.8	—
透視度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	—
水位 (cm)	82	83	80	45	50	32	—
pH [☆]	8.5	8.9	8.0	7.9	7.1	7.7	(6.5~8.5)
BOD [☆] (mg/L)	2.7	2.1	2.3	1.5	1.7	2.2	—
COD [☆] (mg/L)	7.8	7.4	6.7	5.8	5.6	6.2	(5以下)
SS [☆] (mg/L)	4	3	3	2	2	4	(15以下)
DO [☆] (mg/L)	9.9	11	8.1	7.7	7.2	10	(5以上)
全窒素 [☆] (mg/L)	0.54	0.47	0.45	0.45	1.1	1.1	—
全りん [☆] (mg/L)	0.034	0.030	0.021	0.028	0.031	0.034	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	6	5	2	6	4	7	—

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
COD (mg/L)	6.3	7.5	7.4	8.2	6.5
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.9	8.1	8.2	8.4	8.0
BOD (mg/L)	1.9	2.3	2.4	2.5	2.0
SS (mg/L)	3	6	6	6	3
DO (mg/L)	9.3	9	9.3	9.8	8.9
全窒素 (mg/L)	0.73	0.88	0.67	0.76	0.68
全りん (mg/L)	0.039	0.044	0.045	0.040	0.029
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	1,300	35	7
大腸菌群数 (MPN/100mL)	32,000	9,500	—	—	—



(まとめ)

中沼は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、湖沼のB類型として比較しました。

中沼は、流入及び流出する河川がないため、水の流れがほとんどない湖沼です。

上記測定の結果、SS 及び DO については年間を通して環境基準を満たしていましたが、pH

で一部は一部の月で、COD は年間を通して環境基準を満たしていませんでした。

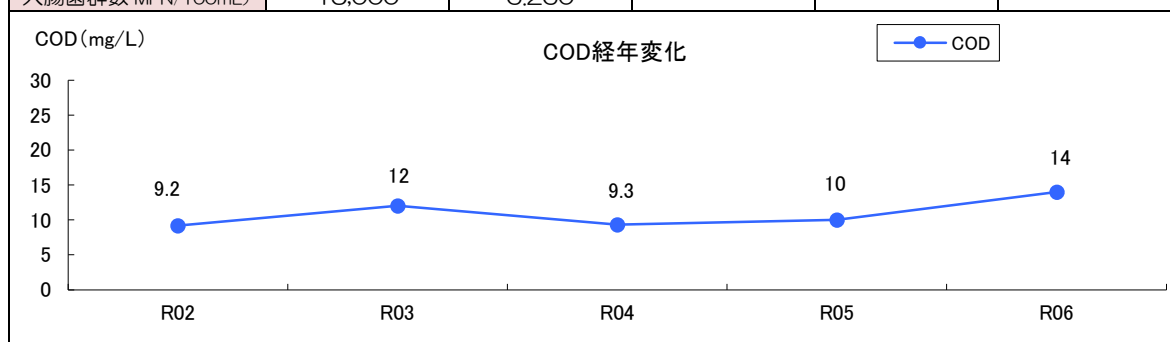
過去4年との比較では、全りんで最も低い数値が検出されました。

②1 蛇沼
【測定結果】

項目 \ 調査日	R06 6.26	7.24	8.28	9.24	11.27	12.18	環境基準
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	14:52	15:52	14:50	16:05	14:40	14:45	—
気温 (°C)	31.0	28.0	32.0	23.0	19.0	10.5	—
水温 (°C)	29.0	31.0	28.5	23.0	13.5	6.5	—
透視度 (cm)	29	25	15	15	14	43	—
水位 (cm)	50	25	15	15	16	15	—
pH [☆]	7.6	7.6	8.2	7.7	7.3	7.2	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	2.2	2.4	4.6	3.7	5.2	4.6	—
COD [☆] (mg/L)	9.2	14	24	17	12	10	5以下
SS [☆] (mg/L)	13	19	28	33	27	7	15以下
DO [☆] (mg/L)	8.7	8.3	10	8.8	10	9.1	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.56	0.67	1.0	0.94	0.75	0.69	—
全りん [☆] (mg/L)	0.042	0.055	0.065	0.082	0.063	0.046	—
大腸菌数 [☆] (CFU/100mL)	15	11	4	160	170	<1	—

【経年変化（平均）】※大腸菌数については、90%水質値を記載

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
COD (mg/L)	9.2	12	9.3	10	14
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.8	7.4	7.6	7.6	7.6
BOD (mg/L)	2.6	2.2	2.7	2.7	3.7
SS (mg/L)	12	23	10	16	21
DO mg/L	10	9.5	9.7	9.8	9.1
全窒素 (mg/L)	0.66	0.75	0.6	0.79	0.76
全りん (mg/L)	0.057	0.056	0.042	0.051	0.058
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	89	29	170
大腸菌群数 MPN/100mL	15,000	6,260	—	—	—



(まとめ)

蛇沼は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、湖沼のB類型として比較しました。

蛇沼は、周辺環境の変化が水質に影響していると考えられる湖沼です。

上記測定の結果、pH 及び DO は年間を通して環境基準を満たしていましたが、SS については一部の月で、COD については年間を通して環境基準を満たしていませんでした。

過去4年との比較では、COD、BOD、大腸菌数で最も高い数値が検出されました。

(4) 人の健康の保護に関する環境基準健康項目測定結果一覧

測定場所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
牛久沼湖心	牛久沼湖心	稲荷川三日月橋	谷田川望崎橋	西谷田川細見橋	大正堀川新利根境	江川小山丁江川橋	小野川新井大橋	
調査日	R6.7.9	R6.9.24	R6.9.24	R6.9.24	R6.9.24	R6.9.24	R6.9.24	
採取時刻	10:17	09:50	10:08	10:30	14:40	12:15	15:00	
項目	測定結果							環境基準
1 カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
2 全シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
3 鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
4 六価クロム	mg/l	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
5 砒素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
6 総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
7 アルキル水銀	mg/l	<未測定>	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
8 PCB	mg/l	<未測定>	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
9 ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
10 四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
11 1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
12 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1mg/L以下
15 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
16 トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
17 テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
19 チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
20 シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
21 チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
22 ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
23 セレン	mg/l	<未測定>	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	<0.02	0.5	0.4	1.1	0.3	1.6	10mg/L以下
25 亜硝酸	mg/l	0.12	0.08	0.09	0.09	0.12	0.08	0.8mg/L以下
26 ほう素	mg/l	<0.02	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
27 1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下

※①牛久沼湖心の測定結果は、茨城県のデータになります。なお、No.18～No.21は、5月12日の測定結果です。

＜資料：生活環境課 作成＞

第3節 土壌汚染

土壌に係るダイオキシン類調査については、ダイオキシン類特別措置法に基づき、茨城県が毎年実施しています。

調査は、令和6年10月から令和7年1月に県内22地点で実施されましたが、本市は対象になっていません。[関連頁：9～10, 37]

【土壌に係るダイオキシン類調査結果の推移】

(単位：pg-TEQ/g)^{*1}

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査地点 (市内)	—	—	—	大徳町	—
測定結果	—	—	—	0.0049	—
茨城県 平均値	4.5	2.4	1.8	7.6	1.0
最小値	0.034	0.018	0.045	0.0049	0.0033
	(石岡市柴内)	(鉾田市畑田)	(笠間市下郷)	(龍ヶ崎市大徳町)	(笠間市稲田)
最大値	57	13	7.5	140	7.8
	(結城市大字鹿窪)	(利根町大字布川)	(鉾田市中居)	(牛久市田宮町)	(ひたちなか市部田野)

※環境基準：1,000pg-TEQ/g[※]

【市内における過去の調査結果】

	平成20年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	令和5年度
調査地点	南が丘	大徳町	中根台	藤ヶ丘	大徳町
測定結果	0.44	0.027	0.0039	8.3	0.0049

<資料：茨城県環境対策課>

*1 pg (重さの単位：ピコグラム) ☆、TEQ (毒性等価換算濃度) ☆

第4節 地下水汚染

地下水に係るダイオキシン類調査については、土壌汚染の調査と同様に、ダイオキシン類特別措置法に基づき、茨城県が毎年実施しています。

調査は、令和6年10月から令和7年1月に県内22地点で実施されましたが、本市は対象になっていません。[関連頁：9～10, 37]

【地下水に係るダイオキシン類調査結果の推移】

(単位：pg-TEQ/㍓㍓)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査地点 (市内)	—	—	—	大徳町	—
測定結果	—	—	—	0.022	—
茨城県 平均値	0.025	0.047	0.025	0.026	0.051
最小値	0.015	0.021	0.015	0.017	0.015
	(筑西市村田)	(日立市久慈町 他)	(筑西市掉ヶ島)	(筑西市野殿)	(筑西市樋口)
最大値	0.065	0.39	0.063	0.063	0.45
	(ひたちなか市 稲田)	(土浦市永井)	(ひたちなか市長砂)	(ひたちなか市 阿字ヶ浦町)	(大子町大字中郷)

環境基準：1pg-TEQ/㍓㍓以下

【市内における過去の調査結果】

	平成20年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度	令和5年度
調査地点	北方町	宮淵町	馴馬町	貝原塚町	大徳町
測定結果	0.023	0.016	0.03	0.017	0.0022

<資料：茨城県環境対策課>

第5節 大気汚染

(1) 大気汚染調査の概要

大気汚染に関する調査として、茨城県では竜ヶ崎保健所において、定期観測を行っております。大気環境を悪化させる要因としては、工場・事業場等から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、家庭からの燃焼排ガスなどがあげられます。

主な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素[☆]及び光化学オキシダント[☆]等については、環境基本法に基づき生活環境を保全し、人の健康を保護する上で望ましい基準が設定されています。

なお、竜ヶ崎保健所における二酸化硫黄、非メタン炭化水素、ダイオキシン類については、環境基準を大きく下回っていることから、平成23年度から他の地点（市外）での測定に変更となっています。[関連頁：8, 27～28]

調査地点全体図



(◎で示す位置が測定点／竜ヶ崎保健所)

(2) 大気の状態

① 窒素酸化物

①-1 一酸化窒素（NO） [関連頁：27]

一酸化窒素（NO）の測定結果

【一般大気測定局による一酸化窒素の年平均値年度別推移】

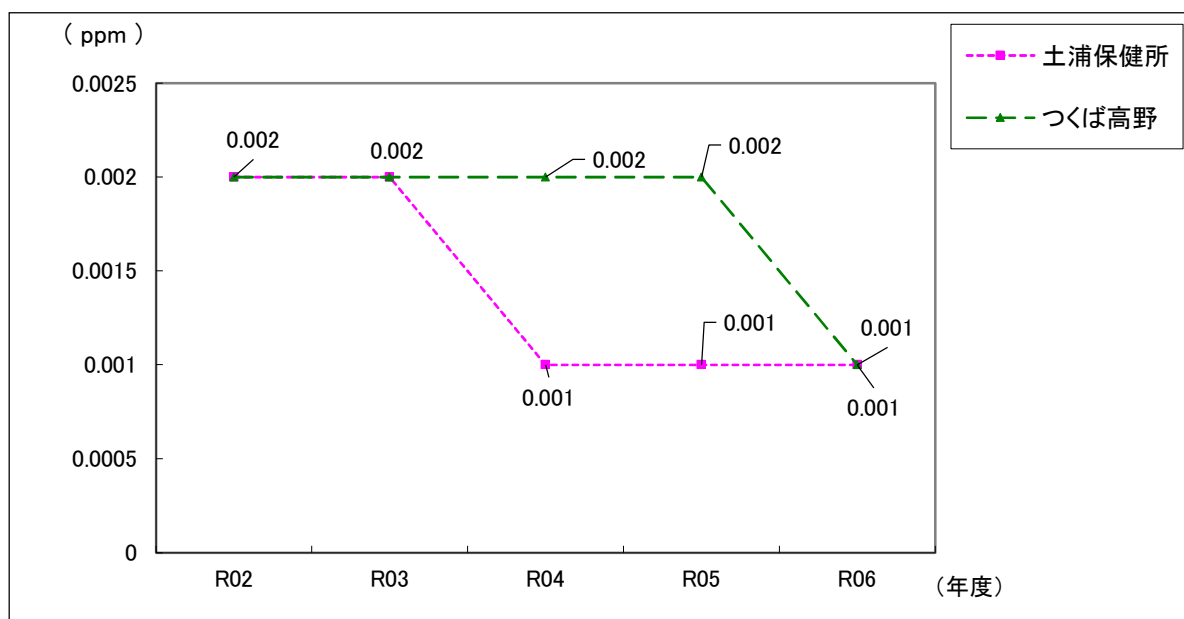
(単位：ppm)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
測定局							
参考	龍ヶ崎市 (竜ヶ崎保健所)	—	—	—	—	—	—
	土浦市 (土浦保健所)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	
	つくば市 (つくば高野)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	

※竜ヶ崎保健所では未測定

＜資料：茨城県環境対策課＞

【経年変化】



(まとめ)

大気中の窒素酸化物の発生源は多岐にわたり、例として、工場や事業所等の各種燃焼施設、自動車の排気ガスのほか、一般家庭や飲食店等の暖房などが挙げられます。

市内の測定局である竜ヶ崎保健所においては、測定されていませんが、近隣市の一般大気測定局の測定結果として、土浦保健所、つくば高野ともに 0.001ppm でした。

①-2 二酸化窒素（NO₂） [関連頁：27]二酸化窒素（NO₂）の測定結果

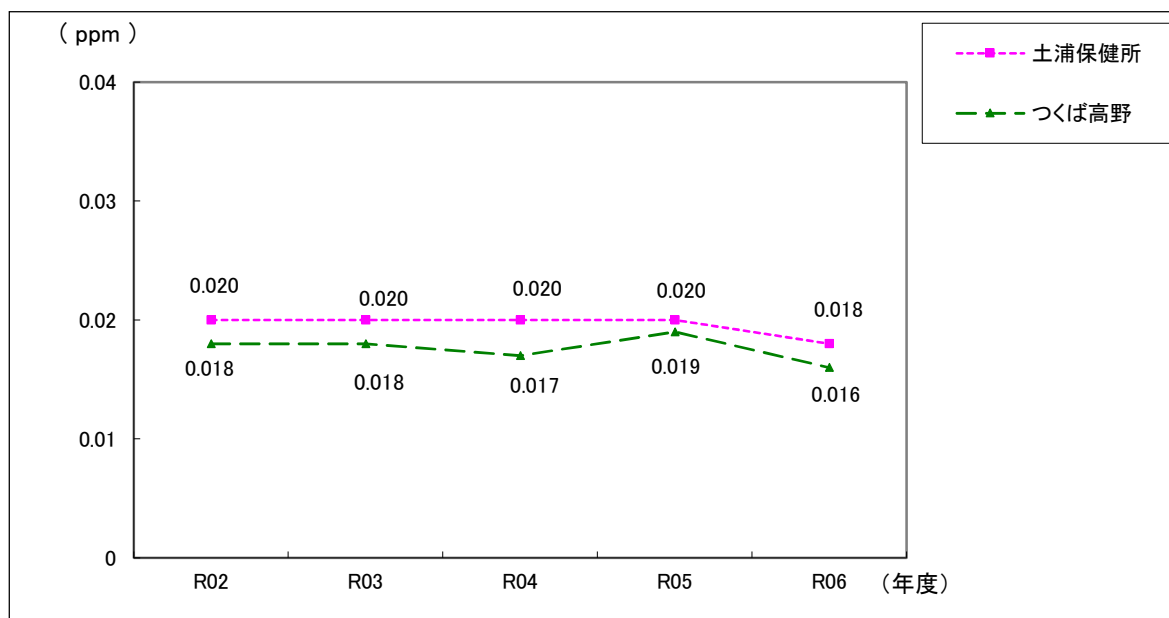
【一般大気測定局による二酸化窒素の日平均値の年間98%値※年度別推移】(単位：ppm)

測定局		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
龍ヶ崎市 (竜ヶ崎保健所)			—	—	—	—	—	0.04～ 0.06ppm の範囲内又 はそれ以下
参考	土浦市 (土浦保健所)		0.020	0.020	0.020	0.020	0.018	
	つくば市 (つくば高野)		0.018	0.018	0.017	0.019	0.016	

※竜ヶ崎保健所では未測定

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(まとめ)

市内の測定局である竜ヶ崎保健所においては、測定されていませんが、近隣市の一般大気測定局の測定結果として、土浦保健所では0.018、つくば高野では0.016ppmで、環境基準を達成しています。

② 浮遊粒子状物質（SPM） [関連頁：8, 27]

浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

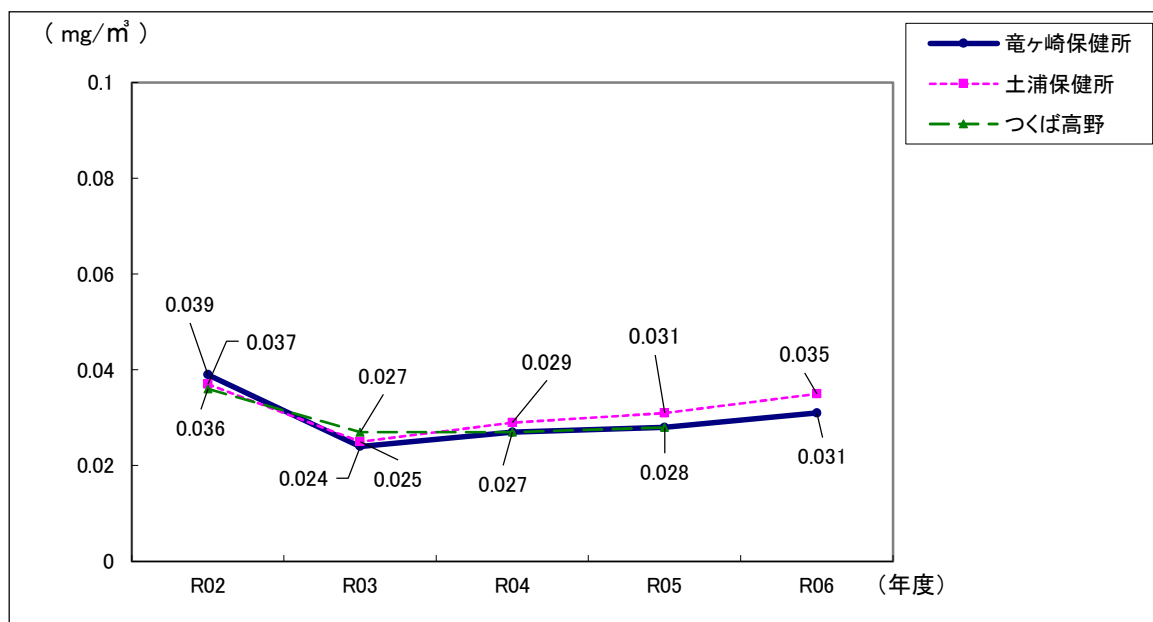
【一般大気測定局による浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値*年度別推移】（単位：mg/m³）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準
測定局							
参考	龍ヶ崎市 （竜ヶ崎保健所）	0.039	0.024	0.027	0.028	0.031	0.10 以下
	土浦市 （土浦保健所）	0.037	0.025	0.029	0.031	0.035	
	つくば市 （つくば高野）	0.036	0.027	0.027	0.028	—	

※つくば高野局でのSPM測定は、令和5年度末までで終了となりました。

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(まとめ)

大気中には微細な固形物が長時間浮遊していますが、これらを称して浮遊粉じんといい、中でも粒径が 10μm 以下のものを浮遊粒子状物質といいます。浮遊粒子状物質は、工場・事業場の産業活動や自動車等の交通機関の運行等に伴い発生するもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動などの自然現象によって発生するものなど多様です。

竜ヶ崎保健所における浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は 0.031mg/m³で、環境基準を達成しています。

また、近隣の一般大気測定局との比較では、土浦保健所が 0.035mg/m³ でほぼ横ばいで推移しており、竜ヶ崎保健所の経年変化でも、ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 光化学スモッグ

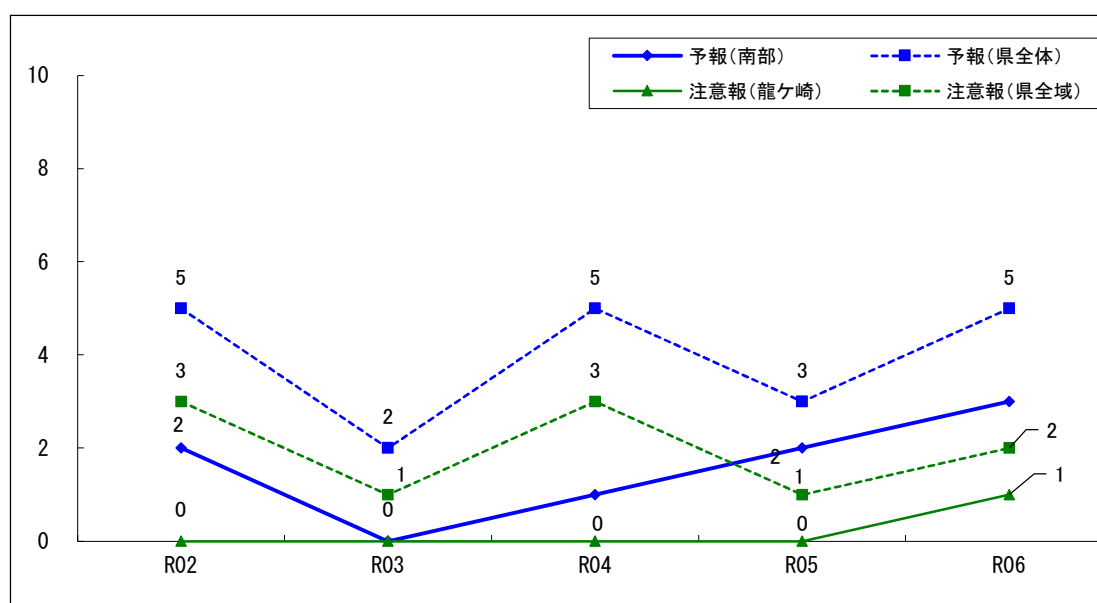
光化学スモッグ対策については、茨城県において光化学オキシダント濃度を随時測定し測定結果に応じて、予報や注意報などを発令しています。[関連頁：27]

【光化学スモッグ発令状況の年度別推移】

区 分		年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予報	南部	2日	0日	1日	2日	3日
	県全域	5日	2日	5日	3日	5日
注意報	龍ヶ崎地域	0日	0日	0日	0日	1日
	県全域	3日	1日	3日	1日	2日

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(まとめ)

光化学オキシダント濃度の各測定局における昼間の日最高1時間値を全測定局で平均した年平均値（最高値の年平均値）は、この数年間はほぼ横ばいの状態にあります。また、県内での光化学スモッグ注意報の発令日数は、令和6年度は2日であり、龍ヶ崎市における発令は1日でした。

(4) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策については、茨城県において大気環境濃度を毎日測定し、測定結果に応じて、市町村などに情報提供を行うとともに注意喚起を行うことになっていますが、令和6年度に注意喚起を行った日はありませんでした。なお、龍ケ崎市に一番近い測定局は、取手市役所になります。[関連頁：27]

【取手市役所におけるPM_{2.5}環境基準の達成状況】(μg/m³)

測定局	長期基準		短期基準		環境基準の達成状況	(参考) 1日平均値の範囲
	1年平均値	長期基準評価	1日平均値の年間98%値	短期基準評価		
取手市役所	8.2	○	21.5	○	○	1.2~27.3
環境基準	15	—	35	—	—	—

<資料：茨城県環境対策課>

第6節 地盤沈下

茨城県では、関東平野における広範囲の地盤沈下の状況を受け、県南部及び県西部での精密水準測量を実施し、現状の把握に努めています。

本市においては、昭和54年度より市内1地点にて測量が実施されています。平成23年度の東日本大震災の影響により大きな沈下があったものの、年ごとの沈下量は減少傾向となっています。詳細の結果は、下記の表及びグラフのとおりとなります。[関連頁：10, 37]

【精密水準測量結果】

単位：mm

年度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
沈下量	0	-38	-33	-31	-35.4	-23.2	-34.9	-28.1	-30.3	-25.4
累計沈下量	0	-38	-71	-102	-137.4	-160.6	-195.5	-223.6	-253.9	-279.3

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
沈下量	-25.6	-26.3	-36.7	-22.9	-27.3	-23.5	-16.3	-28.5	-26.6	-10.9
累計沈下量	-304.9	-331.2	-367.9	-390.8	-418.1	-441.6	-457.9	-486.4	-513	-523.9

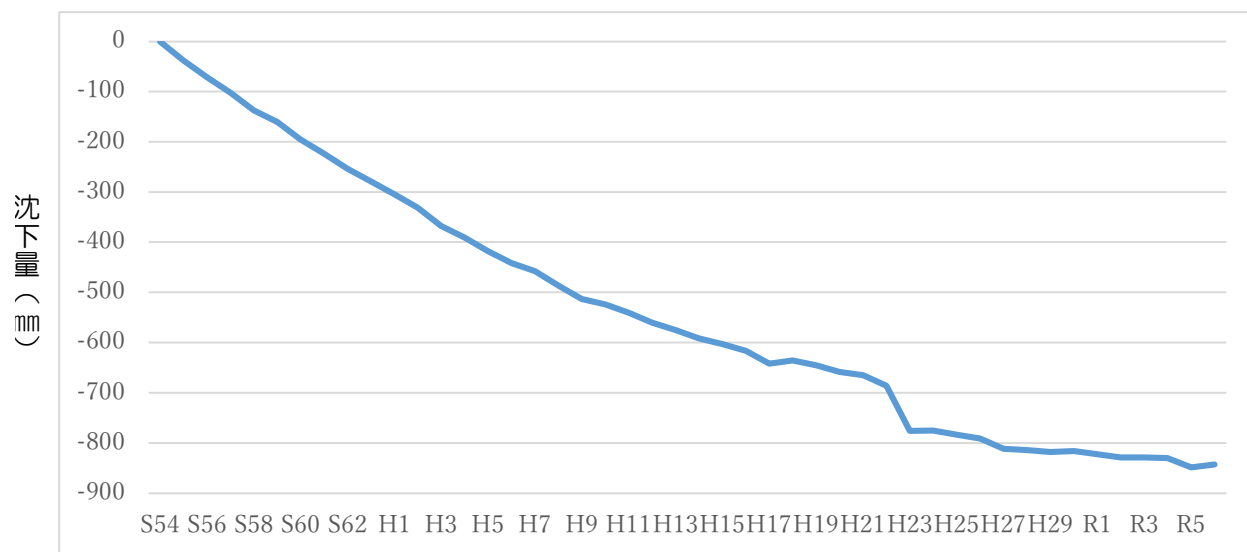
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
沈下量	-16.7	-19.9	-14.5	-16.9	-11.2	-13.7	-25.1	6.3	-9.8	-13.5
累計沈下量	-540.6	-560.5	-575	-591.9	-603.1	-616.8	-641.9	-635.6	-645.4	-658.9

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
沈下量	-6	-20.9	-90.3	0.5	-8.2	-7.8	-20.1	-2.8	-3.4	2
累計沈下量	-664.9	-685.8	-776.1	-775.6	-783.8	-791.6	-811.7	-814.5	-817.9	-815.9

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
沈下量	-6.9	-6.2	-0.1	-1.3	-17.8	5.3
累計沈下量	-822.8	-829	-829.1	-830.4	-848.2	-842.9

<資料：茨城県環境対策課>

【地盤沈下量の推移】



第7節 SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。SDGsに掲げられている「17の目標とそれに紐づく169のターゲット」及び「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」は以下のとおりです。



17の目標とそれに紐づく169のターゲット



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

《ターゲット》

1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つこ

	とができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



目標 2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する

《ターゲット》

2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的な合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標 3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

《ターゲット》

3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。

3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標 4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

《ターゲット》

4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を増加させる。



目標 5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

《ターゲット》

5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標 6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

《ターゲット》

6.1	2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

《ターゲット》

7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標 8 働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

《ターゲット》

8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

《ターゲット》

9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国

	内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10 人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正する

《ターゲット》

10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

《ターゲット》

11.1	2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030 年までに、大気質及び一般ならびにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能な強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
------	---

12 つくる責任 つかう責任
 目標 12 つくる責任 つかう責任
 持続可能な生産消費形態を確保する

《ターゲット》

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料ロスを減少させる。
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

13 気候変動に具体的な対策を
 目標 13 気候変動に具体的な対策を
 気候変動及びその影響を軽減するため緊急対策を講じる*

《ターゲット》

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

* 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

《ターゲット》

14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化*を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する**。
14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
**現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。	



目標 15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

《ターゲット》

15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標 16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任ある包摂的な制度を構築する

《ターゲット》

16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

《ターゲット》

＜資金＞	
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
＜技術＞	
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲渡的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮し

	た技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
＜能力構築＞	
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
＜貿易＞	
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、持続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
＜体制面＞	
＜政策・制度的整合性＞	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
＜マルチステークホルダー・パートナーシップ＞	
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
＜データ、モニタリング、説明責任＞	
17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（令和5年12月19日SDGs推進本部一部改定）

【2030 アジェンダに掲げられている5つのPと8つの優先課題】

People 人間	1	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
	2	健康・長寿の達成
Prosperity 繁栄	3	成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
	4	持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet 地球	5	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
	6	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace 平和	7	平和と安全・安心社会の実現
Partnership パートナーシップ	8	SDGs 実施推進の体制と手段

環境用語集

[概説]

この章は、本書で記述している用語の解説を記載しています。

あ 行

硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄(亜硫酸ガス、SO₂)と三酸化硫黄(無水硫酸、SO₃)の総称。硫黄分を含む物質が燃焼することなどにより発生する。刺激性が強く腐食性のある気体。硫黄酸化物が硫酸になり、窒素酸化物が硝酸になって、それらが雲の水滴に溶け込んで酸性雨（pH5.6 以下の酸性の強い雨）になる。

一酸化炭素（CO）

無色・無味・無臭の猛毒性気体。燃料などの不完全燃焼に伴って発生する。一酸化炭素中毒をひきおこす原因物質。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められた。

か 行

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と、森林などにより吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること。またネット・ゼロは温室効果ガス排出量を吸収量で相殺して、増加量を全体として正味ゼロにする仕組みのことで、ほぼ同義語として使われる。

基準時間帯

1つの等価騒音レベルの値を代表値として適用できる時間帯。測定対象とする地域の居住者の生活態様及び騒音源の稼働状況を考慮して決める。

空間放射線量率

放射線の単位時間（通常は1時間）当たりの量。サーベイメータやモニタリングポスト等の放射線測定器によって測定される。単位は主に、マイクロシーベルト毎時（μSv/h）。

公害

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるも

のを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けることにより、化学反応を起こしてオゾン(O₃)を主な成分とする酸化性物質が発生する。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大量に発生し、大気中に「もや」がかかったような状態になったものをいう。気温が高く、風のない、日照の強い日に発生しやすい。

公共用水域

河川、湖沼などの公共に使用される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などをいう。そのため、公共下水道や農業集落排水は除かれる。

さ　　行

サプライチェーン排出量

事業者が行う原材料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の事業活動全体(サプライチェーン)から発生する温室効果ガスの排出量のこと。内訳として、事業者自らによる燃料の燃焼や製品の製造など直接排出する量(Scope1)、他社から供給された電気・熱・蒸気を使用することで間接的に排出される量(Scope2)、原材料の仕入れや販売後の消費者による使用など、Scope1、2 以外の間接排出される量(Scope3)に分類される。

振動レベル【dB、デシベル】

振動の大きさの感じ方は、震幅、周波数などによって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表す。

水域類型指定

環境基本法第16条に基づき定められる環境基準のうち、河川・湖沼・海域における水質環境基準について、各水域の利水目的等に応じて基準値を類型化し、指定すること。利根川(霞ヶ浦含む)、那珂川、鬼怒川など2都道府県以上にまたがる重要な河川や湖沼、海域については原則として国が、牛久沼や小貝川などその他の水域は都道府県知事が類型指定を行っている。

生活雑排水

日常生活に伴う排水のうち、し尿を除き、台所や風呂場などから排出されるものをいう。

騒音レベル【dB、デシベル】

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、周波数特性を踏まえ音圧レベルを補正した騒音レベルを用いることが一般的で、騒音レベルの単位はdBで表す。

た	行
---	---

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)をダイオキシンという。さらにポリ塩化ビフェニル(PCBs)のうち、分子が平面構造のコプラナ-PCBを加え、これらを総称してダイオキシン類という。この中で1番毒性が強いのが、2,3,7,8-TCDD(PCDDの一種)である。

大腸菌数

大腸菌数は、人間又は動物の排泄物による水の汚濁指標として用いられている指標である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、土壌などに生存している自然由来のものとがあり、従来はこれを分離して測定することが困難なため、一括して大腸菌群数として測定していたが、近年になり、排泄物由来の大腸菌のみを検出する技術が確立されたことから、令和4年4月1日より水質汚濁に係る環境基準の新たな指標として追加された。

窒素(N)、りん(P)

植物の育成にとって欠くことのできない栄養塩類だが、水域に必要以上に増加すると植物性プランクトンなどの異常発生の原因になり、アオコや赤潮が起こる。また、その死骸は、CODを高くする。ともに生活雑排水に多く含まれている。

窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)などの総称。燃料の燃焼に伴って発生する。主に空気中の窒素が高温で酸素と反応して生成する。燃焼過程では、はじめは無色の一酸化窒素として排出されるが、不安定な物質のため、そのほとんどが大気中の酸素と結びついて赤褐色の二酸化窒素となる。硫酸酸化物と並ぶ酸性雨の原因物質。

等価騒音レベル【L_{Aeq}、実測時間】

騒音エネルギーの時間的な平均値という物理的意味をもち、あらゆる種類の騒音の総暴露量

を正確に反映させることができる。

しかし、この測定方法は、航空機騒音や鉄道騒音及び建設作業音には適用されない。

特定外来生物

もともとその地域に生息していなかった外来生物のうち、生態系に被害を及ぼすもの。

は 行

ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いであるが、大気汚染防止法（1968 年）では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義している。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいい（粒径2.5 μ m 以下の微小粒子状物質）、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。主に、燃焼で生じた煤、風で舞い上がった土壌粒子（黄砂など）、工場や建設現場で生じる粉塵のほか、燃焼による排出ガスや石油からの揮発成分が大気中で変質してできる粒子などからなる。

富栄養化

人の生活雑排水や産業排水を通して、大量の窒素・りん（栄養塩類ともいう）が湖沼や内湾へ流れ込み、水質汚濁を引き起こす現象をいう。アオコ（水面が青緑色の粉をまいたように見える現象）や赤潮（水が赤褐色になる現象）などの発生原因となる。

浮遊粒子状物質（SPM、Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する物質であって粒径 10 μ m(ミクロン)以下のものをいう。排出されたときに粒子としての性質を持つ「一次粒子」と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応などにより粒子化した「二次粒子」に分類される。全体の4割がディーゼルエンジンから排出される。

なお、粒径 $10\mu\text{m}$ 以上のものは浮遊粉じんという。

放射線

高いエネルギーを持ち高速で飛ぶ粒子（ α 線、中性子線など）や高いエネルギーを持つ短い波長の電磁波（ γ 線、X線）の総称。放射線を放出する物質を「放射線物質」、放射線を出す能力を「放射能」という。

や 行

要請限度

道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合、道路管理者に対し改善措置を要請することができる。

A ~ Z

BOD（生物化学的酸素要求量）

BODは、河川の汚濁状況を表すのに用いられ、水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。この数値が大きいほど、その水は有機物による汚濁が進んでいる。

魚が生きることができる BOD の値は 5 mg/L 以下、日常生活において不快感を生じない値は 10 mg/L 以下とされている。＜環境省 HP 生活環境の保全に関する環境基準（河川）より引用＞

COD（化学的酸素要求量）

CODは、流れの少ない海域及び湖沼の汚濁状況を表すのに用いられ、水中の還元物質（有機物など）など汚濁源となる物質を、酸化剤で酸化分解するときに消費される酸素量をいう。この数値が大きいほど、その水は汚濁が進んでいる。

魚が生きることができる COD の値は 5 mg/L 以下、日常生活において不快感を生じない値は 8 mg/L 以下とされている。＜環境省 HP 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）より引用＞

DO（溶存酸素量）

水に溶けている酸素の量をいう。河川などの水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が水に溶けている酸素を消費し、この結果水中の酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。この数値が小さいほど、その水中の酸素が少ない。

Lden

実際の騒音の大きさと継続時間から算出される騒音の暴露量。算出の過程において、時間帯による騒音の感じ方の違いが加味されている。

pH（水素イオン指数）

水の酸性、又はアルカリ性の程度を表す指数で、0～14 までの数値で示される。pH7 が中性で、数値が小さくなるほど酸性が強く、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。天気が良いと水生植物やプランクトンの活動により水に溶けた二酸化炭素が消費され、pH が高くなる。酸性雨は、この数値が 5.6 以下のものを指す。

pg（重さの単位：ピコグラム）

1 兆分の 1 グラムを表す重さの単位で、ダイオキシン類などの有害化学物質の基準を示す場合の単位として用いられる。

ppm

parts per million（100 万分の 1）の略称で、濃度や割合を示す単位。大気汚染物質の濃度表示における 1 ppm は、1 m³の中に、その物質が 1 μg含まれていることを表す。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

SS（浮遊物質）

直径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の粒子状の物質のことをいう。水の濁りの原因で魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成を妨害するなどの悪影響がある。この数値が大きいほど、その水は濁っている。

TEQ（毒性等価換算濃度）

ダイオキシン類の中で毒性が最も強い、2,3,7,8-TCDD を基準として、他のダイオキシン類の濃度を換算して総量で示したもの。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）

Net Zero Energy House（ゼッチ）もしくは Net Zero Energy Building（ゼブ）の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入による室内環境の質を維持や大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が正味ゼロもしくはマイナスの一般住宅もしくは非住宅（店舗や工場など）のこと。

あ と が き

あらゆる気象観測データは、地球温暖化の危機が深刻化していることを示しています。近年は最高気温が更新される暑い夏が続いている一方で、気候変動対策は危機に直面しています。

世界の約束である、平均気温上昇を産業革命以前と比較して 1.5℃に抑えるには、温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 2010 年比で、世界全体で 45% (日本は 60%) 削減することが必要とされていますが、最新の各国の削減目標を積み上げてこの目標には程遠い状態です。

加えて、国連の地球温暖化対策を「世界最大の詐欺」とするトランプ大統領の発言もあり、削減のための取組への熱意が薄れる傾向もみられます。アメリカからの国連気候変動枠組条約への資金拠出が停止され、アメリカ国内でも環境保護関連機関の職員や予算が削減されたことを受けて、国際機関等での予算不足や、これまで取られていた気候変動に関する観測データが欠損する例がみられ、このままでは適切で迅速な対策の判断に影響が出ることも懸念されます。

このような中、温暖化対策を話し合う第 30 回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP30）が 2025 年 11 月に開催されました。気候変動対策はすべての国の協調が必要な課題です。最も暑い夏となった 2025 年に国際協調で対策を強化できるかが問われましたが、CO₂ 放出削減の工程表作りができず、地球温暖化をもたらしている化石燃料に直接言及しない合意という形で終了してしまいました。立場の違う各国での合意の難しさを露呈した形ですが、気候変動による自然災害が頻発する中での危機感のなさには落胆を感じざるを得ません。

龍ヶ崎市環境審議会は、昨年度、龍ヶ崎市第 2 次環境基本計画の見直しに関する審議を行い、令和 6 年 10 月 10 日に答申を提出しました。その中では龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画を一つの章としてまとめています。また、龍ヶ崎市第 3 次環境基本計画の作成を来年に控え、新しい計画下での取組が始まろうとしています。市民の一人一人が地球温暖化の抑制に向けた市の施策に関心を持ち、それぞれが何をできるかを考え、それを実践いただくことがますます重要となっています。

龍ヶ崎市環境審議会 会長 松本 宏

令和 7 年版 龍ヶ崎市環境白書

令和 8 年 3 月 発行

編集・発行 龍ヶ崎市都市整備部 生活環境課
